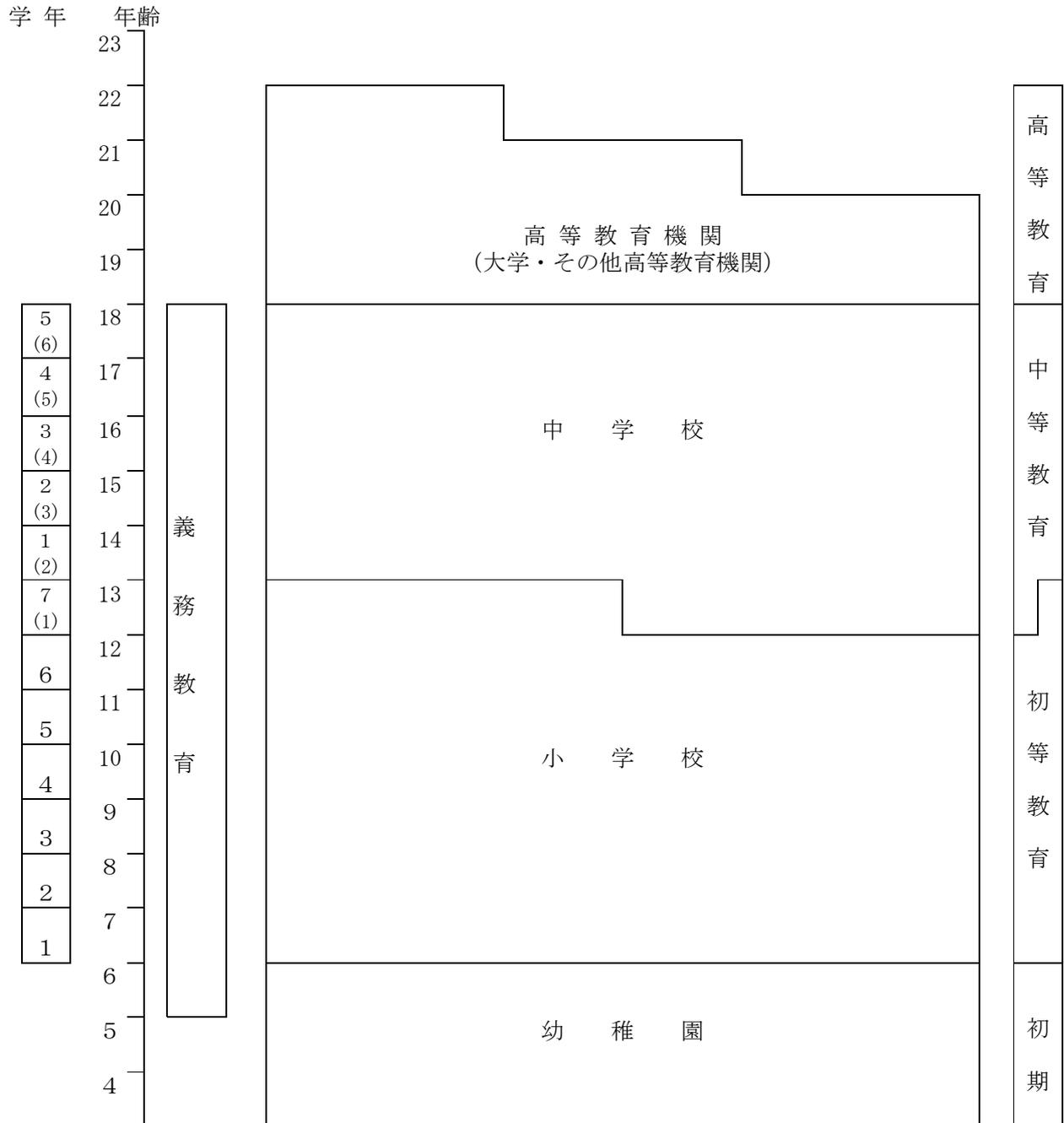


第5章 アルゼンチン

1 現在の学制の概要

(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類

図表5 - 1 : アルゼンチンの学校系統図



第5章 アルゼンチン



※初等教育・中等教育期間12年間を「7年・5年」とするか「6年・6年」とするかは州により異なる。

ア 学制区分²⁰⁰

アルゼンチンの学校制度は、初期教育（educación Inicial）・初等教育（educación Primaria）・中等教育（educación Secundaria）・高等教育（educación Superior）から構成されており、初期教育の最終年、初等教育、中等教育の合計 13 年間は義務教育期間に相当する。ただし、初等教育と中等教育の計 12 年間の区分（7年+5年とするか、6年+6年とするか）は、政府ではなく各州の裁量に委ねられている。

学制区分（学校年度開始月：3月）は以下のとおりである²⁰¹。

図表 5 - 2 : アルゼンチンの学制区分

区分	期間	学年	年齢	
初期教育			出生後 45 日 ～5 歳	託児所 幼稚園
初等教育	7 年間又は 6 年間 (州により 異なる)	第 1 学年～ 第 7 学 年 (又は第 6 学年)	6 歳～11 歳 (又は 12 歳)	小学校
中等教育	5 年間又は 6 年間 (州により 異なる)		12 歳 (又は 13 歳) ～17 歳	中学校 (普通教育を行う 「基本サイクル」及び専 門的な内容の選択制授業 を行う「多様化サイク ル」の 2 サイクルがあ る。)
高等教育		2 年間～ 4 年間 ²⁰²	18 歳～ (13 年間の義務 教育修了後)	大学及び大学以外の教育 機関 (教職教育、職業教 育、芸術教育等を実施す る Instituto Superior No Universitario ²⁰³)

イ 規制庁

アルゼンチンの教育制度は、政府教育省（Ministerio de Educacion）と各州（アルゼンチン特別区及び 23 州）が共同で設立した連邦教育審議会（Consejo Federal de Educación : CFE）²⁰⁴が管轄している。なお国立大学及び大学以外の高等教育機関に関しては政府教育省のみが

²⁰⁰ アルゼンチン教育省 El sistema educativo, Los Niveles : <http://portal.educacion.gov.ar/sistema/la-estructura-del-sistema-educativo/los-niveles/>

²⁰¹ 2014 年 3 月 11 日時点。

²⁰² 「アルゼンチンにおける高等教育」 NOTICIAS 2012 年 10 月号 国際協力機構（JICA）アルゼンチン事務所 <http://www.jica.go.jp/argentine/office/others/magazine/ku57pq00001uuzgw-att/201210.pdf>

²⁰³ 脚注 3 に同じ。

²⁰⁴ Consejo Federal de Educación (CFE) <http://portal.educacion.gov.ar/consejo/>

第5章 アルゼンチン

管轄する（ただし、国立・私立大学の代表者や教育行政官により構成される大学審議会²⁰⁵のメンバーも連邦教育審議会に参加している）²⁰⁶。

ウ 私立学校

私立学校は初期教育から高等教育の各段階に存在し、学生数ベースでは国全体で3割弱を占める²⁰⁷。政府及び州政府、ブエノスアイレス特別区政府が管轄している。

(2) (1) のうち義務教育段階、義務教育年齢

1 (1) 項に示した表のうち、義務教育に該当するのは以下の区分・年齢である。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・初期教育：最終年（5歳）の1年間・初等教育：6歳から11歳又は12歳（各州により異なる）・中等教育：12歳又は13歳から17歳 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

初等教育及び中等教育の計12年間は「7+5制」と「6+6制」があり、州によって異なるが、義務教育期間13年間に修了するのはいずれも17歳である。

(3) (1) のうち無償で提供される教育

公的教育の授業料はすべて無償である〔「子どもの権利保護法」第16号、2(2)オ項参照〕。

(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類

ア 就学前教育

初期教育がこれにあたり、その期間は生後45日から5歳までである。45日から2歳までは託児所、3歳から5歳までは幼稚園で教育を行う。

イ 学校外教育

国の主導による学校外教育の存在を確認することはできなかったが、各教育機関において様々なプログラムが実施されているものと思われる²⁰⁸。

(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育機関の違い

義務教育期間、学制区分といった制度の大枠に関する地域差はない「教育基本法」〔2006年、2(1)項及び(2)イ項参照〕の制定により地域格差が解消されたためである。ただし初等教育及び中等教育の計12年間に「7+5制」とするか「6+6制」とするかは州によって異なる²⁰⁹。

²⁰⁵ 2(2)ウ項（高等教育法第72条）参照。

²⁰⁶ 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）国際教育局（International Bureau of Education、IBE）World Data on Education 2010/2011 Argentina（スペイン語）p6 Administracion y gestion del sistema educativo : http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Argentina.pdf

²⁰⁷ アルゼンチン国家統計センサス局 教育制度 Alumnos de educación común por nivel de enseñanza y sector, según provincia. Años 2009-2011 : http://www.indec.mecon.ar/principal.asp?id_tema=79

アルゼンチンの学生総数（初期教育～高等教育）は約1,064万人、うち私立学校在校生数は約300万人で28.2%に相当する。教育段階別での私立学校在校生比率は初等教育33.2%、中等教育27.8%、高等教育39.5%（すべて2011年データ）。

²⁰⁸ PISA（OECDの学習到達度調査）参加者が在籍する学校では科学分野関連の学習プロジェクトや校外実習等の取組が行われている。PISA in Focus Number 18 Are students more engaged when schools offer extracurricular activities? : [http://www.oecd.org/edu/pisa%20in%20focus%20n18%20\(eng\)-v05.pdf](http://www.oecd.org/edu/pisa%20in%20focus%20n18%20(eng)-v05.pdf)

²⁰⁹ 一例としてブエノスアイレス特別市の状況を挙げる。同市が公表している「教育アジェンダ2014年」（教育関連スケジュール）によると初等教育には7年生が含まれているため「7+5制」を敷いていると見られる。（同市の教育制度年数に関する資料を確認することはできなかった。）：

第5章 アルゼンチン

- (6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階
飛び級の存在を示す資料を確認することはできなかった。
- (7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階
初等教育、中等教育において留年制度が導入されている²¹⁰。

2 学制の改正状況

(1) 最近 20 年間に行われた学制の改正の概要

直近 20 年間における大きな制度改正は、主に連邦教育法（1993 年、24.195 号、Ley Federal de Education, sancionada en 1993）及び教育基本法（2006 年、26.206 号 Ley de Educación Nacional）の制定に伴って行われている。

アルゼンチンは 1990 年代に入るまでクーデター、国際間紛争、経済危機が発生するなど不安定な状況にあり、国の発展のためには教育制度改革が必要とされたことから連邦教育法（1993 年）が制定され、教育制度の管轄が各州に権限委譲された。こうした改革により、地域ニーズに沿った教育制度を整備することができると思われたが、逆に制度の州間格差が生まれて混乱を招く結果〔2（6）項を参照〕となり、連邦政府の権限を再強化する教育基本法（2006 年）の制定につながった。

ア 学制区分の再編及び義務教育期間の拡大

(ア) 連邦教育法（1993 年）による区分再編及び期間拡大²¹¹

同法により義務教育期間が 7 年から 10 年に拡大された。それまでの制度（初等教育 7 年、中等教育 5 年）を再編し、9 年間の一般基礎教育課程（EGB 1～3、それぞれ期間 3 年間）の後に 3 年ないし 4 年間の後期中等教育（高等学校又はポリモーダル（Polymodal）と呼ばれる芸術、語学、職業訓練等に特化したカリキュラム選択教育）を設置。義務教育期間は初期教育の最終年 1 年間と一般基礎教育課程 9 年間の計 10 年間と定めた。

(イ) 教育基本法（2006 年）による区分再編及び期間再拡大

連邦教育法の制定に伴い 10 年間と定められた義務教育期間を更に 3 年間拡大した。また

http://estatico.buenosaires.gov.ar/areas/educacion/pdf/agenda_educativa_2014.pdf

²¹⁰ 下記ユニセフの資料によると成績不振を理由とする留年制度が存在すると思われるが、詳細を確認することができなかった。

・ PISA in Focus Number 6 When students repeat grades or are transferred out of school: What does it mean for education systems? (2011/6) (PISA (OECD の学習到達度調査) 2006 結果「留年制度について」:

<http://www.oecd.org/pisa/pisaproducts/pisainfocus/48363440.pdf>

・ ユニセフ「世界の子どもたち」(2009 年 9 月 8 日 アルゼンチン発):

http://www.unicef.or.jp/children/children_now/argentina/sek_argen_02.html

・ またアルゼンチン国家統計センサス局（教育制度の項）では 2011 年留年者数（初等教育約 19 万 5 千人、中等教育約 36 万 2 千人）を公表している（留年者比率の公表は見当たらなかった）。Alumnos repitentes de educación común, por nivel de enseñanza y sector, según provincia. Total del país. Años 2009-2011 :

http://www.indec.mecon.ar/principal.asp?id_tema=79

²¹¹ How Do Crises Affect Schooling Decisions? Evidence from Changing Labor Market Opportunities and a Policy Experiment, Florencia López Bóo, Inter-American Development Bank (IDB) 2008/12 p10 :

<http://idbdocs.iadb.org/wsdocs/getdocument.aspx?docnum=1789583>

Education in Argentina: past, present and future tendencies, Silvina Gvirtz (Universidad de San Andrés), National Directorate Centre for International Economy (DNCEI) (economic think tank of the Argentine Foreign Affairs Ministry), Seminar John Fogarty 2007/4, P6、P8 Educational policy in the 1990s: redefining state responsibilities for education

<http://www.cei.gov.ar/userfiles/Gvirtz.pdf>

第5章 アルゼンチン

一般基礎教育課程の9年間を含む学制区分も再編が行われ、義務教育を含む各教育段階の年齢区分について定められた。

年齢区分は以下のとおりである。

図表5-3：各教育段階の年齢区分

初期教育	出生後45日～5歳→最終年（5歳）の1年間のみを義務教育とする。
初等教育	6歳～11歳又は12歳（州により異なる）→義務教育とする。
中等教育	12歳又は13歳～17歳→義務教育とする。
高等教育	13年間の義務教育終了後、大学及び大学以外の教育機関（教職教育、人文学系教育、職業教育、芸術教育等を実施）において、一定年数を提供される教育を指す。

イ 連邦政府・州政府間の権限の見直し

連邦教育法（1993年）の制定により、国内各州は連邦政府の干渉を受けず教育制度の運営を行うことができるようになった。しかし連邦政府の関与が低下した結果、国としての制度統一性が失われる結果となった²¹²。具体的には、各州政府が独自に定めるべき州教育法の制定の遅れや、州の財政負担増（国・州間の連携を担当する行政機関や従来国が負担していた私立校への補助金が州負担となる）などの問題が発生したことが挙げられる。その反省から教育基本法（2006年）では再度連邦政府の権限が強化されることとなった。

(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文

ア 1994年憲法²¹³

第14条 すべての国民は以下の権利を有する。（中略）教育を行い、また教育を受ける権利。

イ 教育基本法（2006年、26.206号 Ley de Educación Nacional）²¹⁴

教育基本法は2001年の経済・金融危機による混乱を経て2003年に就任したネストル・キルチネル（Nestor Kirchner）大統領のもと、2006年12月27日に公布された法律である。連邦教育法（1993年）の制定に伴い、各州に対して教育管轄権限の委譲が行われた結果、連邦政府の監督力が極端に低下し教育格差の発生や制度崩壊を招いた。その反省から、本法では「連邦政府は、全国民が質の高い、かつ国民にとりって不可欠な教育を受ける権利を保証する義務を負う」という方針の下、連邦政府の役割の見直しが行われた²¹⁵。

教育基本法の主要条文は以下のとおりである。

<主要条文>

- ・第2条 教育は公共財であり国が保証する権利である
- ・第3条 教育は国家の優先課題であり、公平な社会を築き、国家主権を再確認し、

²¹² Education in Argentina: past, present and future tendencies, Silvina Gvirtz (Universidad de San Andrés), National Directorate Centre for International Economy (DNCEI) (economic think tank of the Argentine Foreign Affairs Ministry), Seminar John Fogarty 2007/4, P6 Educational policy in the 1990s: redefining state responsibilities for education, b)項：
<http://www.cei.gov.ar/userfiles/Gvirtz.pdf>

²¹³ アルゼンチン憲法（アルゼンチン議会上院ウェブサイト）<http://www.senado.gov.ar/deInteres>（スペイン語、英語）

²¹⁴ 教育基本法 http://portal.educacion.gov.ar/consejo/files/2009/12/ley_de_educ_nac1.pdf（スペイン語）

²¹⁵ EDUCATION EVOLUTION NATIONAL REPORT OF ARGENTINA 2004-2008 Ministerio de Educación Presidencia de la Nación（アルゼンチン教育省）2008/11（アルゼンチン教育省による教育改革報告書）p8-9 National Education Law：
http://www.ibe.unesco.org/National_Reports/ICE_2008/argentina_NR08.pdf

第5章 アルゼンチン

市民権の民主的履行、人権・基本的自由の尊重を行い、アルゼンチンの経済社会の発展に資するものである

- ・第10条 連邦政府は、教育がビジネスとして扱われる自由貿易協定を締結したり、公立教育の商業化を図ったりするような行為をとってはならない
- ・第12条 連邦政府・各州・ブエノスアイレス特別区は共同で教育制度の策定や管理、財源抛出の責任を負い、また教育機関の設立と運営を行い、教育制度各段階へのアクセスを保証する。連邦政府は国立大学を設立し、財源の抛出を行う
- ・第13条 連邦政府・各州・ブエノスアイレス特別区は私立学校の運営に関しこれを了承し、管轄する
- ・第18条 初期教育は出生後45日から5歳までにおける教育区分であり、その最終年は義務教育である。
- ・第26条 初等教育は義務であり、6歳から開始される。
- ・第29条 中等教育は義務であり、初等教育の水準を満たした者の教育を行う。
- ・第31条 中等教育は、一般教育を行う基本サイクル (Ciclo Básico) 及び多様な専門分野の教育や職業教育を行う多様化サイクル (Ciclo Orientado) の2つに分かれる。
- ・第34条 高等教育は以下機関から構成される。
 - a) 高等教育法 (24.521号) に基づき規定された国立及び私立の大学
 - b) 国公立及び私立の高等教育機関
- ・第113条 教育制度の運営管理は政府が教育省、各州、アルゼンチン特別区を通じて行う。教育政策に関する調整を行うのは連邦教育審議会である。

ウ 高等教育法 (24.521号 Ley Nacional De Educacion Superior) ²¹⁶
教育基本法の主要条文は以下のとおりである。

<主要条文> (仮訳)

- ・第5条 高等教育は、教職教育、人文学系教育、職業教育、芸術教育等を実施する非大学教育機関、及び総合大学や単科大学等大学水準の教育機関で構成される。
- ・第15条 各州及びブエノスアイレス特別区政府は、本法令及び連邦政府との協議に基づき大学以外の教育機関の管轄を行う。
- ・第72条 大学審議会は国立大学協議会 (Consejo Interuniversitario Nacional) の理事会、私立大学学長協議会 (Comisión Directiva del Consejo de Rectores de Universidades Privadas) の理事会、7つの高等教育地域計画審議会 (Consejos Regionales de Planificación de la Educación Superior) の代表 (大学学長であること)、教育省の代表者により構成される。その議長には、教育大臣又はその指定した者 (役職 Secretario 級以上) が就任する。

エ 子どもの権利保護法 (26.061号 LEY DE PROTECCION INTEGRAL DE LOS DERECHOS DE LAS NIÑAS, NIÑOS Y ADOLESCENTES、2005年10月21日公布) ²¹⁷

²¹⁶ 高等教育法 (24.521号) <http://portal.educacion.gov.ar/sistema/files/2009/12/Ley-nacional-de-educacion-superior-24.521.pdf> (スペイン語) Argentina, Legal framework of private higher education, Country Laws on Private Higher Education ニューヨーク州立大学 The Program for Research on Private Higher Education (PROPHE) http://www.albany.edu/dept/eaps/prophe/data/National_Data/Argentina-PHE-legalframework.pdf (英文、抜粋)

²¹⁷ 子どもの権利保護法 (Informacion Legislativa y Documental, InfoLEG (経済財政省立法情報ウェブサイト)) (ス

第5章 アルゼンチン

国際連合「児童の権利に関する条約」の批准に伴い制定。国・家族・社会は、子どもが持つ可能性を最大限引き出すことができるようにすべきと規定し、第16条で公的教育は無料であると定める。

(3) 学制改正前の法律、その根拠条文

- ア 連邦教育法（1993年、24.195号、Ley Federal de Education, sancionada en 1993）²¹⁸
国の教育全般について定めた初の法律である。
連邦教育法の主要条文は以下のとおりである。

<主要条文>

- ・第59条 各州及びブエノスアイレス特別区は以下の責務を有する。
 - a) 各州及びブエノスアイレス特別区の教育制度に関する計画立案・組織設置・制度運営。
 - b) 連邦文化教育審議会（Consejo Federal de Cultura y Educación）において合意された枠組みにもとづいた多様な区分や段階、特別な教育体制におけるカリキュラムの認定。
 - c) 国が管轄する教育機関の組織及び指導、管轄範囲内の私立教育機関に関する許認可及び監督。

- イ 州及びブエノスアイレス特別区に対する教育サービス管轄委譲法（1991年、24.049号 TRANSFERENCIA A LAS PROVINCIAS Y A LA MUNICIPALIDAD DE BUENOS AIRES DE SERVICIOS EDUCATIVOS）²¹⁹
連邦政府から各州への教育制度の管轄権限委譲を定めた法律²²⁰。

州及びブエノスアイレス特別区に対する教育サービス管轄委譲法

第1条 教育サービスを各州及びブエノスアイレス特別区に委譲する。大学は本法の規定から除外される

(4) 学校段階別学制の改正状況

- ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正

(ア) 連邦教育法（1993年）の制定に伴う年齢区分の改正

同法にもとづく一般基礎教育課程（9年間）の設置により、従来制度²²¹（初等教育〈6歳から12歳の間の7年間〉と中等教育〈初等教育終了後の5年間又は6年間〉）の年齢区

ペイン語）<http://infoleg.mecon.gov.ar/infolegInternet/anexos/110000-114999/110778/norma.htm>

²¹⁸ 連邦教育法 http://www.me.gov.ar/consejo/cf_leyfederal.html（スペイン語）<https://apps.v-main.teikyo-u.ac.jp/tosho/hehara41.pdf>（日本語訳、アルゼンチン教育法 帝京大学紀要 帝京法学 第24巻第2号 2006/3 江原裕美）なお本文に記載の訳文は、江原訳およびスペイン語版をもとに整理したものである。

²¹⁹ 州およびブエノスアイレス特別市に対する教育サービス管轄委譲法 <http://www.bnm.me.gov.ar/gigal/normas/4475.pdf>（スペイン語）

²²⁰ 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）国際教育局（International Bureau of Education、IBE）World Data on Education 2010/2011 Argentina（スペイン語）p3 Leyes y otras normas fundamentales relativas a la educación : http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Argentina.pdf

法令 24.049号（アルゼンチン立法データベース）<http://www.bnm.me.gov.ar/gigal/normas/4475.pdf>（スペイン語）

²²¹ 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）国際教育会議（International Conference on Education、ICE）第43回会議 Development of the education in Argentina, 1991-1992, Ministry of Culture and Education, Argentine Republic 1992 なお本資料では従来の初等教育を「6歳から14歳の7年間」としているが、「6歳から12歳までの7年間」とであると判断した。http://www.ibe.unesco.org/National_Reports/Argentina/nr_mf_ag_1992_se.pdf

第5章 アルゼンチン

分が変更となり、6歳～14歳までが一般基礎教育課程、15歳～17歳又は18歳までが後期中等教育期間 [2 (1) ア (ア) 項参照]、それ以降が高等教育期間となった。

(イ) 教育基本法 (2006年) の制定に伴う改正

同法制定に伴い、一般基礎教育課程9年間と後期中等教育区分を「初等教育」と「中等教育」に再編した。これによって初等教育が6歳から11歳又は12歳まで(6年間又は7年間、州により異なる)、中等教育が12歳又は13歳から17歳まで(6年間又は5年間、州により異なる)と定められた。

イ 義務教育年齢・年数の改正

(ア) 連邦教育法の制定に伴う改正

従来の義務教育期間は6歳～12歳(初等教育7年間に相当)であったが、5歳～14歳の10年間に拡大された。10年間の内訳は、初期教育の最終年1年間(5歳)及び一般基礎教育課程9年間である。

(イ) 教育基本法の制定に伴う改正

連邦教育法のもとでは一般基礎教育課程(6歳～14歳)の修了時点で終了していた義務教育期間が17歳までの13年間に引き上げられた。13年間の内訳は、初期教育の最終年度1年間(5歳、従来制度からの変更なし)・初等教育(6歳～11歳又は12歳)・中等教育(12歳又は13歳～17歳)である。

ウ 特定教育段階での無償化導入・変更

公教育の授業料は無償であるが、その導入時期や、制度変更の有無について示す資料を確認することはできなかった。

エ 飛び級制度の導入・撤廃

飛び級の導入・撤廃を示す資料を確認することができなかった。

オ 留年制度の導入・撤廃

留年制度は存在するが、その導入・撤廃に関する資料を確認することができなかった。

(5) 学制改正に関する世論動向

ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等

1993年の連邦教育法(24195号、Ley Federal de Education, sancionada en 1993)により教育制度が各州の裁量に委ねられたことによって、各州間での学習到達度レベルに格差が生じたと指摘する声が上がった。²²²

また1990年代のアルゼンチンでは新自由主義改革が行われ、民営化や規制緩和が過度に進められた。地場産業の崩壊、失業率の上昇、所得格差の拡大といった問題が生じ、ついに2001年12月アルゼンチン経済の破綻という事態にまで及び、教育制度改革も影響を受けることとなった。

イ 改正に関する賛成意見

連邦教育法については、意欲的な政策との見方もあるものの²²³、一方では否定的な(事後

²²² 脚注21、ARGENTINA: Mixed Marks for Educational System, Inter Press Service 2008/1/3を参照。

²²³ Anne Dupre, *Transforming Education: The Lesson from Argentina* (2001) VANDERBILT JOURNAL OF TRANSNATIONAL LAW VOL 34 : http://digitalcommons.law.uga.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1790&context=fac_artchop

第5章 アルゼンチン

の) 評価が多く、その是正策として教育基本法を位置付ける見方が多い(2 (6)、(7) 項を参照)。

ウ 改正に関する反対意見

教育基本法制定後、教育の質向上を目的として連邦教育審議会が導入を検討しているカリキュラム改正に対し中等学校の生徒が反対を表明し、学校を占拠する事態も発生した。連邦教育審議会はカリキュラムの標準化(選択制授業の比重を下げる)により各州の中等学校卒業資格を統一化したいとの意向を持っていたが、生徒側は選択制授業が就職のために不可欠であること、また生徒側の意見聴取を行うことなく改正が行われたことを不服としている²²⁴。

(6) 学制改正の背景

アルゼンチンは1940年代から1980年代にかけ、断続的な軍部の政治介入やフォークランド紛争(1982年)の発生、またハイパーインフレといった経済危機の発生など不安定な状況にあった。その中で国の建て直し・発展のためには教育制度の抜本的改革が必要であるとされたことから、国の教育制度・組織の改革、教育機関・カリキュラムの改革などを柱とする連邦教育法(1993年)が制定された。しかし同法の制定に伴い、各州に対して教育管轄権限の委譲が行われた結果、州政府の行政能力や財政力によって対応がまちまちとなり州ごとに異なる制度が敷かれた。また権限委譲には長期的視野が欠けており、これが(州間の)教育格差の発生や制度崩壊を招いたとの反省から、教育基本法が2006年に制定された²²⁵。

(7) 学制改正に関する評価

教育規制庁や教育研究者などによる事後評価

ア 連邦教育法(1993年)の評価²²⁶

国際連合教育科学文化機関の国際教育会議に提出された同国の教育制度報告書によると、連邦教育法の制定に伴い州の負担が増し、また州ごとに異なる制度が敷かれたため、一国に

²²⁴ ・ What's Behind the Mass Student Takeover of Argentina's High Schools? The Atlantic, 2012/10/17 : <http://www.theatlantic.com/international/archive/2012/10/whats-behind-the-mass-student-takeover-of-argentinahigh-schools/263751/>

・ To the barricades, The Economist 2013/10/3 : <http://www.economist.com/blogs/americasview/2013/10/schools-argentina>

²²⁵ 外務省 各国・地域情勢 アルゼンチン共和国 : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/argentine/data.html>

国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)国際教育会議(International Conference on Education, ICE)

第43回会議 Development of the education in Argentina, 1991-1992, Ministry of Culture and Education, Argentine Republic 1992 (1993年の連邦教育法(24195号)制定1年前の報告書) pp14-18 :

http://www.ibe.unesco.org/National_Reports/Argentina/nr_mf_ag_1992_se.pdf

第47回会議 El Desarrollo de la educacion, Informe nacional de Argentina Por Ministerio de Educacion, Ciencia y Tecnologia (National report on the development of education) 英語版 p1 :

http://www.ibe.unesco.org/National_Reports/ICE_2004/argentina.pdf

²²⁶ ・ 国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)国際教育会議(International Conference on Education, ICE)第46回会議資料 Education Development National Report of Argentina by National Ministry of Education, March 2001 p48-50

http://www.ibe.unesco.org/National_Reports/ICE_2001/Argentina_En.pdf

Education in Argentina: past, present and future tendencies, Silvina Gvirtz (Universidad de San Andrés), P6 Educational policy in the 1990s: redefining state responsibilities for education : <http://www.cei.gov.ar/userfiles/Gvirtz.pdf>

・アルゼンチンの教員組合のトップは2008年、国際的な教育関連NGOの取材に対し「連邦教育法制定の影響が最も大きかったのは中等教育である。同法の制定により国内に24の異なる制度が設けられ、制度全体の崩壊につながった。」と述べている。また教育行政に携わっていた研究者も「中等学校への進学増加に伴う教員・インフラ整備が追いつかない状態の中で州への教育行政権限が委譲され、制度崩壊を招いた。」と指摘している。ARGENTINA: Mixed Marks for Educational System, Inter Press Service 2008/1/3 : <http://www.ipsnews.net/2008/01/argentina-mixed-marks-for-educational-system/>

第5章 アルゼンチン

異なる制度が併存する状態を招いたという評価を行っている。
連邦教育法の制定による影響は以下のとおり。

- ①連邦政府の定めた教育方針の運営が各州の裁量に委ねられ、国と各州の調整を行う連邦文化教育審議会の役割が強化された。
- ②連邦文化教育審議会は各州に対し早期の制度制定及び制度改正を求めたが、各州が足並みを揃えて対応することができず、州ごとに異なる制度設計を許す結果となった。
- ③新制度（連邦教育法にもとづく制度）によって教員の確保や財政面など、州政府の負担が増加する結果となった。

イ 教育基本法の評価

教育基本法に基づく制度整備が現在進行形であることもあり、旧制度の連邦教育法についての評価と教育基本法の内容説明を行っている文献が多く見られた。国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が開催している国際教育会議（International Conference on Education、ICE）の直近資料（2008年）²²⁷においても、旧制度に対する反省が中心となっている。

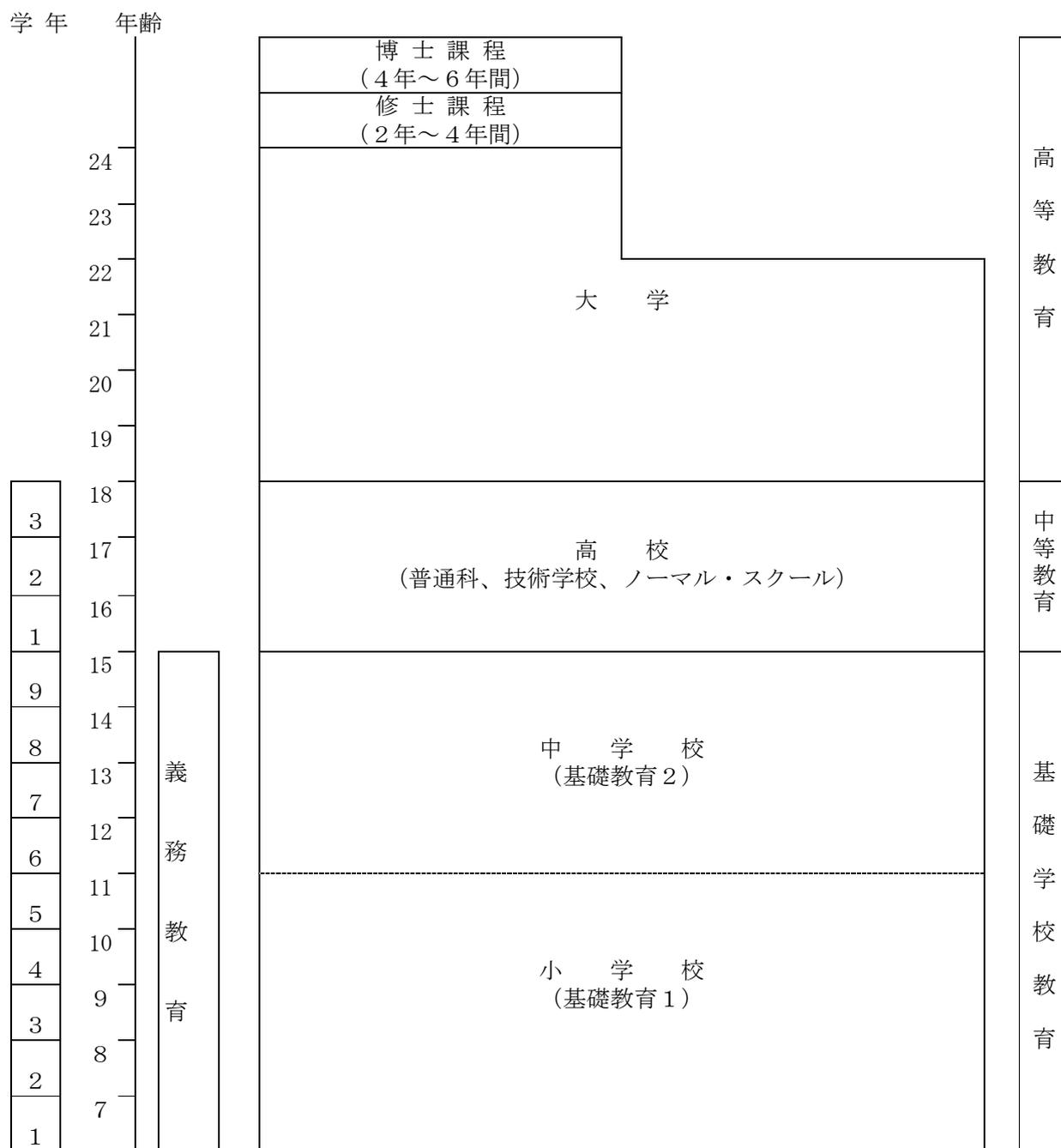
²²⁷ 第48回会議 EDUCATION EVOLUTION NATIONAL REPORT OF ARGENTINA 2004-2008,アルゼンチン教育省 2008/11 : http://www.ibe.unesco.org/National_Reports/ICE_2008/argentina_NR08.pdf

第6章 ブラジル

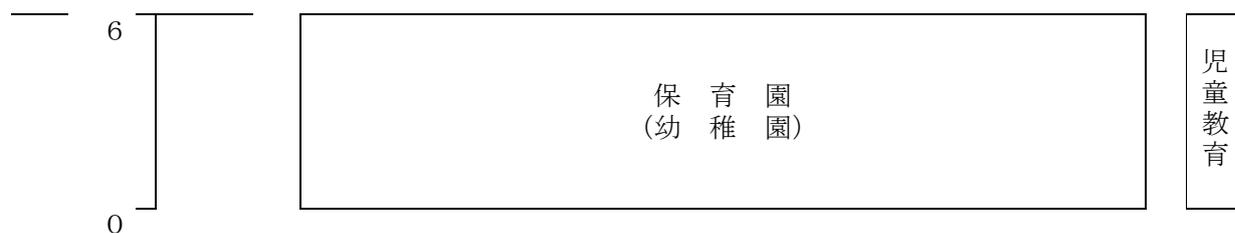
1 現在の学制の概要

(1) 初等教育、中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類

図表6 - 1 : ブラジルの学校系統図



第6章 ブラジル



ブラジルの学校制度は、児童教育、基礎学校教育、中等教育、高等教育の大きく4つに分けられる。

2012/2013年度の学制区分は（学校開始開始月：1月末若しくは2月）以下のとおである。

図表6-2：ブラジルの学制区分

区分	期間	学年	年齢	
プレ・スクール（保育園＋プレ・スクール）	保育園0歳～3歳 プレ・スクール4,5歳。	保育園(幼稚園)ブラジルではこの2つの区分はなし。公立と私立あり。 ＋プレ・スクール	0歳～5歳	保育園（幼稚園）での保育。教育方針により、年齢別グループに分かれる場合と、分かれていない場合がある。4・5歳は就学準備期間（プレ・スクール）としての児童教育期として、2013年に承認された法律（2013年4月4日制定の法律「Lei nº 12.796」）により、2016年から義務教育となる。
基礎学校教育（初等教育）	9年間	第1学年～第9学年 小学校、中学校	6歳～14歳	6歳を迎えた年に小学校に入学。多くの学校が半日制を採用しており、学年によって午前中、午後の授業に参加する。基礎教育1：第1学年～5学年（6歳から10歳まで）、基礎教育2：第6学年～9学年（11歳から14歳まで）に分かれている。
中等教育	3年間	高校	15歳～17歳	普通科の他に技術学校（escola técnica）、基礎学校教育教員養成のためのノーマル・スクール（Escolas Normais）がある。
高等教育		大学	18歳～22歳(基本)	中等教育を終了し、大学入学試験（vestibular）に合格すれば進学可能。4年制と6年制がある。修士課程は2年～4年制、博士課程は4年～6年制。

ブラジルの教育の概要は以下のとおりである。

第6章 ブラジル

図表6 - 3 : ブラジルの教育の概要

児童教育 (保育園+プレ・ スクール)	0歳～5歳。4・5歳は就学準備期間としての児童教育期(プレ・スクール)として、2013年に承認された法律(2013年4月4日制定の法律「Lei nº 12.796」)により、2016年から義務教育となる。
基礎学校教育	Ensino fundamental と呼ばれる基礎教育1は、第1学年～第5学年(6歳から10歳まで)となる。基礎教育2は第6学年～9学年(11歳から14歳まで)となる。
中等教育 (Ensino médio)	普通科では15歳から17歳までの3年間。中等教育には、普通科の他に技術学校(escola técnica)、基礎教育教員養成のためのノーマル・スクール(Escolas Normais)がある。
高等教育 (Ensino superior)	基本18歳から22歳まで。中等教育を終了し、大学入学試験(vestibular)に合格すれば進学可能。4年制と6年制がある。修士課程は2年～4年制、博士課程は4年～6年制。

※その他：1999年に教育省の関連機関である国家教育審議会によって先住民に対する教育カテゴリが制度化。先住民の言語、文化継続のための特別カリキュラムを導入。

(2) (1)のうち義務教育段階、義務教育年齢

現行での義務教育段階・年齢は以下ようになる。

義務教育段階(Ensino fundamental)は、6歳～14歳までの9年制。

- ・基礎教育1：第1学年～第5学年(6歳～10歳まで)
- ・基礎教育2：第6学年～第9学年(11歳～14歳まで)

2013年に承認された法律(2013年4月4日制定の法律「Lei nº 12.796」)により、2016年からは、義務教育段階・年齢は以下ようになる。

義務教育段階(Ensino fundamental)は、4歳～17歳までの14年制

- ・児童教育(プレ・スクール)：4歳～5歳まで
- ・基礎教育1：第1学年～5学年(6歳～10歳まで)
- ・基礎教育2：第6学年～9学年(11歳～14歳まで)
- ・中等教育：15歳～17歳まで

(3) (1)のうち無償で提供される教育

公立学校は幼稚園から大学まで学費が無償。(1988年憲法(CONSTITUIÇÃO DA REPÚBLICA FEDERATIVA DO BRASIL)第206条 公教育の無償が規定)

1988年憲法第206条(公教育の無償が規定)の条文は以下のとおり。

- ・ Art. 206. O ensino será ministrado com base nos seguintes princípios:
I - igualdade de condições para o acesso e permanência na escola
II - liberdade de aprender, ensinar, pesquisar e divulgar o pensamento, a arte e o saber

第6章 ブラジル

206条 教育は次の原則に基づいて行わなければならない。

I -学校へのアクセスと永続性に関する平等条件

II -学ぶこと、教えること、研究すること、思想、芸術、知識に関する自由

(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類

就学前教育

プレ・スクール (Educação Infantil) 5歳まで

1 : 幼児教育 (保育園(幼稚園)) 3歳まで

2 : プレ・スクール 4・5歳まで (児童教育期に該当)

(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育期間の違い

なし。州と市は国家教育計画に従う義務がある。

教育省の関連機関である国家教育審議会 Conselho Nacional de Educação(CNE)の

2006年「教育省の関連機関である国家教育審議会発行の「提言CNE/CEB n° 41/2006」

・市は独自の教育システムを確立してはいけない。

2006年「教育省の関連機関である国家教育審議会発行の「提言 CNE/CEB n° 39/2006」

・市は州の教育システムに従う義務がある。

(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階

なし。

(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階

留年制度はある。

私立は学校により異なり、公立は市により異なる。

教育省は、初等教育を第1～3学年、第4～5学年、第6～9学年の3つのサイクルにわけ、各期間で目標の学力レベルに達しない場合に留年させるよう指導している。

例えばサンパウロ市では、2014年度より第3・6・9学年の時に、留年制度を適用するよう指導している。(それまでは5・9学年)

2 学制の改正状況

(1) 最近20年間に行われた学制の改正の概要

国家教育基本法 (Lei de Diretrizes e Bases da Educação Nacional, LDB 1996年制定) によれば義務教育期間は8年間だったが、共和国大統領府発行の修正法律「Lei n° 11.274」により、2010年までに9年間に移行することが定められた。そのため、現行の学制は5 + 4 + 3 + 4制 (普通科) である。

2013年4月に大統領により法律 12.796 が許可された。その結果児童教育、基礎教育、中等教育の14年が義務化されることになり2016年までに移行される。

(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文

1996年制定の国家教育基本法 (Lei de Diretrizes e Bases da Educação Nacional, LDB²²⁸ LEI N° 9.394, DE 20 DE DEZEMBRO DE 1996. (1996年12月20日の法律 N° 9.394,)) の修正法律が発行されている。

²²⁸各種行政情報を提供するポータルサイト Portal Planalto : http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/l9394.htm

第6章 ブラジル

ア 2005年5月16日制定の共和国大統領府発行の修正法律「Lei nº 11.114」
(基礎学校教育開始を6歳と定める。)

「Lei nº 11.114」共和国大統領府発行の修正法律(2005年)は以下のとおりである。

Art. 6º - É dever dos pais ou responsáveis efetuar a matrícula dos menores, a partir dos seis anos de idade, no ensino fundamental.
(第6条一両親、保護者は、6歳の子どもを基礎教育に就学させる義務がある。)

イ 2006年2月6日制定の共和国大統領府発行の修正法律「Lei nº 11.274」
(基礎学校教育を9年と定め、開始年齢を6歳とし、2010年まで移行することを定める。)

「Lei nº 11.274」共和国大統領府発行の修正法律(2006年)

「Lei nº 11.114」の条文を「Lei nº 11.274」でも継続

Art. 6º - É dever dos pais ou responsáveis efetuar a matrícula dos menores, a partir dos seis anos de idade, no ensino fundamental. (NR)
(第6条一両親、保護者は、6歳の子どもを基礎教育に就学させる義務がある。)

Art. 32 - O ensino fundamental obrigatório, com duração de 9 (nove) anos, gratuito na escola pública, iniciando-se aos 6 (seis) anos de idade, terá por objetivo a formação básica do cidadão, mediante
(第32条一義務教育である基礎教育は、9年間とし、公立校では無料とする。6歳から開始し、市民としての基本情報を学ぶことを目的とする。)

ウ 2013年4月4日制定の共和国大統領府発行の修正法律「Lei nº 12.796」
(義務教育を4歳からの14年と制定。)

「Lei nº 12.796」共和国大統領府発行の修正法律(2013年)は以下のとおりである。

Art. 4ºeducação básica obrigatória e gratuita dos 4 (quatro) aos 17 (dezesete) anos de idade, organizada da seguinte forma:
a) pré-escola;
b) ensino fundamental;
c) ensino médio
(第4条一無償である義務教育は、4歳から17歳までとする。
その組織は以下のとおり)
a) プレ・スクール(児童教育)
b) 基本教育
c) 中等教育

(3) 学制改正前の法律、その根拠条文

①1961年大統領府制定の国家教育基本ガイドライン「Lei n. 4.024」、第2条 26項、27項で、義務教育を4年と制定。

・ Art. 26. O ensino primário será ministrado, no mínimo, em quatro séries anuais

26条 初等教育は、最低4年間提供されるべきである

・ Art. 27. O ensino primário é obrigatório a partir dos sete anos e só será ministrado na língua nacional. Para os que o iniciarem depois dessa idade poderão ser formadas classes especiais ou cursos supletivos correspondentes ao seu nível de desenvolvimento-

27条 初等教育は7歳より義務教育であり、それは国語によって教えられる。

この年齢に遅れて教育を開始した者や特別学級に所属する者のためには、発達段階に応じた補助課程が構成される。

②1971年8月11日大統領府制定の初等・中等・その他の教育に関する基本ガイド

第6章 ブラジル

<p>ライン「Lei nº 5.692」の第2条20項で、基礎教育を8年間と定める。 Art. 20. O ensino de 1º grau será obrigatório dos 7 aos 14 anos, cabendo aos Municípios promover, anualmente, o levantamento da população que alcance a idade escolar e proceder à sua chamada para matrícula. 20条 教育第一段階は7歳から14歳までを義務とする。 毎年、自治体に学童年齢に到達した人口の調査を行わせ、入学登録を行わせるようにする。</p>
<p>③1996年の国家教育基本法（Lei de Diretrizes e Bases da Educação Nacional, LDB）によれば義務教育期間は8年間で、1971年のガイドラインの内容が保たれている。 〈2の（2）を参照〉</p>
<p>④国家教育基本法（Lei de Diretrizes e Bases da Educação Nacional, LDB）の2005年5月16日制定の大統領府の修正法律「Lei nº 11.114」 1971年制定のガイドライン「Lei nº 5.692」の7歳を変更し、基礎教育開始を6歳と定める。 〈2の（2）を参照〉</p>
<p>⑤2006年2月6日制定の大統領府の修正法律「Lei nº 11.274」 基礎教育を9年と定め、開始年齢を6歳とし、2010年までに移行することを定める。 〈2の（2）を参照〉</p>

（4）学校段階別学制の改正状況

- ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正
 基礎学校教育（初等教育）の年齢区分改正は以下のとおりである。

図表6 - 4：基礎学校教育の年齢区分改正

8年制(1971年制定)	9年制(2006年制定)	14年制(2013年制定)	年齢
		(就学準備1)	4歳
		(就学準備2)	5歳
	第1学年 1º ano	第1学年 1º ano	6歳
第1学年 1ª série	第2学年 2º ano	第2学年 2º ano	7歳
第2学年 2ª série	第2学年 3º ano	第3学年 3º ano	8歳
第3学年 3ª série	第4学年 4º ano	第4学年 4º ano	9歳
第4学年 4ª série	第5学年 5º ano	第5学年 5º ano	10歳
第5学年 5ª série	第6学年 6º ano	第6学年 6º ano	11歳
第6学年 6ª série	第7学年 7º ano	第7学年 7º ano	12歳
第7学年 7ª série	第8学年 8º ano	第8学年 8º ano	13歳
第8学年 8ª série	第9学年 9º ano	第9学年 9º ano	14歳

※2013年の変更：4・5歳は就学準備間としての児童教育期として、2013年に承認された法律（2013年4月4日制定の共和国大統領府発行の修正法律「Lei nº 12.796」）により、2016年から義務教育となる。「児童教育期」は従来から存在していたが、義務教育ではなかった

第6章 ブラジル

ため、新たに学制の年齢区分に入ることとなった。

イ 義務教育年齢・年数の改正

(ア) 義務教育、8年から9年への変更

「Lei n° 11.274」共和国大統領府発行の修正法律（2006年）で義務教育は9年制と定められる。

・義務教育（9年制） 基礎教育1：第1学年～5学年（6歳から10歳まで） 基礎教育2：第6学年～9学年（11歳から14歳まで）

(イ) 義務教育、9年から14年への変更

「Lei n° 12.796」共和国大統領府発行の修正法律（2013年）で義務教育は14年制と定められる。

・義務教育（14年制） 児童教育：4歳から5歳まで 基礎教育1：第1学年～第5学年（6歳から10歳まで） 基礎教育2：第6学年～9学年（11歳から14歳まで） 中等教育：15歳から17歳まで

ウ 特定教育段階での無償化導入・変更なし。

エ 飛び級制度の導入・撤廃 飛び級について言及する法律はなし。

オ 留年制度の導入・撤廃 特になし。 州によって、留年する学年サイクルを修正するといった細かい動きはある。²²⁹

(5) 学制改正に関する世論動向

ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等

(ア) 2013年の改正に関してのメディア報道

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 「UOL」（中道派）2013年4月5日 「4歳から児童教育が義務化」 ²³⁰
以前は6歳だったが今後4歳になる旨、新制度の概要、義務を果たさない保護者は罰金が科される旨を報道。
② 「Terra」（中道派）2013年4月5日 「4歳から義務教育が義務化」 ²³¹
以前は6歳だったが今後4歳になる旨、新制度の概要を報道。
改正を報道しているだけのメディアがほとんどである。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

イ 改正に関する賛成意見

プレ・スクール年齢の多くが就学していない現実より、法律改定を肯定する意見がほとん

²²⁹ Folha 紙（新聞記事）：<http://www1.folha.uol.com.br/educacao/2013/07/1318190-aluno-de-sp-podera-repetir-em-5-das-9-series.shtml> 「サンパウロでは、5年生から9年生の間に留年」と記述。

²³⁰ 「UOL」2013年4月5日 <http://educacao.uol.com.br/noticias/2013/04/05/lei-regulamenta-obrigatoriedade-de-matricula-na-rede-escolar-a-partir-dos-4-anos.htm>

²³¹ 「Terra」2013年4月5日 <http://noticias.terra.com.br/educacao/nova-lei-obriga-matricula-de-criancas-a-partir-dos-4-anos-na-escola,b11712272badd310VgnVCM10000098cceb0aRCRD.html>

第6章 ブラジル

どである。メディアでは、改正の内容、現状の数値を淡々と報道している。

ウ 改正に関する反対意見

2013年の改正に関する反対意見の報道はみられない。児童教育が、子どもの教育の第一段階として重要視されたという評価はあり（イを参照）。学制改正より、学校教育の質を問う議論のほうが多い²³²（次項参照）。

(6) 学制改正の背景

教育省基礎教育局によれば、チリ、アルゼンチンなどほかのラテンアメリカでは、プレ・スクールの義務教育化は進んでおり、世界の潮流であるとしている。隣国チリ、アルゼンチンでは当時義務教育は12年であることなどがあげられ、ブラジルの義務教育期間が世界的にも遅れていることが指摘されてきた。

ブラジル地理統計院の国家世帯調査 Pnad²³³によれば、2008年は、4歳から5歳までの就学率は72.8%で、25%以上のこの年齢の子供が学校に通っておらず、この現実を改善するために、議論を重ねた。2016年までに4歳から5歳までの就学率を100%に到達させるのが目的であるとしている。

また中等教育では、15歳から17歳までの84%しか就学しておらず、この年齢の多くが依然として基礎教育に就学している。またブラジルに存在する1,000万人の若者の13%が就学しておらず、また仕事にもついていないというのが現状である。

教育省は2008年に初めて、義務教育を現行の9年制から14年制(4歳～17歳まで)に変更する可能性があることを発表。「初等教育は児童教育から始まる」という考えが教育関係者から広まったことと、中等教育の現状を踏まえた上で義務教育拡大への動きであった。

(7) 学制改正に関する評価

ア 教育規制庁や教育研究者などによる事後評価

現在以降段階初期にあり、評価などはほとんど発表されていない。

(8) その他

ア 国家教育10カ年計画

1996年以降

1996年の国家教育基本法（Lei de Diretrizes e Bases da Educação Nacional, LDB）

2001年「国家教育10カ年計画」（法律第10172号）

2011年～2020年国家教育計画

2013年：1996年制定の国家教育基本法（Lei de Diretrizes e Bases da Educação Nacional（LDB））の修正法律「Lei nº 12.796」

現在国家教育計画を中心に教育改革の実現が実施されているが、2013年6月より活性化したデモからも国民のブラジルの教育の質を問う、教育現状に対する不満は大きく、数々の改革が迫られている。ただし、学制改正に対する反発などは特にみられない。

²³² ①Abril 社出版の Revista Escola : http://revistaescola.abril.com.br/img/politicas-publicas/fala_exclusivo.pdf
「ブラジル基礎教育の10の最悪の問題について」

②Terra : http://noticias.terra.com.br/educacao/unesco-aponta-ma-qualidade-como-principal-problema-da-educacao-no-brasil_6a8520cd9b3d3410VgnCLD2000000dc6eb0aRCRD.html

「UNESCOは、ブラジル教育の問題は質の悪さにあるとしている。」

²³³ 国家世帯調査 Pesquisa Nacional por Amostra de Domicílios (Pnad) de 2008, :

<http://www.ibge.gov.br/home/estatistica/populacao/trabalhoerendimento/pnad2008/brasilpnad2008.pdf>

第6章 ブラジル

国家教育計画(2011-2020)6番によれば、50%の公立学校で、ブラジル全土25%の生徒が一日中学校に通えるように改革をするとある。現在公立校では授業は平日の半日のみで、生徒によって午前の部(7時半~12時頃)と午後の部(13時半~18時頃)のいずれかを選択。少ない教育スペースを利用できるように導入されたといわれる半日制だが、特に中等教育を中心に、1日制の必要性が訴えられている。

また教育省は、2013年9月に、2011年~2020年国家教育計画の心身障害者教育について心身障害をもつ4歳から17歳までの人口の教育について書かれているMeta 4を改正する計画があることを発表。Fundos de Manutenção e Desenvolvimento da Educação Básica (Fund for the Maintenance and Development of Basic Education) (Fundeb)の配分を組織する箇所であり、また文章にある「preferencialmente (優先的に)心身障害者の教育スペースを確保」という部分を残すか残さないかが議論をよんでいる。心身障害者教育団体をはじめ、現在普通校にいる心身障害をもつ生徒はどうなるのかとの反論がある。

イ 義務教育と財政

また、ブラジルの義務教育が送れていた理由としては、州、市の財政負担が指摘されており、当時のルラ政権が、ブラジルのプレサル層原油利益の一部を教育関係に当てる構想を発表して以来、議論が盛んになった。

議論ののち、2013年4月に大統領により法律12.796が許可された。その結果児童教育、基礎教育、中等教育の14年が義務化されることになり2016年までに移行される。児童教育は年間800時間・200日が義務化される。

2013年8月にはブラジルの75%の石油ロイヤリティーが教育分野へと回されることが決定(法律PL 323/07)。今後これをどのように分配していくかが問われている。

ウ 公立校と私立校の配分

2012年のINEPの調査によると、基礎教育学校はブラジルには19万2,676校あり、5,054万5,050人が学んでいる。そのうち83.5%である4,222万2,831人が公立校で学び、16.5%である832万2,219人が私立校で学んでいる。2011年は公立校入学者が1.9%減で、私立校入学者は5.1%増である。私立校入学者増加はここ数年の傾向である。背景には公立校の質への疑問と経済発展に伴う新興中間層の増加がある。

第6章 ブラジル

図表6 - 5 : 2007~2012年までの基礎教育(初等教育)における私立、公立の配分²³⁴

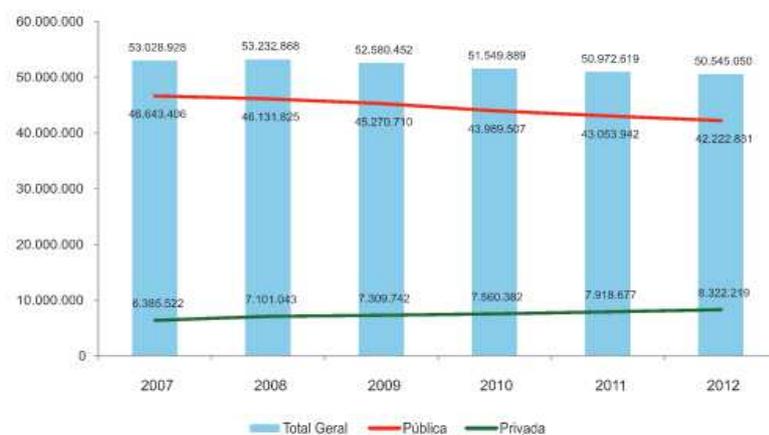


Gráfico 4 - Evolução do Número de Matrículas na Educação Básica por Rede - Brasil - 2007-2012

グラフ：水色：合計 赤：公立 緑：私立

²³⁴教育庁「2012年基礎教育の学童人口調査技術概要」:

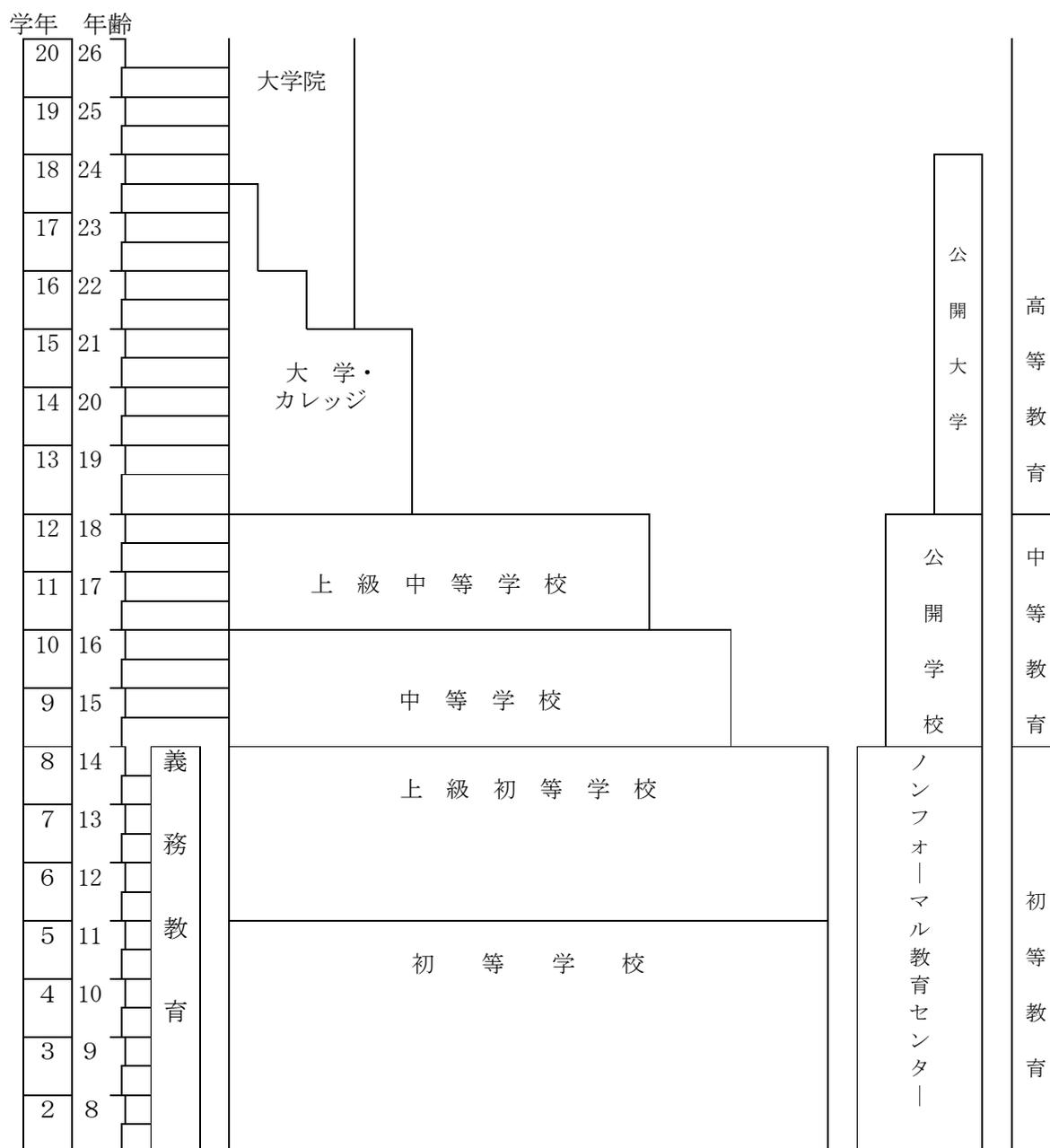
http://download.inep.gov.br/educacao_basica/censo_escolar/resumos_tecnicos/resumo_tecnico_censo_educacao_basica_2012.pdf

第7章 インド

1 現在の学制の概要

(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類

図表7-1：インドの学校系統図²³⁵



²³⁵ 最近20年間の学制改正の中で、教育区分における年齢区分、義務教育年齢・年数の改正は行われていない。（報告書本文「2（4）ア、イ」より）。

第7章 インド

				得した学生が2年間の修士課程に進める。同様に修士号を取得した学生は博士課程へと進める。
--	--	--	--	---------------------------------------------

- 初等教育 (Elementary Education) : 6歳~14歳 (第1学年~第8学年)
 - ・ 初等学校 (Primary School) (第1学年~第5学年)
 - ・ 上級初等学校 (Upper Primary School) (第6学年~第8学年)
 - ・ ノンフォーマル教育センター (Non-Formal Education center) : 6歳から14歳
- 中等教育 (Secondary Education) : 14歳~18歳 (第9学年~第12学年)
 - ・ 中等学校 (Secondary School) (第9学年~第10学年)
 - ・ 上級中等学校 (Senior Secondary School) (第11学年~第12学年)
又は職業訓練学校・企業訓練期間 (Technical School, ITI)
- 高等教育 : 18歳~
 - ・ 大学 (3年~5年)
 - ・ カレッジ
 - ・ 修士 (2年)
 - ・ 博士 (2年)

インドのほとんどの州では、10+2+3のシステムを取っており、最初の10年は初等学校5年と上級初等学校3年及び中等学校2年から成る²³⁶。人的資源開発省 (Ministry of Human Resource Development) は教育制度全般を管轄し、同省の初等教育・識字教育局 (Department of School Education & Literacy) が初等教育・中等教育を担当し、学校教育と識字を発展させる責任を持っており、「基礎教育の普遍化」のために様々な新しいスキームなどを策定している²³⁷。学校の種別としては、以下のとおりある。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ Public School (公立学校 : 無償義務教育対象) ・ NV (Jawahar Navodaya Vidyalaya : ギフテッド教育認定校)²³⁸ ・ KV (Kendriya Vidyalyaya : 中央政府公務員の子弟対象の学校)²³⁹ ・ Private School (私立学校) ・ インターナショナルスクール |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

インドでは幾つかの機関の管轄下に学校があり、それぞれの学校教育が提供され、中等学校終了後 (第10学年) に公的試験 (Board examination 又は Public examination) を受け上級高等学校に進み2年間の教育を受ける、又は上級中等学校終了後 (第12学年) に公的試験を受け大学進学資格を得ることになる。

以下 National Council of Educational Research and Training (NCERT) による第7次全インド学校教育調査 (All India Education Survey) よりまとめた。

²³⁶ 国家教育政策改正 1992, 1.6

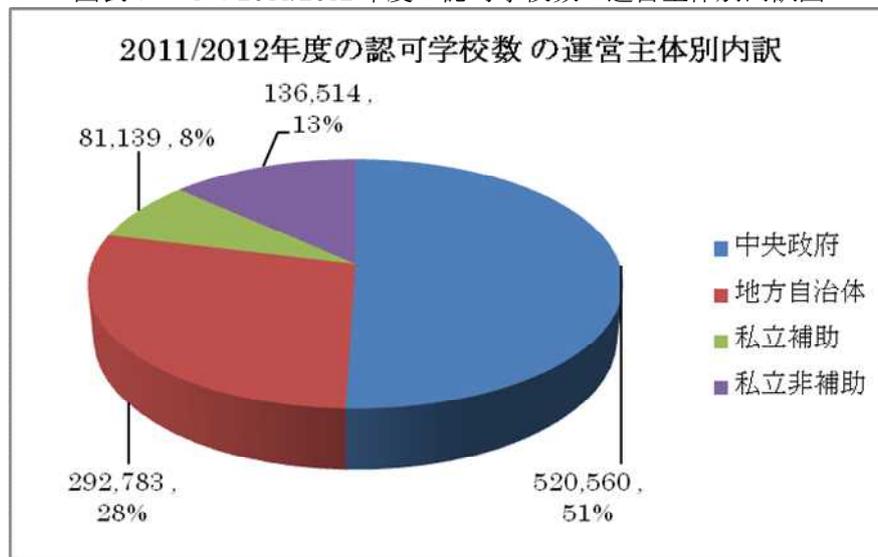
²³⁷ 人的資源開発省 : <http://mhrd.gov.in/node/16>

²³⁸ ギフテッド教育認定校 : <http://www.navodaya.nic.in/>

²³⁹ 中央政府公務員の子弟対象学校 : <http://kvsangathan.nic.in/>

第7章 インド

図表 7 - 3 : 2011/2012 年度の認可学校数の運営主体別内訳図



図表 7 - 4 : 2011/2012 年度の認可学校数

	学校数 (校)	割合 (%)
中央政府	520,560	51
地方自治体	292,783	28
私立補助	81,139	8
私立非補助	136,514	13
合計	1,030,996	100

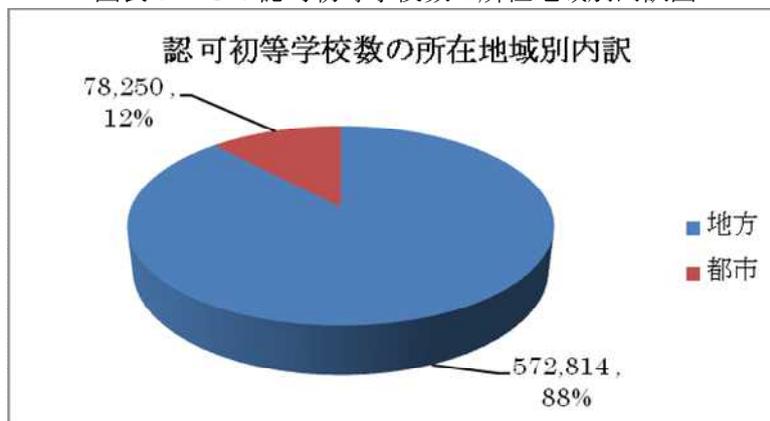
2011/2012 年度における認可学校は 1,030,996 校（各内訳 63.15%, 23.79%, 8.80%）あり、そのうち地方にある認可学校は 853,184 校である。認可学校の内、中央政府 520,560 校²⁴⁰、地方自治体 292,783 校、私立補助 81,139 校²⁴¹、私立非補助学校 136,514 校であり、中央政府と地方自治体により運営された学校の多くは地方に位置する。認可初等学校はインド全体で 651,064 校（地方 572,814 校、都市 78,250 校）と報告されている。その内女子生徒 14,874 人の 91.13%が公的認可女学校に通っている。1993 - 2002 年の認可初等学校の数は 14.13%上昇、地方では 12.85%また都市では 24.45%上昇している。

²⁴⁰ 国家教育政策により中央政府は初等教育の一部を負担し、残りを州政府が負担する。また、州より小さい単位は郡となるが、地方の定義は州政府と考えていいかと思われる。連邦直轄領もこの場合地方に位置付けられるかと思われる。

²⁴¹ 私立学校の運営において、中央政府から補助を得て政府の規制下にある学校を私立補助学校、政府から補助金を受けておらず独立している学校を私立非補助学校という。

第7章 インド

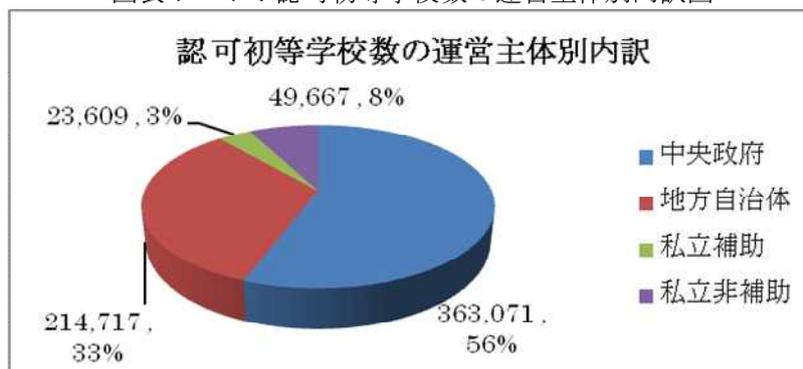
図表7-5：認可初等学校数の所在地域別内訳図



図表7-6：認可初等学校数の所在地域別内訳

	学校数 (校)	割合 (%)
地方	572,814	88
都市	78,250	12
合計	651,064	100

図表7-7：認可初等学校数の運営主体別内訳図



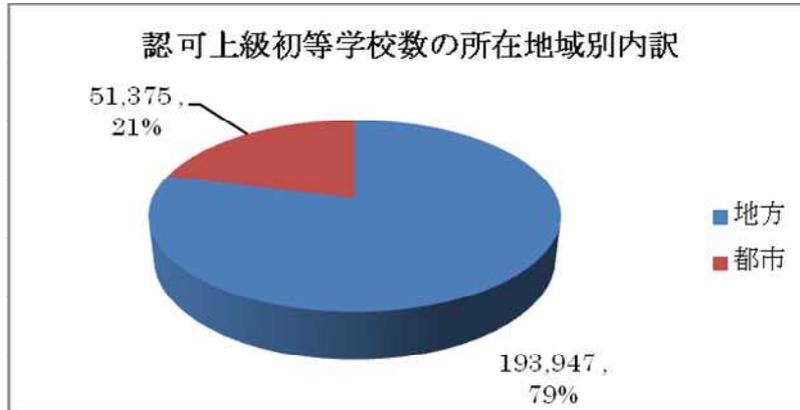
図表7-8：認可初等学校数の運営主体別内訳

	学校数 (校)	割合 (%)
中央政府	363,071	56
地方自治体	214,717	33
私立補助	23,609	3
私立非補助	49,667	8
合計	651,064	100

認可初等学校はインド全体で 651,064 校ある。認可初等学校の傘下内訳は、中央政府 363,071 校、地方自治体 214,717 校、私立補助 23,609 校、私立非補助学校 49,667 校。

第7章 インド

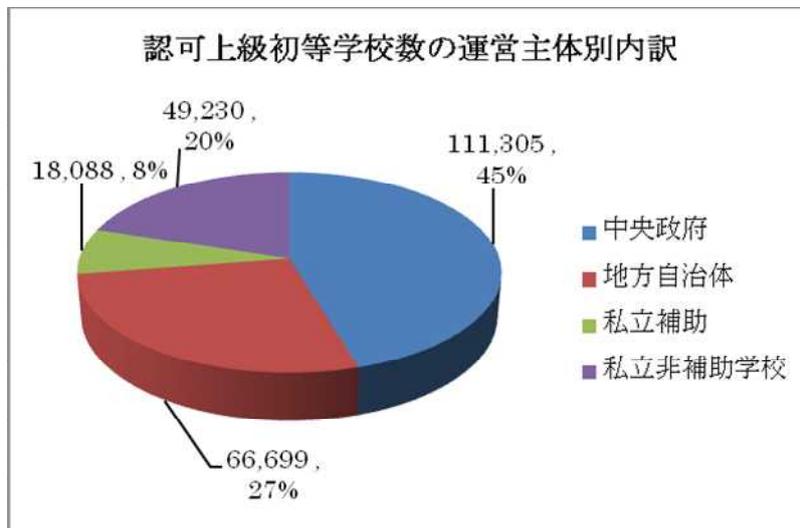
図表 7 - 9 : 認可上級初等学校数の所在地別内訳図



図表 7 - 10 : 認可上級初等学校数の所在地別内訳

	学校数 (校)	割合 (%)
地方	193,947	79.1
都市	51,375	20.9
合計	245,322	100

図表 7 - 11 : 認可上級初等学校数の運営主体別内訳図



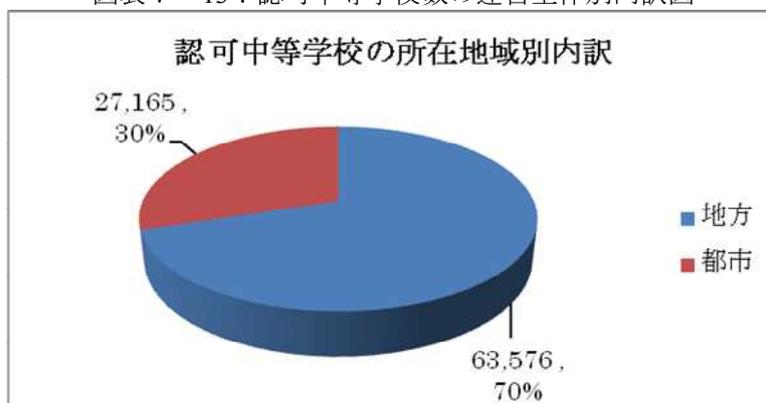
第7章 インド

図表 7 - 12 : 認可上級初等学校数の運営主体別内訳

	学校数 (校)	割合 (%)
中央政府	111,305	45
地方自治体	66,699	27
私立補助	18,088	8
私立非補助学校	49,230	20
合計	245,322	100

認可上級初等学校はインド全体で 245,322 校ある（地方 193,947 校、都市 51,375 校）。認可上級初等学校の傘下内訳は、中央政府 111,305 校、地方自治体 66,699 校、私立補助 18,088 校、私立非補助学校 49,230 校。

図表 7 - 13 : 認可中等学校数の運営主体別内訳図

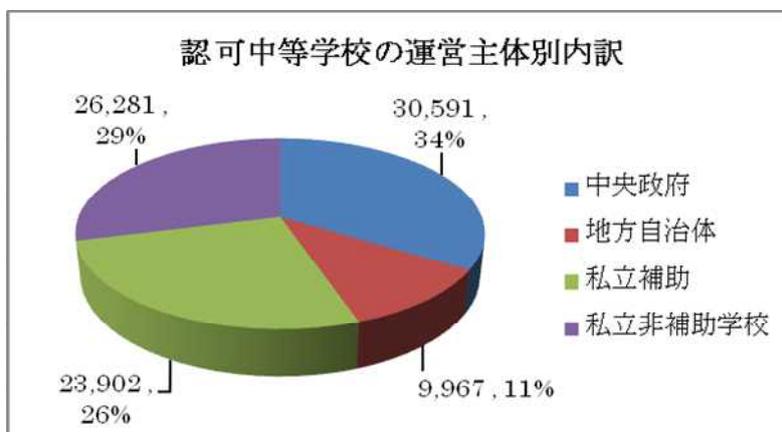


図表 7 - 14 : 認可中等学校の所在地域別内訳

	学校数 (校)	割合 (%)
地方	63,576	70
都市	27,165	29
合計	90,741	100

第7章 インド

図表 7 - 15 : 認可中等学校数の運営主体別内訳図

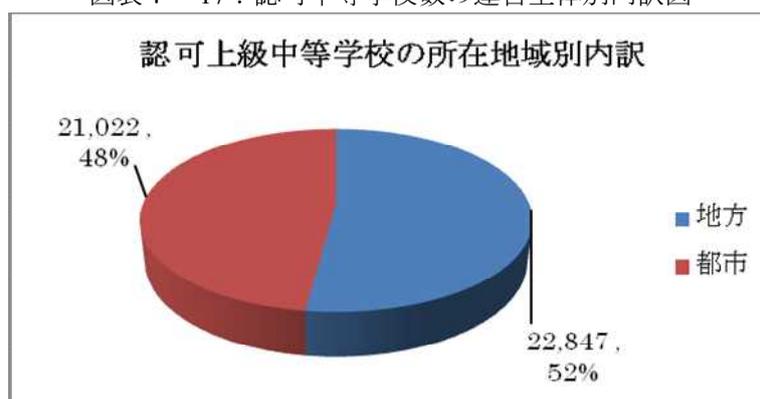


図表 7 - 16 : 認可中等学校の運営主体別内訳

	学校数 (校)	割合 (%)
中央政府	30,591	34
地方自治体	9,967	11
私立補助	23,902	26
私立非補助学校	26,281	29
合計	90,741	100

2002年、認可中等学校はインド全体で約 90,741 校ある（地方 63,576 校、都市 27,165 校）。認可中級学校の傘下内訳は、中央政府 30,591 校 41.62%、地方自治体 9,967 校 9.66%、私立補助 23,902 校 33.67%、私立非補助学校 26,281 校 15.36%であり、1993 - 2002 年の認可中等学校の数 は 38.40%上昇、地方では 32.80%また都市では 53.52%上昇している。

図表 7 - 17 : 認可中等学校数の運営主体別内訳図

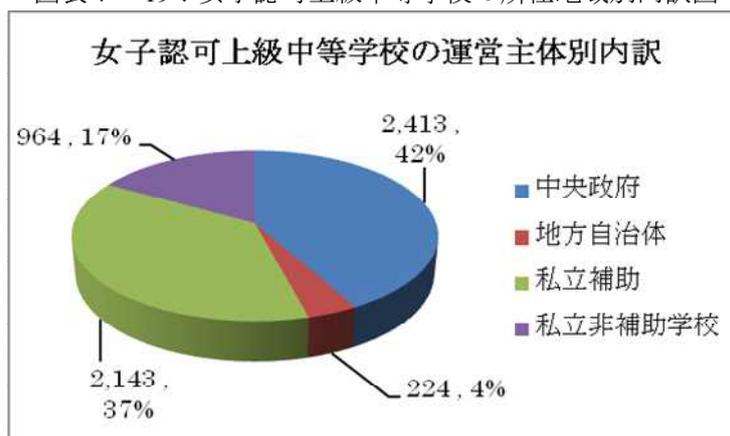


第7章 インド

図表 7 - 18 : 認可上級中等学校の所在地域別内訳

	学校数 (校)	割合 (%)
地方	22,847	52
都市	21,022	48
合計	43,869	100

図表 7 - 19 : 女子認可上級中等学校の所在地域別内訳図



図表 7 - 20 : 女子認可上級中等学校の運営主体別内訳

	学校数 (校)	割合 (%)
中央政府	2,413	42
地方自治体	224	4
私立補助	2,143	37
私立非補助学校	964	17
合計	5,744	100

認可上級中等学校はインド全体で約 43,869 校ある（地方 22,847 校 52.08%、都市 21,022 校 47.92%）。また、女子認可上級中等学校の傘下内訳は、中央政府 2413 校、地方自治体 224 校、私立補助 2143 校、私立非補助学校 964 校であり、1993 - 2002 年の認可初等学校の数には 85.40% 上昇、地方では 96.96% また都市では 74.28% 上昇している²⁴²。

2002 - 2009 年第 8 次全インド学校調査 (AIES) によると、インド全体の学校数は 26.77% 増加であり、上級初等学校 (49.15%)、上級中等学校 (46.80%)、中等学校 (28.95%)、初等学校 (16.68%) と続く。インド全体で様々な認可学校に 228,994,454 人の学生が在学している。1 学年から 12 学年までの生徒数は 13.67% 増加、また女子学生数も 19.12% 増加した²⁴³。

図表 7 - 21 : 各教育段階における学校数の統計

	学校数(校)	人口 10,000 人
--	--------	-------------

²⁴² National Council of Educational and research and training 第 7 次全インド学校教育調査 :

http://www.ncert.nic.in/programmes/education_survey/pdfs/Schools_Physical_Ancillary_Facilities.pdf

²⁴³ The Hindu(2013 年 1 月 23 日) : <http://www.thehindu.com/features/education/school/schools-multiplied-by-27-per-cent-between-200209-says-ncert-survey/article4333428.ece>

第7章 インド

		あたりの学校数(校) 244
幼稚園・保育園	68,413	1
初等学校	748,547	6
上級初等学校	447,600	4
中等学校	128,370	1
上級中等学校	71,814	1

図表 7 - 22 : 各学校段階における生徒数と男女比

	男子生徒数 (人)	女子生徒数 (人)	合計 (人)
幼稚園・保育園	1,760,821	1,575,544	3,336,365
初等学校	47,112,172	44,203,068	91,315,240
上級初等学校	32,776,535	29,765,994	62,542,529
中等学校	20,581,031	17,195,837	37,776,868
上級中等学校	23,441,156	19,227,082	42,668,238
合計	125,671,715	111,967,525	237,639,240

図表 7 - 23 : 各学校段階における生徒の男女比

	男子生徒率 (%)	女子生徒率 (%)	合計 (%)
幼稚園・保育園	52.8	47.2	100.0
初等学校	51.6	48.4	100.0
上級初等学校	52.4	47.6	100.0
中等学校	54.5	45.5	100.0
上級中等学校	54.9	45.1	100.0
合計	52.9	47.1	100.0

人材資源開発省 (Statistics of School Education 2010-2011) より、幼稚園・保育園は 68413 校、初等学校は 748,547 校、上級初等学校は 447,600 校、中等学校は 128,370 校、上級中等学校は 71,814 校である。また男女生徒数は、幼稚園・保育園は男子 1,760,821 人・女子 1,575,544 人、初等学校は男子 47,112,172 人・女子 44,203,068 人、上級初等学校は男子 32,776,535 人・女子 29,765,994 人、中等学校は男子 20,581,031 人・女子 17,195,837 人、上級中等学校は男子 23,441,156 人・女子 19,227,082 人である²⁴⁵。

²⁴⁴ 2011 年のインド総人口 1,210,569,573 人で、当該学校数を除いた数に 10,000 を乗じることによって算出した。

²⁴⁵ 人的資源開発省 : http://mhrd.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/SES-School_201011_0.pdf

第7章 インド

教育機関：

- インド人的資源開発省のもとにある中央中等教育委員会(The Central Board of Secondary Education: CBSE)^{246,247}：National Institute of Open Schoolingにより中途退学した学生又は10学年を修了できなかった学生にも自宅学習が認められており、CBSEを受ける権利がある²⁴⁸。
- インド学校認定試験協議会（Council for The Indian School Certificate Examinations: CISCE）²⁴⁹：1952年、India Certificate Examinations Conferenceが、海外のCambridge School Certificate Examinationの代替公的試験を目的にCISCEを作る。
- Cambridge IGCSE India Studies: インターナショナルスクール生を対象にした義務教育修了資格試験²⁵⁰。
- International Baccalaureate(IB): 国際バカロレアの試験を認可している大学がある²⁵¹。

(2) (1)のうち義務教育段階、義務教育年齢

人材資源開発省が策定した国家教育政策1986/92（National Policy on Education：NPE）によると義務教育段階・年齢は以下のとおりである。

- ①義務教育段階は初等教育である初等学校（第1学年～第5学年）及び上級初等学校（第6学年～第8学年）であり、
- ②義務教育年齢は6歳から14歳、
- ③6～14歳の児童すべてが無償で初等教育を受けることを義務付けられている²⁵²。

(3) (1)のうち無償で提供される教育

RTE法「無償義務教育に関する子供の権利規則（Right of Children to Free and Compulsory Education Rules）」により、基礎教育の普遍化（Universalization of Elementary Education）の一環として、6歳から14歳までの児童すべてに無償義務教育を受ける基本的権利が提供される²⁵³。そのカリキュラムとして、言語・算数・スポーツ・ヨガなどがある。

2001年人的資源開発省は、Sarva Shiksha Abhiyan (SSA)のもと、義務教育において年間最低200日無償で児童に学校給食を提供するMid-Day Meal Scheme（給食スキーム）を開始。2007年改訂され、学校給食は上級初等教育（第6学年～第8学年）まで引き延ばされ、2008年までにインドのほとんどの地域に給食スキームが実施される²⁵⁴。

初等教育終了まで、授業料・教科書・制服・給食・通学交通機関が無償となる²⁵⁵。

(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類

²⁴⁶ 中央中等教育委員会：<http://cbse.nic>.

²⁴⁷ 人的資源開発省：http://mhrd.gov.in/autonomous_organisations?tid=154

²⁴⁸ National Institute of Open School：<http://www.nos.org/>

²⁴⁹ インド学校認定試験協議会：<http://cisce.azurewebsites.net/>

²⁵⁰ Cambridge IGCSE India Studies：<http://www.cie.org.uk/countries/india/>

²⁵¹ 国際バカロレアの試験：<http://www.ibo.org/country/IN/>

²⁵² 国家教育政策改正1992, 1.6

²⁵³ 人的資源開発省 RTE法：<http://mhrd.gov.in/rte>

²⁵⁴ 人的資源開発省給食スキーム：<http://mhrd.gov.in/middaymeal>

²⁵⁵ 総合子供開発サービス：<http://www.indg.in/primary-education/policiesandschemes/right-to-education-bill>

第7章 インド

ア 就学前教育

就学前教育（preprimary）として、6歳未満の州政府及び民間の保育学校・幼稚園などの就学前教育機関がある。

- ・ Pre-Nursery（3歳・4歳）
- ・ Nursery（4歳・5歳）
- ・ Pre-primary（5歳・6歳）

子どもは就学前教育機関で簡単な英語のアルファベットやヒンディー語又はその地域の言語の読み書きを習う。

1986年 NPE 策定後、総合子供開発サービス（Integrated Child Development Services : ICDS）スキームが導入される²⁵⁶。

2002年憲法改正による²⁵⁷

第45条「Early Childhood Care and Education」

The State shall endeavor to provide early childhood care and education for all children until they complete the age of six years.

（州は6歳未満の児童すべてに初期児童ケア及び教育を提供する）

インド5カ年計画はインド政府が設立した Planning Commission（計画委員会）により策定されたものである。1951年の第1次5カ年計画に始まる。教育、経済、貧困問題など包括的なものである²⁵⁸。第12次5カ年計画では、各小学校は4歳～6歳までの幼児向けの幼稚園（pre-primary）教育を提供するよう促しており、5カ年計画終わりまでに小学校の50%が幼稚園を設けることを目標としている。Sarva Shiksha Abhiyan（SSA）/RTE法のもと、就学前教育の特別予算が別に設けられている²⁵⁹。

*参照：第12次5カ年計画（E）Pre-Primary Education

21.48 Every primary school would be facilitated to have a pre-primary section to pre-primary education....

イ 学校外教育

学校外教育制度として、中央政府と州が協力して SSA を開始。男女格差と社会的経済的格差を乗り越えて児童全員に質の高い教育を提供する。

● Educational Guarantee Scheme and Alternative and Innovative Education

（教育保証計画と代替的/革新的教育）²⁶⁰

SSA 補完プログラムとして、通学可能圏内に学校のない地域にいる子供で、少なくとも15-25人の6-14歳の年齢集団を対象に半径1KM以内にノンフォーマル教育センターを設立。遠隔地域には児童10人でも設立可能。また、ストリートチルドレン、スラムチルドレン、労働している子供、放牧民児童、9歳以上の年齢集団、特に若年女子を対象にしたキャンプ（Back-to-school camp）などを設置。

（5）地域による学制の違い、国内における義務教育期間の違い

地域による学制の違い及び国内における義務教育期間の違いは特にない。インドのほとんど

²⁵⁶ 総合子供開発サービス詳細：<http://wcd.nic.in/icds.htm>

²⁵⁷ 2002年第86次憲法改正：<http://indiacode.nic.in/coiweb/amend/amend86.htm>

²⁵⁸ 計画委員会第12次5カ年計画：<http://planningcommission.gov.in/aboutus/history/index.php?about=aboutbdy.htm>

²⁵⁹ 計画委員会第12次5カ年計画：http://planningcommission.gov.in/plans/planrel/12thplan/pdf/12fyp_vol3.pdf

²⁶⁰ 教育保証計画と代替的/革新的教育：<http://www.archive.india.gov.in/sectors/education/index.php?id=13>

第7章 インド

の州では 10+2+3 のシステムを取っており、最初の 10 年は初等学校 5 年と上級初等学校 3 年及び中等学校 2 年から成る²⁶¹。

インド政府は基礎教育普遍化 (UEE) のためにいくつかのスキームを実施している。

●1994 年インド政府は郡初等教育計画(District Primary Education Programme:DPEP)の導入を開始。中央政府がプロジェクト費用の 85%を負担し、残り 15%を州政府が負担している²⁶²。

●Shiksha Karmi Project²⁶³：インド政府とラジャスタン州政府が協力して実施。ラジャスタン州の遠隔地域にある村落における初等教育普遍化を目的としている。

(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階

中等教育中央委員会 (Central Board of Secondary Education: CBSE) が実施する公的試験を受けられるのは初等教育を修了した者だけであるので、飛び級制度の導入はないと考えられる²⁶⁴。

(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階

中等教育中央委員会 (CBSE) は、各学校校長にストレスのない雰囲気の中で児童が学習し、期末試験をもとに児童を評価することを止め、試験に落ちることなく児童を継続的かつ総合的な評価をすべきである、と考えている。児童が最低限の学習レベルを取得出来ない場合は、次に続く学年において斬新的な方法で同じことを再履修することが可能である²⁶⁵ (留年制度は導入されていない)。

{電話ヒアリング}

●National Council Of Educational Research and Training の Department of Elementary Education Prof. Manju Jain に電話(91-11-26863735)でヒアリング (2013 年 12 月 30 日) :

Manju 氏によると、「飛び級制度はインドでは実施されていない。また、学力が悪いなどで留年することはない。」とうことである。

●「人的資源開発省(MRHD)の Mr. Bhanswaar (Deputy)に電話(91-11-23384187)でヒアリング [2013 年 12 月 30 日] :

Mr. Bhanswaar 氏は、「インドでは飛び級制度及び留年制度はない。」と明言。

2 学制の改正状況

(1) 最近 20 年間に行われた学制の改正の概要

共和国が始まって以来、インド政府は国民全員が教育を平等に受けることのできる権利を強める「普遍化初等教育」に力を入れている。1985 年 9 月より人的資源開発省 (Ministry of Human Resource Development) が管轄である。

1986 年基本教育計画として「国家教育政策 (National Policy on Education1986/1992)」の策定により、インド政府は国民全員が教育を平等に受けることのできる権利を強める普遍化初等教育「Universalization of Elementary Education (UEE)」に力を入れている。

1994 年、インド政府は郡初等教育計画 (DPEP) の導入を開始。初等教育の活性化及び初等教育の普遍化達成に向け特定の郡を対象とし、中央政府がプロジェクト費用の 85%を負担、州政府が残り 15%を負担している。それにより 160000 以上の新しい学校を開校した。それに加え、教室やリソースセンター (情報や資料を提供) の増設及びトイレや飲み水設備の設置²⁶⁶を

²⁶¹ 国家教育政策改正 1992, 1.6 と 3.3

²⁶² 郡初等教育計画 : <http://www.archive.india.gov.in/sectors/education/index.php?id=14>

²⁶³ Shiksha Karmi Project : <http://eruindia.org/files/Shiksha%20Karmi%202000.pdf>

²⁶⁴ RTE 法 Form2, 6(3)

²⁶⁵ Central Board of Secondary Education : [http://www.cbseacademic.in/web_material/CBSE-Updates\(Compendium_of_CBSE%20Circulars\)Vol-I.pdf](http://www.cbseacademic.in/web_material/CBSE-Updates(Compendium_of_CBSE%20Circulars)Vol-I.pdf)

²⁶⁶ 郡初等教育計画:<http://www.archive.india.gov.in/sectors/education/index.php?id=14>

第7章 インド

実施。

1996年インド議会は、女子教育の重視と質の高い初等教育を目的とする NPE を改正し、それにより下記スキームを導入する。

導入されたスキーム一覧

<p>①2000-2001年「全国初等教育完全普及計画：Savra Shiksha Abhiyan(SSA)」^{267,268} 州政府と協力して実施されており、約110万居住にある1億9200万の子供が学校、教育センター、スクールキャンプでの教育を受ける必要があると述べている。UEEの主要プログラムとなっている SSA は、6歳～14歳までの児童すべてが無償で初等教育を受けることを義務付けており、男女間・社会的階層の格差に関わらず8年間修学し修了する権利が保障され、初等教育の学習の質を向上させていこうという試みである。新しい学校の設立、それに代わる学校教育機関や教室、トイレ・飲み水などの設備の設置にも努めている。また、既存の学校においては、十分な教員数の確保、教育学習教材の開発、学習支援、教科書の提供及び学習成績への支援も組み込まれている。また、SSAは生活技能を含む質のある初等教育の提供をしており、特に女子生徒に焦点を当て、デジタルデバイスを用いたコンピュータ教育の提供に努めている。</p>
<p>②郡初等教育計画 (District Primary Education Programme : DPEP)²⁶⁹ 女性の識字率が低い郡を対象とする。</p>
<p>③識字キャンペーン (Total Literacy Campaigns) 15-35歳を対象とした成人教育としての識字率向上を目的とする²⁷⁰</p>
<p>④初等教育国家栄養支援計画 (National Programme of Nutritional Support to Primary Education : NP-NSPE)²⁷¹ : 1995年8月15日</p>
<p>⑤給食スキーム (Mid-Day Meal Scheme)²⁷²</p>
<p>⑥教員教育 教育普及に伴い、教員の教育の質が求められている²⁷³。</p>
<p>⑦女性の平等のための教育 (Mahila Samakhya) 1989年開始。教育は女性の権利拡大にとって有効な手段だと唱えており、女性の自尊心と自信の強化、経済的自立における情報、知識及びスキルの提供などが目的である²⁷⁴。</p>

2002年第86次憲法改正によりおき教育への権利規程が第21条Aに追加され、初等教育の完全普及確保として、6歳から14歳までの8年間児童すべてに無償及び義務的な教育を受ける権利が認められ、各州に初等教育の提供が義務付けられる²⁷⁵。人的資源開発省は、2000-2001年に人的資源開発省により実施された「全国初等教育完全普及計画 - Savra Shiksha Abhiyan(SSA)」を UEE の主要プログラムとして施行している²⁷⁶。その一貫として、年間最低200日無償で義務教育にある児童に学校給食を提供する Mid-Day Meal Scheme (給食スキーム)

²⁶⁷ 人的資源開発省 Sarva Shiksha Abhiyan: <http://mhrd.gov.in/schemes>

²⁶⁸ 人的資源開発省 Sarva Shiksha Abhiyan: <http://ssa.nic.in/>

²⁶⁹ 郡初等教育計画: <http://www.archive.india.gov.in/sectors/education/index.php?id=14>

²⁷⁰ 国家教育政策改正 92, 4.11

²⁷¹ 人的資源開発省給食スキーム: <http://mhrd.gov.in/middaymeal>

²⁷² 人的資源開発省給食スキーム: <http://mhrd.gov.in/middaymeal>

²⁷³ 第12次5カ年計画 21.12 など

²⁷⁴ 人的資源開発省: <http://mhrd.gov.in/mahila>

²⁷⁵ 人的資源開発省: <http://mhrd.gov.in/rte>、第86次憲法改正: <http://indiacode.nic.in/coiweb/amend/amend86.htm>

²⁷⁶ 人的資源開発省: <http://mhrd.gov.in/schemes>、SSA: <http://ssa.nic.in/>

第7章 インド

を開始。

2009年には「無償義務教育に関する子供の権利規則(Right of Children to Free and Compulsory Education Rules)を成立させ2010年施行されることになる。2002年憲法第21条Aが追加され6歳から14歳まで無償義務教育の規定が基本権利とされ、それを反映した基礎教育標準化の基準を設けている。ジャンム・カシミール州を除くインド全体に適用され²⁷⁷、用語の定義もしている(例; childとは6歳から14歳までの男女児童等)。また、第3条(無償義務教育への権利)²⁷⁸では6歳から14歳の児童は近隣の学校で無償義務教育を修了するまで受ける権利があることを明記。また、財政などの責任分担、政府の義務、地方当局の義務、親・保護者の義務、学校と教師の責任など規程を明確化する。

2009年中等教育支援スキーム(Rashtriya Madhyamik Shiksha Abhiyan: RMSA)施行。中等教育へのアクセスと質の向上が目的である。2017年まで規定基準への準拠、男女間格差、社会経済、障害の障壁を取り除き、中等教育への普遍的なアクセスを提供、2020年までの普遍化教育を保持²⁷⁹。

2012年RTE法改正²⁸⁰。特に障害のある児童が無償義務教育を受ける権利を有すること、「障害のある子ども」の定義が挙げられている。また、イスラム教徒の学校や宗教的な手引きを教える教育機関にはRTE法が適用されないことを明確にした。

第12次5カ年計画(2012-2017)では、教育の平等面に関して、都会・田舎等の地域的不均衡と格差の低減、男女間格差と社会経済的貧困の障壁を排除し、身体障害者の学制²⁸¹を考慮した施設設備等の改善を試みている²⁸²。

中等教育は高等教育への準備期間と考えられており、2009年「中等教育へのアクセス強化」とその質の向上を目標としたスキーム(Rashtriya Madhyamik Shiksha Abhiyan: RMSA)が実施。中等学校を住まいから通える距離区域に設置することにより、中等教育就学率52.6%(2005-2006)から5年以内に75%まで引き上げることを想定。2020年までに普遍化を達成する見込み²⁸³。

第12次5カ年計画の最後の年である2017年までには、インド国内すべての中等学校において、男女間格差や社会経済的障壁を取り除き、身体障害者の児童にも中等教育を普遍化させることを目的としている。

(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文

2002年の第86次憲法改正におき、教育への権利規程が第21条Aに追加明記される²⁸⁴。

(Right to Education: 教育への権利)

第21条A The State shall provide free and compulsory education to all children of the age of six to fourteen years in such manner as the State may, by law determine.

(各州は6歳から14歳のすべての児童に無償義務教育を受ける権利を提供する)

憲法第45条が新しく追加される²⁸⁵。

²⁷⁷ RTE 第1条1(2) It shall extend to the whole of India except the State of Jammu and Kashmir.

²⁷⁸ RTE 法第3条(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文参照。

²⁷⁹ 人的資源開発省中等教育支援スキーム: http://mhrd.gov.in/rashtriya_madhyamik_shiksha_abhiyan

²⁸⁰ RTE 法改正: <http://www.wbsed.gov.in/wbsed/readwrite/0601116.pdf>

²⁸¹ 身体障害者の学生はRTE法により同じ学制と無償義務教育が適用されている。RTE Act 3(2)

²⁸² 大学補助金委員会 Inclusive and Qualitative Expansion of Higher Education, 第12回5カ年計画2012-17 PDF2.2.2 IN Relation to Equity and Inclusion

²⁸³ 人的資源開発省: http://mhrd.gov.in/rashtriya_madhyamik_shiksha_abhiyan

²⁸⁴ 人的資源開発省: <http://mhrd.gov.in/rte>、第86次憲法改正: <http://indiacode.nic.in/coiweb/amend/amend86.htm>

²⁸⁵ 人的資源開発省: <http://mhrd.gov.in/rte>、第86次憲法改正: <http://indiacode.nic.in/coiweb/amend/amend86.htm>

第7章 インド

第 45 条 The State shall endeavor to provide early childhood care and education for all children until they complete the age of six years.

(各州は 6 歳未満の児童への乳幼児保育及び教育を提供するよう努めるべきである)

第 51 条 J の後に追加される²⁸⁶。

第 51 条 K Who is a parent or guardian to provide opportunities for education to his child or, as the case may be, ward between the age of six and fourteen years.

(両親又は保護者は 6 歳から 14 歳までの自分の子供、場合によっては被保護者に教育を受ける機会を与えるものとする)

2006 年憲法第 93 次改正では、SEBC (社会的教育的後進階層) と SC/ST (指定カースト/指定部族) の進歩を促進するため、私立学校にも特別な規定を設けるのが目的である。

第 15 条改正として (5) 項を追加²⁸⁷。

(5) Nothing in this article or in sub-clause (g) of clause (1) of article 19 shall prevent the State from making any special provision, by law, for the advancement of any socially and educationally backward classes of citizens or for the Scheduled Castes or the Scheduled Tribes in so as such special provisions relate to their admission to educational institutions including private educational institutions whether aided or unaided by the State, other than the minority educational institutions referred to in clause (1) of article 30.

(本条 (第 15 条) または憲法第 19 条(1)(g)も、憲法第 30 条(1)に関連するマイノリティ教育機関を除き、州から補助を受けているかいないかに関わりなく、私立教育機関を含む教育機関への入学について、SEBC (社会的教育的後進階層) と SC/ST (指定カースト/指定部族) の進歩のための特別な規定を州が定めることを妨げない)

2009 年「無償義務教育に関する子供の権利規則(Right of Children to Free and Compulsory Education Rules : 以下 RTE 法とする)成立、2010 年より施行²⁸⁸。

第 3 条

(1) Every child of the age of six to fourteen years shall have a right to free and compulsory education in a neighborhood school till completion of elementary education.

(6 歳から 14 歳までの児童は、初等教育を修了するまで、近隣の学校で無償義務教育を受ける権利を持つ)

(2) For the purpose of sub-section (1), no child shall be liable to pay any kind of fee or charges or expenses which may prevent him or her from pursuing and completing the elementary education.

Provided that a child suffering from disability, as defined in clause (i) of section 2 of the Persons with Disabilities (Equal Opportunities, Protection and Full Participation) Act, 1996, shall have the right to pursue free and compulsory elementary education in accordance with the provisions of Chapter V of the said Act.

((1)において、児童は初等教育の修了を妨げるいかなる種の料金も課されないものとする。

障害を患う児童は、障害者法 (Persons with Disabilities Act) 2 項(i)節での定義のように、上記法令の 5 章条項に従い無料義務初等教育を進む権利を持つものとする)

²⁸⁶ 人的資源開発省 <http://mhrd.gov.in/rte>、第 86 次憲法改正 : <http://indiacode.nic.in/coiweb/amend/amend86.htm>

²⁸⁷ 第 86 次憲法改正 : <http://indiacode.nic.in/coiweb/amend/amend93.htm>

²⁸⁸ 人的資源開発省 RTE 法 : <http://mhrd.gov.in/rte>

第7章 インド

第4条

(Special provisions for children not admitted to, or who have not completed, elementary education: 初等教育を受けることができなかった、又は修了できなかった児童の特別規程)

Where a child above six years of age has not been admitted in any school or though admitted, could not complete his or her elementary education, then, he or she shall be admitted in a class appropriated to his or her age:

... Provided further that a child so admitted to elementary education shall be entitled to free education till completion of elementary education even after fourteen years.

(6歳以上の児童で、学校に入学することができなかった、入学しても初等教育を修了できなかった者は、その年齢に応じて入学することを認められる。...14歳以降でも、初等教育を終了するまで無償教育を受ける権利があるとする)

また、第12次5カ年計画(2012-2017)では、教育の平等面に関して、都会田舎等の地域的不均衡と格差の低減、男女間格差と社会経済的貧困の障壁を排除し、身体障害者の学制を考慮した施設設備等の改善を試みている²⁸⁹。

第30条

(Right of minorities to establish and administer educational institutions マイノリティによる教育機関の設置及び運営の権利)

(1) All minorities, whether based on religion or language, shall have the right to establish and administer educational institutions of their choice²⁹⁰

[(1) すべてのマイノリティは、宗教又は言語に基づいてあろうとなかろうと、自らの選択により教育機関の設置及び運営の権利があるとする]

2012年 RTE 法の改正。主な改正内容は以下のとおり。

第2条で「children with disability (障害のある児童)」という用語の定義、第3条では障害のある児童を含むすべての子供に無償義務教育を受ける権利があることが述べられている。

また、イスラム教などの宗教学校に関して明確にしている。

Amendment of section 1

“(5) Nothing contained in this Act shall apply to Madrasas, Vedic Pathshalas and educational institutions primarily imparting religious instruction.”

(本法令の内容はイスラム教徒の学校〈Madrasas〉、ヴェーダ学校〈Vedic Pathshalas: 聖典を勉強する学校〉及び宗教的手引きを提供する教育機関には何も適用しないものとする)²⁹¹

²⁸⁹ 大学補助金委員会第12次5カ年計画: Inclusive and Qualitative Expansion of Higher Education, 第12回5カ年計画 2012-17 PDF2.2.2 IN Relation to Equity and Inclusion

²⁹⁰ インド憲法:

[http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=8&ved=0CGgQFjAH&url=http%3A%2F%2Flawmin.nic.in%2Flegislative%2FArt1-242%2520\(1-88\).doc&ei=EQwCU92cAc3irAf5vIHYA&usq=AFQjCNGwB_iwafGSzluVLTZdtJHDv21I2Q&sig2=6_gBgF2vY6t3afxUzMAjzQ](http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=8&ved=0CGgQFjAH&url=http%3A%2F%2Flawmin.nic.in%2Flegislative%2FArt1-242%2520(1-88).doc&ei=EQwCU92cAc3irAf5vIHYA&usq=AFQjCNGwB_iwafGSzluVLTZdtJHDv21I2Q&sig2=6_gBgF2vY6t3afxUzMAjzQ)

²⁹¹ RTE 法改正 2012年: <http://www.wbsed.gov.in/wbsed/readwrite/0601116.pdf>

国家教育政策 1986/92 (National Policy on Education : NPE) ²⁹²

1.5 Since the adoption of the 1968 Policy, there has been considerable expansion in educational facilities all over the country at all levels. More than 90 Per cent of the country's rural habitations now have schooling facilities within a radius of one kilometer. There has been sizeable augmentation of facilities at other stages also.

(1968年ポリシー導入以来、全国にあらゆる水準で教育設備が相当拡大されている。現在、国の90%以上の地方居住には半径1KM以内に学校施設がある。他の局面においてもかなりの設備増加がなされている。)

1.6 Perhaps the most notable development has been the acceptance of a common structure of education throughout the Country and the introduction of the 10+2+3 system by most State. In the school curricula, in addition to laying down a common scheme of studies for boys and girls, science and mathematics were incorporated as compulsory subject and work experience assigned a place of importance.

(恐らく、ほとんどの注目すべき発展は国中の共通教育制度の承認とほとんどの州による10+2+3制度の導入である。学校カリキュラムには、男子と女子のために共通学習スキームの規定に加え、科学と数学が必修科目及び実務経験を重要な位置付けとして組み込まれた。)

4.1 The new Policy will lay special emphasis on the removal of disparities and to equalize educational opportunity by attending to the specific needs of those who have been denied equality so far.

(新ポリシーは格差の取り除きに特別に重点を置き、今まで平等が与えられていなかった人の特定ニーズに注意を払うことにより教育の機会を均等化することである。)

4.3 The removal of women's illiteracy and obstacles inhibiting their access to, and retention in, elementary education will receive overriding priority, through provision of special support services, setting of time targets, and effective monitoring. Major emphasis will be laid on women's participation in vocational, technical and professional education at different levels. The policy of non-discrimination will be pursued vigorously to eliminate sex stereotyping in vocational and professional courses and to promote women's participation in non-traditional occupations, as well as in existing and emergent technologies.

(女性の非識字と教育を受ける権利での障害を取り除くにあたり、特定支援サービス、予定どおりの目標設定、及び効率的な監視の提供を通じ、初等教育は最優先事項を受ける。異なる水準における職業上、技術上及び専門教育に女性が参加することが主に重点が置かれる。無差別ポリシーが、職業上及び専門コースにある男女間のステレオタイプ化の排除及び非伝統的職業及び既存かつ急速なテクノロジーへの女性参加を促進するために精力的に推進される。)

4.4 The central focus in the SCs' educational development is their equalization with the non-SC population at all stages and levels of education, in all areas and in all the four dimensions-rural male, rural female, urban male and urban female.

(SC(指定カースト)の教育発展の中において、教育の全段階と水準及び4つの局面-地方の男性、地方の女性、都市の男性と都市の女性-における指定カースト以外の人々との平等化を中心的に焦点に置く。)

²⁹² 人的資源開発省国家教育政策 http://mhrd.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/NPE86-mod92.pdf

4.9 The objective should be to integrate the physically and mentally handicapped with the general community as equal partners, to prepare them for normal growth and to enable them to face life with courage and confidence.

(基本方針は、障害者に正常な発育を整え、また勇気と確信を持って人生に立ち向かうことができるよう対等なパートナーとして一般的なコミュニティに身体的及び精神的障害者を平等にするべきである。)

5.2 Recognizing the holistic nature of child development, viz., nutrition, health and social, mental, physical, moral and emotional, development, Early Childhood Care and Education (ECCE) will receive high priority and suitably integrated with the Integrated Child Development Services programme, where possible. Day-care centers will be provided as a support service for universalization of primary education, to enable girls engaged in taking care of siblings to attend school and as a support service for working women belonging to poorer sections.

(子供開発の全体的特質、つまり、栄養・健康・社会的・精神的・身体的・道徳上及び情緒上の発展を認識することで、初期児童ケア及び教育〈ECCE〉は最優先を受け、また可能であれば総合子供開発政策プログラムと適切に統合する。兄弟姉妹の世話に従事する女子を学校に参加できるように、初等教育の普遍化に対する支援サービスとして、また経済的弱層に所属する働く女性への支援サービスとしてデイケアセンターが提供される。)

(3) 学制改正前の法律、その根拠条文

1951年制定された憲法の45条(Provision for free and compulsory education for children: 児童に対する無償義務教育)では、「インド各州は、児童が14歳になるまで無償かつ義務的な教育を発行から10年以内を実現するよう努める」と規定している²⁹³。

Provision for free and compulsory education for children

The State shall endeavor to provide, within a period of ten years from the commencement of this Constitution, for free and compulsory education for all children until they complete the age of fourteen years.

(4) 学校段階別学制の改正状況

ア 初等教育、中等教育、後中等教育、高等教育の年齢区分の改正
年齢区分の改正は特になし。

イ 義務教育年齢・年数の改正

1986年NPE策定以来、義務教育年齢及び年数の改正はなし。

ウ 特定教育段階での無償化導入・変更

2001年人的資源開発省は、SSAのもと義務教育において、年間最低200日無償で児童に学校給食を提供するMid-Day Meal Scheme(給食スキーム)を開始。2007年改訂され、学校給食は中等教育(第6学年～第8学年)まで引き延ばされ、2008年までにインドのほとんどの地域に本スキームが実施される²⁹⁴。中央政府と州政府の財政責任のもと義務教育において授業料が無償化となる²⁹⁵。初等教育終了まで、授業料・教科書・制服・給食・通学交通機関が

²⁹³ インド憲法 <http://www.archive.india.gov.in/citizen/education.php?id=38>、Right to Education Project: <http://www.right-to-education.org/country-node/353/country-constitutional>

²⁹⁴ 人的資源開発省給食スキーム: <http://mhrd.gov.in/middaymeal>

²⁹⁵ 人的資源開発省 RTE 法: <http://mhrd.gov.in/rte>

第7章 インド

無償となる²⁹⁶。

2012年 RTE 法改正により、第1学年から第8学年の無償義務教育が障害のある児童を含むことになり、在宅教育が提供される²⁹⁷。

エ 飛び級制度の導入・撤廃

1(7)項より、飛び級制度は導入されていない。

オ 留年制度の導入・撤廃

1(7)項より、留年制度は導入していないが、RTE 法第4条より、入学できなかった児童や初等教育を十分に終了できなかった者には14歳以降でも初等教育を修了するまで無償教育を受ける権利があるとされている。

(5) 学制改正に関する世論動向

ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等

(ア) RTE 法に関してのメディア報道は以下のとおりである。

① The Hindu 参照 (2010年7月25日)²⁹⁸

RTE 法に関して、良い面もあるがその目的に見合わず、さらなる改正が必要な悪い面もあると述べられている。

例えば、現在一般的となっている6歳からの12年間教育だが pre-school も最低限必須である。途上国すべてのほとんどの児童は12年間の無償教育を政府から提供されている。また、RTE 法では最も重要な教育期間である第9学年から第12学年の無償義務教育について触れられていない。また、経済的に貧しい子供たちの私立学校への入学率が25%と決められているのかは明確でなく、またその25%の児童の選択方法が規定されていない。

② The Economic Times (2012年4月25日)²⁹⁹

RTE 法により有名エリート校を含む私立小学校が経済的弱者層対象 25%枠を設けることになるが、何億という児童の中数千人の貧しい子供たちが入学、残りは価値のない教育を提供する三流公立学校へ通学。私立学校の一部がエリート校であるが、ほとんどは安い基盤施設や資格のない教員が揃う非認可学校である。2013年までに認可されていない学校は閉鎖するため RTE 法は貧しい者には脅威となる。その中で無料公立学校から無料私立学校へと移行するものも増えている。

また、RTE 法実施に伴い授業料が増えると言われている。経済的貧弱層 25%枠に対する政府の補助金支払いが遅いがゆえに私立学校は授業料を大幅に上げざるを得ない。

多くの教育専門家は、私立学校の多くは資格のある教員、運動場やその他基礎設備の不足、貧困層の利用、English-medium school の教員で英語をほとんど話すことができない者もいるなどを忠告している。

基準に満たさない私立学校の閉鎖に関する RTE 法の条項を州政府は無視すべきであり、“非認可”学校の価値を評価すべきである。

²⁹⁶ India Development Gateway 初等教育: <http://www.indg.in/primary-education/policiesandschemes/right-to-education-bill>

²⁹⁷ RTE 法改正 2012年 <http://www.wbsed.gov.in/wbsed/readwrite/0601116.pdf>

²⁹⁸ The Hindu-RTE 法: <http://www.thehindu.com/opinion/lead/rte-act-some-rights-and-wrongs/article533475.ece>

²⁹⁹ The India Times-RTE 法: http://articles.economicstimes.indiatimes.com/2012-04-25/news/31399110_1_unrecognised-schools-private-schools-school-fees

第7章 インド

③The Indian Express (2012年5月11日)³⁰⁰

インドの脳性小児麻痺を患う女性は、RTE 法改正について“障害者をホームベースでの教育を受けることは孤独感を高め、彼らの学習を制限する”と述べている。彼女は最初の何週間かは学校に通うのは怖かったが、同じ病気の友達と出会い気持ちが軽くなった。改正により、政府は重症障害児童に対してホームベースで教育をうけるということにより、自分たちの責任を回避していると指摘。

イ 改正に関する賛成意見

(ア) Mid-day meal スキームに関しての賛成意見は以下のとおりである。

①The Hindu (2003年8月2日)³⁰¹

ノーベル平和賞受賞者 Amartya Sen 氏は小学校の Mid-day Meal スキームを「児童の栄養強化となる素晴らしいものだ」と称賛。また、教育と栄養強化の他に、カーストなどの差別なく児童が共同生活を学ぶものであると述べている。

また、Rajya Sabha (連邦議会上院) Shabana Azmi 氏は、食料と質のある教育提供は同時に行われるべきと述べている。

②Frontline (2003年8月2日—16日)³⁰²

Mid-day Meal スキーム導入により、学校に入学する児童が増え、特に女子児童の学校参加を政府は提案し、実際に導入前よりも増えている。また子供たちの栄養状態を強化するのに影響がある。学校に出席し給食を共に食することで、男女間の差別・カースト等の差別なく皆が同じ食事を共に座り共有することを学ぶという面で賛成である。

③The Economic Times (2002年9月8日)³⁰³

マハラシュトラ州政府は mid-day meal スキーム実施に関して中央から 185 千万ルピーの援助を求めている。現在は、部族地域約 1300 の学校にスキームが実施されているが、全学校にスキームを実施中という理由。

(イ) RTE 法に関して賛成意見は以下のとおりである。

①The Hindu (2010年4月1日)³⁰⁴

6 歳から 14 歳の児童に無償初等教育を受ける権利を与えることは素晴らしい第一歩である。子供に教育に熱心でない人を駆り立て教育を与える気がすることが正しい考えを持つ国民にとっての義務である。

政府は憲法改正をただの改正にとどめず、草の根レベルで中退する児童の数を減らし入学する児童の数を増やすべきである。

②The Times of India (2010年7月23日)³⁰⁵

³⁰⁰ The Indian Express-RTE 法：<http://www.indianexpress.com/news/right-to-exclusion-/947855/1>

³⁰¹ The Hindu-給食スキーム：<http://www.hindu.com/2003/08/02/stories/2003080204571100.htm>

³⁰² Frontline-給食スキーム <http://www.frontline.in/static/html/fl2016/stories/20030815002208500.htm>

³⁰³ The Economic Times-給食スキーム：http://articles.economictimes.indiatimes.com/2002-09-08/news/27332411_1_mid-day-meal-scheme-primary-schools-government-and-government-aided

³⁰⁴ The Hindu-給食スキーム：<http://www.thehindu.com/opinion/letters/education-for-all/article364954.eco>

第7章 インド

RTE 法では初等教育教員に対して最低限必要な資格の標準化を目指している。人的資源開発省により、何十万人の教師が研修を受けていないとみなされている。教員の最低限の適格性基準が質のある均一な学校教育を保障する。研修を受けていない教師は RTE 法開始から5年以内に最低限必要な資格を取得する必要があるとされている。

ウ 改正に関する反対意見

(ア) SSA についての反対意見は以下のとおりである。

①The Hindu (2004年4月29日)³⁰⁶

1993年ウニクリシュナン事件(大学の高額な capitation fees 徴収について複数州の私立大学が訴えた裁判)が起きる。これにより、14歳になるまで無償義務教育を受ける基本的権利(憲法第21条)が注目され、最高裁判決に続き無償義務教育の基本的権利が保証されるようになった(2002年の第86次憲法改正におき教育への権利規程が第21条Aに追加明記される)。2002年憲法改正以来、基礎教育の普遍化達成には大きな進展はない³⁰⁷。教育専門家たちが非常に懸念しているのは、州政府は豊かな人に利用できる教育を提供するのではなく、単なる恵まれない児童、女子児童、障害者児童に対する学校教育のような代替物を提供しているに過ぎない。World Bank 等の金融機関から称賛を受けている SSA や普遍化教育だが説得力に乏しい。SSA の目標は称賛に値するが、そのビジョンは制限されたものである。

SSA の義務教育は、子供を学校へ通わせない保護者への嫌がらせと考えられていることに対し、経済学者 Jean Dreze はその見解の狭さを指摘している。SSA 義務教育とはすべての子供たちに十分な設備を提供し同時に保護者が子供を学校へ通わせるという義務である。バランスの取れた見解とは、社会圧力により教育を奪われている非常に貧しい家庭の女子児童や労働児童の恵まれない集団に尽くすことである。今 SSA を再評価し直す時期であり、教育の平等と質のために予算をより多く費やすべきである。

②Indian Express (2013年11月6日)³⁰⁸

2011-2013年度教科書、制服及び教員の給与のいくらかを SSA の助成金提供から受けていたイスラム教徒の学校は 2013年3月以降助成金提供がなくなり難しい状況に置かれている。これに対し Educational Secretary である VK Singh は「非認可学校への助成金提供を止めることは人材資源開発省の決定であり、そのためにイスラム教徒の学校には児童を他の公立学校へ転向させるために2年間与えられていた」と述べた。

③India Express (2013年11月25日)³⁰⁹

SSA State project director の Pooja Kulkarni 氏は、「SSA 予算が前年より大幅削

³⁰⁵ The Indian Express-SSA: <http://www.indianexpress.com/news/rte-in-place-teachers--qualifications-to-be-standardised/637351/2>

³⁰⁶ The Hindu-SSA: <http://www.hindu.com/2004/04/29/stories/2004042903061000.htm>

³⁰⁷ Right to Education: <http://www.right-to-education.org/node/678>

³⁰⁸ The Indian Express-SSA : <http://indianexpress.com/article/cities/chandigarh/deprived-of-ssa-funds-madrasas-struggle-to-pay-salaries-provide-books/>

³⁰⁹ The Indian Express-SSA: <http://www.newindianexpress.com/education/student/Cut-in-SSA-budget-to-affect-development-work-in-schools/2013/11/25/article1909052.ece>

第7章 インド

減し、予算全体は教員の給与に支払われ、残る少ない予算がその他開発プロジェクトに使われるだろうから本プロジェクトの予算を削減せざるをえない」と述べた。今回の予算削減により教室やトイレ設備等の開発プロジェクトは途中で放棄され、mid-day meal の食事が与えられないことも意味する。

(イ) RTE 法についての反対意見は以下のとおりである。

①Hindustantimes (2010年3月31日)³¹⁰

RTE 法が法的に実施されることを快く思わないグループがいる。それは何十年間も夜間学校やノンフォーマルセンターを運営してきた NGO グループである。夜間学校やノンフォーマルセンターは主に貧しい子供たちや、特に仕事を終えてから出席する女子生徒のために数時間開かれている。

RTE 法はすべての児童に教育を受ける権利を与えるだけでなく、学校とはどうあるべきかという基準と標準に合う学校のみが認められる。つまり、学校は1日5-6時間機能し、30人に教員1人、教科書などの教材が入手可能、給食が提供され、児童は同じ年齢の子供と勉強すべきであるというものだ。NGOはその基準に見合わない。

②Hindustantimes (2010年7月12日)³¹¹

イスラム教聖職者は、「RTE 法はたった1種類の学校とたった1種類の教育のみを認め、イスラム教徒の学校を追放しようとしている」という理由によりその法令の実施に反対している。

③The Hindu (2010年7月15日)³¹²

イスラム教の学校 (madrasa) は RTE 法範囲と見なされないことにより、イスラムコミュニティは、その法律が“過酷なもの”及び“反イスラム教”だとみなす意見が出ている。

問題は RTE 法の「学校」定義が政府、補助又は私立学校は「認定学校」であること。この定義にはイスラム教の学校は含まれない。

Lok Jan Shakti 党 Abdul Khaliq 氏は「RTE 法は斬新的な法であり、私たちがそれに反対するようにはしないでほしい。その代わりに、憲法第30条と調和する道を見つけさせてほしい」と述べた。また、Khaliq 氏はイスラム教徒女子生徒の機関を運営しており、「少数派の教育権利について多くの混乱があり、その矛盾を明瞭にする包括的法案が必要」と述べた。

※憲法第30条：マイノリティによる教育機関の設置及び運営の権利

(1) すべてのマイノリティは、宗教又は言語に基づいてであろうとなかろうと、自らの選択で教育機関の設置及び運営の権利があるとする。

④The Hindu (2010年4月3日)³¹³

Delhi Commission for Protection of Child Rights (DCPCR:デリー子供権利保護委員会) 委員長 Kanth 氏は「RTE 法は最も歴史的かつ重要なステップであるが、乗り越える必要のある障害がいくつか残されている」と述べる。その障

³¹⁰ Hindustan Times-RTE 法: <http://www.hindustantimes.com/comment/columnsothers/learning-the-abc/article1-525534.aspx>

³¹¹ Hindustan Times-RTE 法: <http://www.hindustantimes.com/india-news/muslim-clerics-oppose-right-to-education/article1-570935.aspx>

³¹² The Hindu-RTE 法: <http://www.thehindu.com/news/national/muslim-community-split-on-rte-act/article512658.ece>

³¹³ The Hindu-RTE 法: <http://www.thehindu.com/todays-paper/tp-national/tp-newdelhi/the-act-has-many-gaps/article743438.ece>

第7章 インド

害として、6歳以下及び15歳 - 18歳の「unreached and unreachable (RTE法について知識がない、社会的経済的に弱すぎて等の意味)」児童、保護者・両親の責任に関する条項、RTE法の誤った実施をする役人に対する条項などに欠けている。

また、中央政府と州政府の財政責任の方向性が明確でない。しかし、DCPCRはRTE法実施の責任を持ち上訴する役割を担う。

⑤The Indian Express (2012年2月16日)³¹⁴

SSAの調査によると都市部の80000人以上のストリートチルドレン、そのうち25000人がアハメダバード(Ahmedabad:グジャラート州)が学校に通っていないことがわかった。それに対し、グジャラート Primary education secretary R.P.Guputa氏は「州政府はこのような児童に教育を提供するために年齢に応じた様々な6-18か月のbridge courseを開始する計画である。RTE法のもと適切な対策で子供たちを入学させる。」と述べた。

(ウ) RTE法改正についての反対意見は以下のとおりである。

①The Indian Express (2012年5月3日)³¹⁵

ラジャスタン州にある Mayo College Ajmer はラジャスタン最高裁判所に対し、「RTE法のもと義務的な弱者層出身25%枠入学を認めない。RTE法は全寮制学校を対象としないことを明確にするよう」申し立てた。

②The Hindu (2010年6月22日)³¹⁶

RTE法の実施には、あらゆる形の児童労働に終止符を打つことを求める嘆願書が Manmohan Singh 首相に宛てられた。6~14歳のすべての児童が無償義務教育を受ける権利が保障されているに関わらず、児童労働(禁止及び規制)法では職種が子供にとって危険又は有害であるかどうかで判断されており、児童労働を全面的に禁止されていないことに対し迅速な修正が求められている。

(エ) Mid-day Meal スキームに関しては以下のとおりである。

①The Economic Times (2013年8月15日)³¹⁷

2013年7月ビハール州で23人の児童が毒入り給食で死亡する事件に対し、Manmohan Singh 首相は「Mid-day meal スキームを改善し、給食は栄養価が高く清潔に料理されることを保障する具体的措置を取る」と述べた。

(6) 学制改正の背景

ア RTE法改正の背景

RTE法改正の背景には、基本的権利として初等教育を受ける権利の提供により、経済成長、経済的社会的不均等の克服、権利拡大、人口増加抑制、母親教育を介する子供の健康にまで

³¹⁴ The Indian Express-RTE法: <http://www.indianexpress.com/news/-over-80000-street-children-deprived-of-education-/912822/>

³¹⁵ The Indian Express-RTE法: <http://www.indianexpress.com/news/rte-mayo-college-refuses-admission-to-poor-children/944797/>

³¹⁶ The Hindu-RTE法: <http://www.thehindu.com/news/national/amend-child-labour-act-to-execute-rte-act/article477628.ecce>

³¹⁷ The Economic Times-RTE法: http://articles.economictimes.indiatimes.com/2013-08-15/news/41413625_1_meal-scheme-saran-district-education-act

第7章 インド

及び貢献することを重点に置いている³¹⁸。

RTE 法改正の背景を以下にまとめた。

- ①The Times of India 2012年4月25日³¹⁹
RTE 法改正 2002 年により、人的資源開発省 (Kapil) は「重度障害者 (disability) 児童へのホームベース教育を受ける権利の提供は、立法の歴史的断片であり、第1学年から第8学年の6歳から14歳の児童に対する質のある教育に大きな影響を及ぼす」と述べている。RTE 法改正は貧困層の児童への無償教育と共に、障害者児童に1クラス25%の枠を提供する。
- ②The Times of India (2012年10月7日)³²⁰
RTE 法の主要改正の一つとして、「障害者」の定義である。自閉症、小児麻痺及び知的障害者児童が RTE 法のフレームワークに含まれる。
- ③人的資源開発省によると、RTE 法改正 2002 年は教育の基本的権利を導入するために第86次憲法改正に影響を与え改正された³²¹。
- ④インド政府は、RTE 法改正 2010 年は、本法令の実行に伴い中途退学問題、学校に通っていない子供、教育の質、十分に訓練された教員の有無問題などが短期間で取り扱われるのが目的である³²²。
- ⑤The Economic Times (2013年1月13日)³²³
人材資源開発省は、財務省 (Finance Ministry) が最重要の初等教育プログラムの資金削減に対して強く異議を唱えている。
人材資源開発省の Pallam Raju は、「最重要スキームである SSA への資金増大を求め、資金削減は学校インフラや教師雇用の悪影響である」と述べる。
- ⑥The Economic Times (2013年11月18日)³²⁴
ジャンム・カシミールでは独自の RTE 法が実施されることになり、4～14歳のすべての児童に無償義務教育を受ける権利が提供される。

イ SSA の背景

SSA の背景を以下にまとめた。

- ①The Times of India (2014年1月3日)³²⁵

³¹⁸ 人的資源開発省-RTE 法前書き :

http://mhrd.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/RTE%20rrd%20year_17%20Jan%202014%20-%20for%20mail.pdf

³¹⁹ The Times of India-RTE 法 : http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2012-04-25/news/31398712_1_amendment-bill-disability-free-and-compulsory-education

³²⁰ The Times of India-RTE 法 : http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2012-10-07/pune/34305651_1_rte-act-rte-rules-disabilities

³²¹ India.Gov.In-National Portal of India-RTE 法 2002 年: <http://india.gov.in/spotlight/right-education-act-0>

³²² India.Gov.In-National Portal of India-RTE 法 2010 年: <http://india.gov.in/spotlight/right-education-act-0>

³²³ The Economic Times-RTE 法 : http://articles.economicstimes.indiatimes.com/2013-01-03/news/36130811_1_hrd-ministry-finance-ministry-elementary-education-programme

³²⁴ The Times of India-SSA: http://articles.economicstimes.indiatimes.com/2013-11-18/news/44202514_1_education-act-education-policy-education-department

³²⁵ The Times of India-SSA: <http://timesofindia.indiatimes.com/home/education/news/PM-stresses-on-critical-importance-of->

第7章 インド

Manmohan Singh 首相は SSA の開始により恵まれない子供や女子児童にとって教育へのチャンスと奨学制度を広げていると述べた。SSA を通して、SC (指定カースト) /ST (指定部族) や女子児童及び女性へ焦点を当てた新しい奨学制度など教育への投資の重要性を述べる。

②One India Education 2014 年 2 月 7 日³²⁶

インド内閣経済問題委員会 (Cabinet Committee of Economic Affairs) は SSA プログラムの財政基準の改正を承認した。この基準改正により、女子学生が質の良い教育と栄養のある食事提供をもたらす。SSA は RTE 実施する上で主要動力でありインド政府の初等教育普遍化の最重要プログラムである。

(7) 学制改正に関する評価

ア RTE 法改正に関する教育規制庁や教育研究者による事後評価

RTE 法改正に関する教育規制庁や教育研究者による事後評価は以下のとおり。

①人材資源開発省の評価 -

「RTE The 3rd Year」³²⁷

RTE The 3rd Year のなかで、人材資源開発省 Pallam Raju は「(RTE は) 男女間及び社会的階級にあるギャップを特に初等レベルから顕著に削除している。RTE/SSA は学習成果の質に大幅に焦点を当て改善させている。」と評価している。

この RTE The 3rd Year は DISE データをベースにされ、過去3年間の子供の入学、教員数、インフラインディケータなどを報告しており、その進展に焦点を当てている。

②One India Education 2013 年 10 月 11 日³²⁸

委員会は過去3年間の RTE 進展は学校交通への改善、社会的一体性、男女間にある格差の低下などを言及。また CABE メンバーは、RTE Act の目標に完全に見合い、その方で明確に述べられている学校基準の保障する道の途中にいることも述べた。

委員会は、学校インフラの完了と教師の雇用を促進すべきであり、学習成果の向上及び教師の質へのさらなる注意が必要だと CABE は強調。しかしながら、中央政府は教師の給与や雇用などに州や地域管轄と直接かかわる範囲には入りたくない様子である。

③One India Education 2014 年 1 月 17 日

RTE Forum の Ambarish Rai 議長は児童の中途退学率に関して、「初等学校及び上級初等学校は 100%修了すべき。現実の出席率を監視するメカニズムが必要であり、RTE 実施3年間で入学率が 100%に達すべきであった」と述べた。ま

investing-in-education/articleshow/28332620.cms

³²⁶ One India Education-SSA: <http://education.oneindia.in/news/revision-some-financial-norms-sarva-shiksha-abhiyan-009076.html>

³²⁷ 人的資源開発省前書き: http://mhrd.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/RTE%203rd%20year_17%20Jan%202014%20-%20for%20mail.pdf

³²⁸ One India Education-RTE 法: <http://education.oneindia.in/news/2013/10/11/discussion-on-rte-act-at-the-62nd-cabe-meet-006985.html>

た、入学率が伸びるうえで、Rai氏は「この改善に関わらず、質のある学習問題が過去9年間にわたりかなり無視され続けている」とも述べた。

Pratham Education Foundation 最高経営責任者である Madhav Chavan氏は、「教育分野における主要課題は、少なくとも1年間の幼稚園教育の設立導入、教育、職業上訓練や質のある教育、大学レベルでのリサーチの継続が含まれる」と述べた。

④One India Education 2013年11月12日

大統領は、「教育は国の進展と社会的変改には必要なツールである」と述べた。そこには教育を受ける権利、SSA 実施及び Rashtriya Madhyamik Shiksha Abiyaan(RMSA)により国の中等学校システムの強化と Rashtriya Utchar Shiksha Abiyaan(RUSA)開始を含む。

⑤Jamia Journal(2010年4月24日)³²⁹ - 教育研究者の意見

「推奨される資金需要は不足しているがどこから充てられる予定なのか？経済的弱者層対象の私立学校 25%枠には、どの児童が行けるのか、どの様に監視されるのか？」と疑問が投げかけられている。また公立学校では教員数が少ないに関わらず欠席しているのが現状であり、教師と生徒の出席が質のある教育に直接かかわるとの指摘。RTE法の目的達成には、弱者層出身の児童はエリート学校の教育システムや文化に上手く対応できるのか、質のある教育、資金、教員のスキルなど多くの懸念があると述べられた。

⑥India Tribune³³⁰ - 教育研究者の意見。

素晴らしい RTE 法実施は現実とは少し異なっていると指摘。ここ数年教育の営利主義の急上層であり、美しいキャンパスやテクノロジーを備える学校がある。しかし、教科書を購入するのに苦勞する低所得の家族も多い。地方地域には人口の80%が住んでおり、その児童の住む近くにどれだけの学校が必要なのか。また、地方によりヒンディー語を必要としない場合の教育、英語は共通語だが話せる人がいない村などといった言語問題がある。子供への学校教育よりも収穫で稼ぐ必要のある家族などもあり、カリキュラムについて何を考慮に入れるのかが課題である。RTE法は素晴らしいスタートであるが、政府は直面する問題を理解し RTE法の目的を達成する支援のためのパートナーを探す必要がある。

⑦The India Express (2010年12月8日)³³¹ - 教育研究者の意見。

教育研究者(education researcher) Kishor Darak氏は、RTE法施行の中、学校及び保護者がその規程に関して十分に明瞭ではなく、試験と評価の特徴を勘違いしている傾向にあると述べている。RTE法に従い、学校は児童の成績の包括的かつ継続的な評価プロセスであり、1学年から8学年まで試験により留年するというのではない。また、教員の質について問題視されているが、私立学校の多くは1か月3500ルピーで一時的な教師を雇っているため質のある教育の改善には結びつかない。

³²⁹ Jamia Journal-RTE法：<http://jamiajournal.com/2012/04/24/right-to-education-act-a-critical-analysis/>

³³⁰ India Tribune-RTE法：http://www.indiatribune.com/index.php?option=com_content&id=7659:hurdles-in-implementation-of-right-to-education-act-in-india-&Itemid=460

³³¹ The India Express-RTE法：<http://www.indianexpress.com/news/decoding-right-to-education-act/721869/>

- ⑧The Indian Express(2013年1月18日)³³² - 教育研究者の意見。
 NGO Pratham³³³作成の年間教育報告(annual status of education report)によると、RTE法実施に関わらず、特に地方の児童の読解力が減少、女子児童の入学率もある州では減少していることがわかった。質のある教育の遅れは中等学校やカレッジの学習にも響くため、中央政府は迅速な対策をする必要がある。
- ⑨The India Express(2013年8月14日)³³⁴ - 政府教育規制庁の意見。
 District Information System for Education(以下 DISE)の報告によると、プネの95%の学校は飲み水設備、トイレ設備、障害のある児童への傾斜路(ramp)などRTE法10基準に見合っていないことが明らかになった。学校が基準に従うには、定期的な監視が必要である。一貫性のある監視により状況の改善が見られると述べられた。
- ⑩The New Indian Express(2013年10月13日)³³⁵ - 教育専門家の意見。
 Azim Premji Foundation, CEO, Dileep Ranjekar氏は、「過ちの大部分はRTE法やSSAのような教育プログラムを実施する政府の責任のなさによる。州政府は正しく資金を使わないのにペナルティーは何もない。SSAのようなプログラムを密接に監視するという考えもなく、監視は重要なのに正しく行われていない」と述べる。
- ⑪The India Express(2013年12月16日)³³⁶ - 政府教育規制庁の意見。
 DISEの報告によると、98.5%の学校がインフラ基準に見合っていないことがわかった。特に89%の学校は障害のある児童向けの傾斜路が作られていない。
- ⑫The Times of India 2013年12月25日³³⁷
 宗教上及び言語上の少人数学校を含む非補助の少人数学校(unaided minority schools)では、RTE法のもと経済的に貧しい児童対象の25%枠に関して、政府から直接の助成金や給与などを受け取っていない。
- ⑬The Hindu 2013年4月1日³³⁸ - 教育専門家の意見。
 SSAプログラムに関するRTE法実施の政府予算は2009/2010年度1282億5千万ルピーから約2倍の2013/2014年度2725億8千万クロールルピーとなり、インド地方人口の99%は半径1KM以内に小学校があることになった。初等教育入学児童は1100万人以上増えたに関わらず未だ800万人の児童は学校を中途退学又は年齢に合った学年に入学できないという重大な問題が残る。

³³² The Indian Express-RTE法：<http://www.newindianexpress.com/editorials/article1425967.ece>

³³³ NGO Pratham：<http://www.pratham.org/>

³³⁴ The Indian Express-RTE法：<http://www.indianexpress.com/news/in-pune-95-per-cent-schools-dont-meet-all-10-rte-norms/1155110/>

³³⁵ The Indian Express-RTE法：<http://www.newindianexpress.com/states/karnataka/13-years-on-SSA-falters-on-infrastructure/2013/10/13/article1834298.ece>

³³⁶ The Indian Express-RTE法：<http://www.indianexpress.com/news/98.5--dist-schools-do-not-comply-with-infra-standards-set-by-rte/1045974/>

³³⁷ The Times of India-RTE法：<http://timesofindia.indiatimes.com/city/mumbai/Private-unaided-minority-schools-not-under-RTE-HC/articleshow/27870599.cms>

³³⁸ The Hindu-RTE法：<http://www.thehindu.com/opinion/op-ed/no-high-five-for-rte/article4567385.ece>

また、基礎的な識字や計算を学んでいない児童が多い。飲み水や男女別のトイレ設備の提供は進んでいるが運動場、キッチンや塀などの設備が整っていない。

中上級階級の児童がストリートチルドレンや労働児童などの子供たちと学習を共有し、児童の好奇心を駆り立てるような授業を実践できる教員を確保し、教員と保護者が協力して学校を効率的に動かすなどが重要だと指摘。

インドの児童すべてが 8 年間の質のある教育を修了するのはいつの日か？国の将来を守るより良い方法は何か？とただ想像してください。(UNICEF 代表 Louis Georges Arsenault)

⑭Live Mint(2007年10月31日)³³⁹ - 教育専門家の意見。

SSA には国民の納税等の租税からも資金が提供されており、子供の進学率を上昇させようと試みている。しかし、専門家や非営利団体からは、“SSA の質のある教育は定量化されておらず、SSA 対象の子供の 2 人に 1 人は学校に通っていない”と指摘がある。

⑮Express New 2013年4月26日³⁴⁰ - 政府の意見。

州政府は RTE 法に関して、経済的に貧しい子供 54000 人が教育の基本的権利を享受できていないことを述べている。Additional advocate general の Sajan Poovaiah は、州に児童が継続的に出席することを保証し、特に州の社会的弱者層にある保護者が RTE 法の恩恵をもっと多く受けられるような奨励制度の開始をするように提出。また、RTE 法に述べられた標準に見合うように、全学校は校舎、学習設備、清潔な飲み水や男女別のトイレを含む基礎構造の要求事項を確実にする必要があるとも述べている。

⑯Hindustan Times 2013年7月19日³⁴¹ - 教育専門家の意見。

RTE 法実施から 3 年経つが 27%の小学校のみが RTE 法基準を満たしていることが教育権利に対する州共同体の報告により判明。Oxfam India 代表 Deepak Xavier 氏は“我々は RTE 法で描かれた教育や教育基盤の基準への達成にはかけ離れた状態にある”と述べた。飲み水設備、機能的でないトイレ事情、研修を受けていない教員等の問題が指摘されている。

⑰Business Standard 2013年9月13日³⁴² - 教育専門家の意見。

インドは世界中の子供の 19%を占めているが世界の非識字人口の 3 分の 1 である。識字レベルは上昇せず識字率上昇もゆっくりである。UNICEF の調査によると、インド政府が児童の学校入学、出席及び初等教育修了を含む RTE 法を実施するには現実問題が残る。

Teach For India の Tarun Cherukuri 氏は、生徒と教員割合は少し改善されつつ

³³⁹ Live Mint-RTE 法 : <http://www.livemint.com/Politics/stH9FtvLGhVFMBmr2GYwBJ/Now-govt-to-test-Sarva-Shiksha-Abhiyan8217s-quality-of-e.html>

³⁴⁰ Express News-RTE 法 : <http://www.newindianexpress.com/states/karnataka/Government-rejects-report-on-RTE-children/2013/04/26/article1562291.ece>

³⁴¹ Hindu Times-RTE 法 : <http://www.hindustantimes.com/india-news/lucknow/report-reveals-reality-of-rte-implementation/article1-1094908.aspx>

³⁴² Business Standard-RTE 法 : http://www.business-standard.com/article/economy-policy/is-the-right-to-education-a-reality-for-india-s-children-113091300395_1.html

あるが未だに適切ではなく、州政府が RTE 法の実施を監視する責任があるはずなのに真剣に責任を負っているようには見えないと指摘する。法令を発行するのは簡単だが、法令を確実に成功させ、特に地方地域にある保護者に教育の利点を気づかせ子供たちを学校に送り出すことが大事だと述べられている。

⑱The Times Of India 2013年12月6日³⁴³ - 教育専門家の意見。

RTE 法のもと、17万5千人の BPL(Below Poverty Line)家族に属する子供対象の入学枠があるうち 95000 人だけしか占めていないと指摘され、その主な原因が約 80000 人の BPL 児童が mid-day meal を利用できないことにある。義務教育の公立学校にいる児童は無償の給食を提供されるが、私立学校の BPL 枠にいる児童に関しては RTE 法が何も保証していないと MPSCPCR メンバーである Vibhanshu Joshi が指摘。

⑲The Hindu (2013年12月25日)³⁴⁴政府教育規制庁の意見。

経済的弱者層の保護者の多くは RTE 法の条項 - 私立学校の弱者層対象無償義務教育 25%枠 - を知らないままである。2012-2013 年度 10万8千枠の内 59000 名が空席のままであり、カルナタカ州政府は私立学校に補償額 2億 9000 万ルピーを費やしており、2013/2014 年度は 10万8千枠の内 36000 名が空席。

Dalit Bahujan Movement の議長は、“広告キャンペーンにお金を費やさない限り RTE 法無償教育の認知度を上げられない。ほとんどの RTE 法受益者は新聞やテレビさえ見ないので、コミュニティレベルのキャンペーンが必要”と指定。

⑳The Hindu (2012年5月4日)³⁴⁵ - 教育専門家の意見。

Disability Legislative Unit のメンバーは、“RTE 法改正にある Home-based 教育ではなく単なる在宅(home-bound)だ”と述べている。障害者児童にはスポーツ、運動場及びクラスメートと共にする活動にかかわることが必要である。改正により、障害者児童への学校づくり及び交通手段の責任から手を引いていると指摘する。

㉑The Economic Times(2013年9月30日)³⁴⁶ - 教育専門家の意見。

NGO 調査によると、RTE 法制定後 4 年以上経つが未だに法令に違反している公立学校がある。1 クラス 40 人児童に対し現状は 80-120 人である。運動場などの外部設備も約 80%の学校に無く、内部設備も図書室がない学校もある。トイレの状態は非常に悪く不衛生と報告されている。

㉒The Times of India 2014年1月7日³⁴⁷

学生と教員の出席は健全な学校教育であるかを測るのに重要な目安と考えら

³⁴³ The Times of India-RTE 法 : http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2013-12-06/bhopal/44862157_1_bpl-children-rte-act-private-schools

³⁴⁴ The Hindu-RTE 法 : <http://www.thehindu.com/news/cities/bangalore/many-still-unaware-of-rte-provisions/article5498433.ece>

³⁴⁵ The Hindu-RTE 法 : <http://www.thehindu.com/news/cities/chennai/homebased-schooling-for-disabled-is-noninclusive/article3381392.ece>

³⁴⁶ The Economic Times-RTE 法 : <http://economictimes.indiatimes.com/news/news-by-industry/services/education/delhi-schools-violating-rte-provisions-survey/articleshow/23311496.cms>

³⁴⁷ The Times of India-RTE 法 : <http://timesofindia.indiatimes.com/home/education/news/RTE-states-efforts-push-up-school-attendance/articleshow/28493326.cms>

れる。2006/2007年度から2012/2013年度の6年間で顕著な改善が見られた。これは RTE 法の良い面と見なされている。

②③The Hindu(2014年1月8日)³⁴⁸

RTE 法で決められた私立学校入学枠に対し多数の保護者から苦情が出てきている。「私立学校は質問を受けようとせず、学校敷地内に入ることも認められなかった」「子供を私立学校に入学させるのに一生懸命だが、学校は私たちの疑問を明白にする努力もしてくれない」「BEO(Block Education Office)に直接願書を提出したほうが私たちには簡単だったかもしれない」などと不満が多い。

②④The Hindu(2014年1月10日)³⁴⁹ - 教育専門家の意見。

National University of Educational Planning and Administration の Mr.R.Govinda 氏は初等教育にあるハードルについて語る。インフラは必要条件だがそれだけでは十分でなく学習に重点を置く必要がある。児童が勉強したがるのは教員の教え方が不十分であるからでは？ RTE 法では教員への教育が叫ばれており、政府は教員教育にもっと投資するべき。政府は様々なレベルの学校を作らずに、近隣学校のコンセプトを強化する試みが必要である。

イ SSA に関する教育規制庁や教育研究者による事後評価
SSA に関する教育規制庁や教育研究者による事後評価は以下のとおり。

①The Hindu (2012年3月23日)³⁵⁰ - 教育専門家の意見。

PAISA 報告 2011 年によると、教員への割当てが SSA 予算の大部分の 44%を占め、学校設備には 36%を占め、児童には 10%のみである。教員と児童の学習レベルへの支出における相互関係が何も認められなかった。また、2009-2010年度と 2011-2012年度の SSA 予算が 137%増えたにも関わらず、RTE 法関連基準に見合った前進がなく、教員数、教室、飲み水設備、運動場などの不足が 2010年と 2011年の間に変化は認められなかったが、別設置の女子トイレと図書館の提供に向上が見受けられた。

②The Times of India(2013年5月9日)³⁵¹

GDP データにより、教育とヘルスケアへの出費が減り、旅行や食費に多く出費することがわかった。SSA のような教育スキームが顕著に上昇してきている一方で教育への出費が減りつつある。

分析家は教育とメディカルケアの出費は減少し続けると見ている。

③The Times of India(2013年5月9日)³⁵²

GDP データにより、教育とヘルスケアへの出費が減り、旅行や食費に多く出費することがわかった。SSA のような教育スキームが顕著に上昇してきている

³⁴⁸ The Hindu-RTE 法 : <http://www.thehindu.com/news/national/karnataka/complaints-galore-on-day-one-of-rte-admission-process/article5550151.ece>

³⁴⁹ The Hindu-RTE 法 : <http://www.thehindu.com/news/cities/bangalore/focus-on-learning-teacher-training/article5558827.ece>

³⁵⁰ The Hindu-SSA : <http://www.thehindu.com/todays-paper/tp-national/bulk-of-sarva-shiksha-abhiyan-funds-spent-on-whitewashing/article3156799.ece>

³⁵¹ The Times of India-SSA : http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2013-03-09/india/37580380_1_expenditure-consumption-expenses-care-and-health-services

³⁵² The Times of India-SSA : http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2013-03-09/india/37580380_1_expenditure-consumption-expenses-care-and-health-services

一方で教育への出費が減りつつある。
分析家は教育とメディカルケアの出費は減少し続けると見ている。

- ウ Mid-day Meall に関する教育規制庁や教育研究者による事後評価
Mid-day Meall に関する教育規制庁や教育研究者による事後評価は以下のとおり。

①The Times of India (2003 年 1 月 3 日)³⁵³ - 教育専門家の意見。
Mid-Day Meal のパイロット地区となった学校の校長が無償給食スキームの良し悪しを述べている。児童の中には給食に興味を示さない子供がいる。しかし、貧しい地域にある学校としては、飲み水のためにだけ学校に来るのは良くないが、酔っ払いの父親がいる家庭では料理を作るお金も時間も限られているので、そのような児童には大変良いスキームであると述べている。
問題点としては、パイロットプロジェクト期間には児童 240 名に対し米 30 キロを支給されたが、現在は児童 120 名に対し米 25 キロとなり、学校が豆などの食糧や調理用具の費用を負担せざるを得ないことを述べている。

②NDTV (2013 年 7 月 24 日)³⁵⁴
2013 年 7 月 16 日、ビハールの小学校校長が殺虫剤入りの無償給食を食べさせ児童 23 名が死亡するという事件が発生。

・ The Economist (2013 年 7 月 20 日)³⁵⁵ - 教育規制局の意見。
ビハールの毒物混合給食問題により、政府は小学校校長に提供する給食に成分及び安全な調理方法に対する責任を持っていないと断定した。2001 年に始まった当時は小規模であったが、現在はほとんどの州が Mid-Day Meal を導入しており、児童約 1 億 2 千万人に毎日無償給食が提供されている。
Syracuse University 及び Delhi School of Economics の Farzana Afridi は、“初級学校の児童のたんぱく質欠乏、カロリー欠乏、鉄分欠乏を補っている”“女子児童の出席率が 12%上昇”を発見。
また、ビハール州とウッタル・プラデーシュ州はインド国内での栄養失調率が一番高く、管理者が児童の出席率を偽り Mid-day meal 用の食糧がしばしば盗まれている。また、質の悪い安全でない食料が提供されるだけでなく、虫や蛇、ヤモリなども食糧に交じっていることは一般的であると報告されている。
ビハール州事件後、政府は食糧の安全性と全人口の 60%に食料を提供する目的とする可決を取ることを予定。

③The Hindu-Business Line(2013 年 8 月 18 日)³⁵⁶ - 教育専門家の意見。
ビハール州では、ヘルシーな給食を提供される代わりに毒入り給食で 25 人の児童が死に至った。
LAS 元役人である著者は、給食を監視する役割がない場合の対策に、家から給食を持参させるように給食費として現金を配布するよりシンプルな解決法

³⁵³ The Times of India-給食スキーム : : http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2003-01-03/hyderabad/27279574_1_mid-day-meal-scheme-municipal-school-girl-student

³⁵⁴ NDTV-給食スキーム : : <http://www.ndtv.com/article/india/bihar-mid-day-meal-tragedy-school-principal-surrenders-arrested-396453>

³⁵⁵ The Economist-給食スキーム : : <http://www.economist.com/blogs/banyan/2013/07/midday-meals-schoolchildren-india>

³⁵⁶ The Hindu Business-給食スキーム : : <http://www.thehindubusinessline.com/opinion/midday-meals-an-unpalatable-scheme/article5035247.ece>

が考え出されたが、結局子供の父親がお酒代に充てるだろうと思い直す。インドの統治は全く論理的でなく、汚職の余地を与える不合理な道を歩むことを好み、インドの学校の子供たちは常に不健康な食事や家庭料理の温かさにありつけないままである。

④The Hindu(2014年1月7日)³⁵⁷ - 教育規制庁の意見。

2013年ビハール州の毒入り給食に対し、人材資源開発省は Mid-day meal スキームの強化、監視及び管理に重点的に取り組むために、236 千万ルピーから 550 千万ルピーまで引き上げて割当ててることを決定。

⑤The Times of India(2014年1月10日)³⁵⁸ - 教育規制庁の意見。

ビハール州は Mid-day Meal スキームを実行しているとしてインド全体で5位にランクされている。文部大臣(education minister)P.K.Shahi は“以前は約2万以上の学校がこのスキームを実施できなかったが現在はほとんどの学校で実施”と述べている。

⑥One India Education 2013年7月19日³⁵⁹

ビハール毒入り給食事件後、Pallam Raju 氏は“給食プログラムは SSA の欠けてはならぬ一部であり、児童を学校へ参加し継続して通学するのに役立っている”と述べた。

また、給食スキームの基準として、児童へ給食を提供する前に少なくとも2人が食事の味見をすることになっていた。

人材資源開発省は給食スキームの監視役割の強化を述べている。

⑦One India Education 2013年10月11日

62回 CABC (教育中央諮問委員会) 会議での給食に関する議論

CABC は給食スキームの質の保障と効率的な監視、“少量の基準と質の維持に関するゼロトレランスポリシー”を強調した³⁶⁰。

⑧One India Education 2014年2月5日

人材資源開発省 Pallam Raju は給食の質と衛生、安全面により強化することを決定。

³⁶¹

³⁵⁷ The Hindu-給食スキーム：<http://www.thehindu.com/news/cities/bangalore/centre-to-strengthen-midday-meal-monitoring/article5546243.ece>

³⁵⁸ The Times of India-給食スキーム：<http://timesofindia.indiatimes.com/city/patna/Bihar-fifth-in-midday-meal-scheme-implementation/articleshow/28608238.cms>

³⁵⁹ One India Education-給食スキーム：<http://education.oneindia.in/news/2013/07/19/mhrd-dr-pallam-raju-described-death-of-children-in-bihar-as-adverse-005803.html>

³⁶⁰ One India Education-給食スキーム：<http://education.oneindia.in/news/2013/10/11/discussion-on-mid-day-meal-scheme-at-the-62nd-cabc-meet-006986.html>

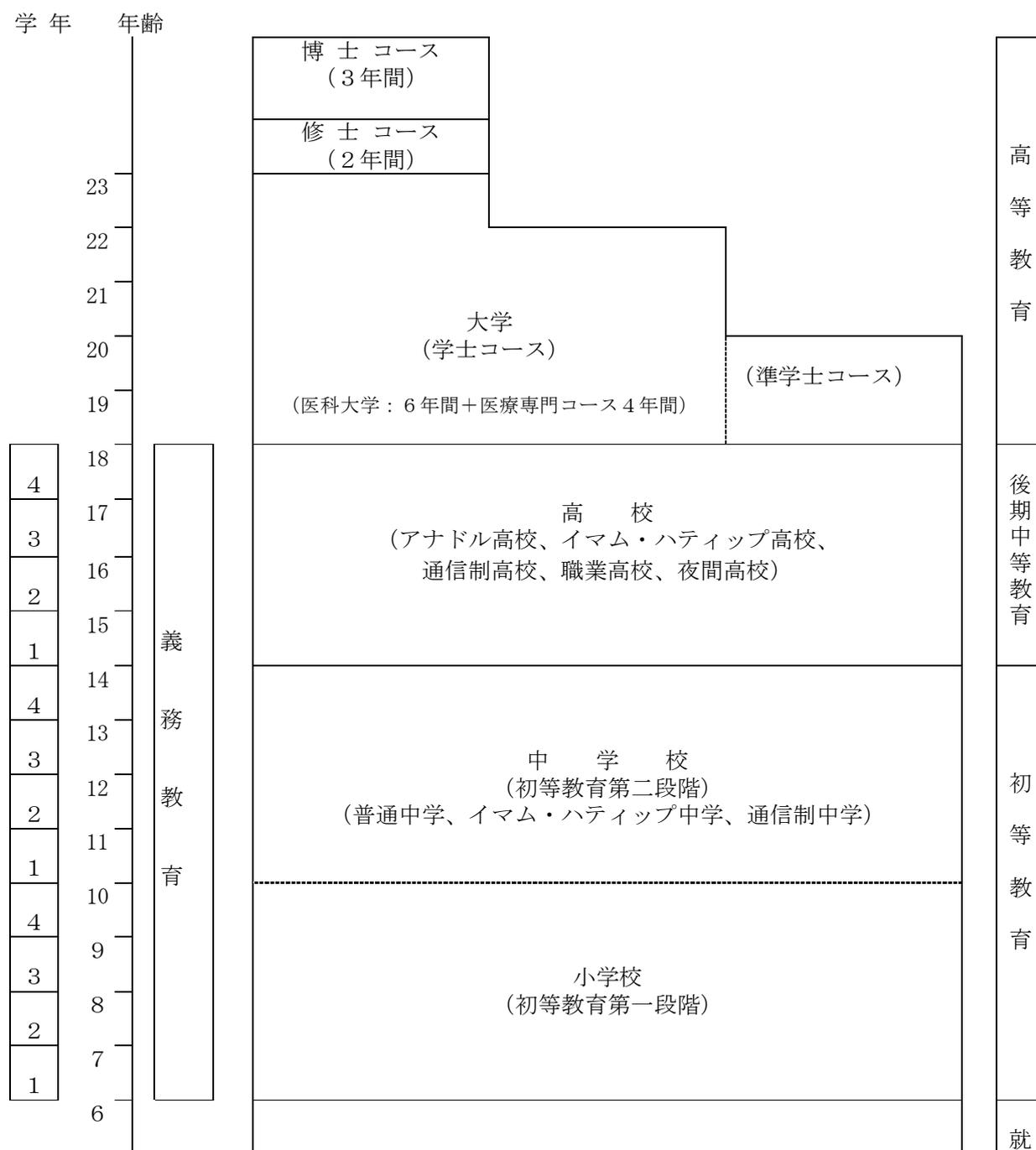
³⁶¹ One India Education-給食スキーム：<http://education.oneindia.in/news/empowered-committee-mid-day-meal-scheme-mdms-009018.html>

第8章 トルコ

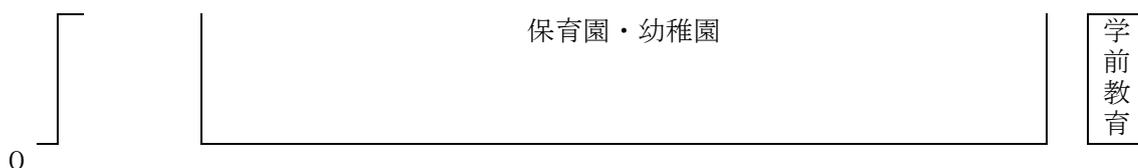
1 現在の学制の概要

(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類

図表8-1：トルコの学校系統図



第8章 トルコ



トルコの学校制度は2012年より4年+4年+4年の教育システムが導入され、初等教育第一段階（日本の小学校※以下小学校と表示）4年（5又は6歳～9又は10歳）、初等教育第二段階（日本の中学校※以下中学校と表示）4年（9又は10歳～13又は14歳）、後期中等教育（日本の高等学校※以下高校と表示）4年（14歳～18歳）、高等教育（日本の短期大学・4年制大学・通信制大学※以下大学）（18歳～）に分かれる。

2012/2013年度の学制区分（学校年度開始月：9月）は以下のとおりである。

図表8-2：トルコの学制区分

区分	期間	学年	年齢	備考
就学前教育			0～5歳	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園があり、公立小学校付属の準備クラスもある。 ・小学校入学前の一年前の年4～5歳の間には、小学校入学のための準備クラスが設けられている。 ・保育園では乳児も入園可能であるが、幼稚園は3歳以上が入園可能。
初等教育	4年+4年 計8年	初等教育第一段階第1～4学年、 初等教育第二段階第1～4学年	初等教育第一段階5歳半～9・10歳、 初等教育第二段階9・10～13・14歳	<ul style="list-style-type: none"> ・初等教育は、初等教育第一段階（小学校）と第二段階（中学校）に分かれており、建物も基本的に独立している。 ・5歳半（66か月）から入学可能で、早い就学をさせたくない場合、66か月～71か月までの子供に限り、保護者からの異議申立書や医師の診断書があれば、一年遅らせることが可能。 ・初等教育第二段階（中学校）から分岐あり。 <ul style="list-style-type: none"> －普通中学 －イمام・ハティップ中学（イスラム教宗教中学） －通信制中学
後期中等教育	4年	第1～4学年	14～18歳	<ul style="list-style-type: none"> ・分岐あり <ul style="list-style-type: none"> －アナドル高校（普通高校で理科系と文系あり） －イمام・ハティップ高校（イスラム教宗教高校） －通信制高校 －職業高校（実習制度あり） －夜間高校
高等教育過程				<ul style="list-style-type: none"> ・総合大学、通信大学、夜間・週末大学（職業訓練コースの中に実習制度あり） <ul style="list-style-type: none"> －準学士コース：2年 －学士コース：4～5年間 －修士コース：2年 －博士コース：3年 ・医科大学：6年+医療専門コース4年

第8章 トルコ

(2) (1) のうち義務教育段階、義務教育年齢

2012年より4年+4年+4年の新教育システム導入³⁶²により、

- ・初等教育第一段階4年（小学校）
- ・初等教育第二段階4年（中学校）
- ・後期中等教育4年（高校）

の計12年が義務教育となり、開始年齢は66か月となった。

しかし保護者からの強い反対もあり、移行期間の暫定措置として、66～68か月までの子供で、保護者からの入学に関する異議申立書が69～71か月の子供に関しては、医師の診断書があれば入学を一年遅らせることができる。

法律222号「初等教育法」で5歳半～13.14才までを初等義務教育年齢（小・中学校）、法律1739号「国民教育基本法」で14～18歳までを中等義務教育年齢（高校）と定められている。

(3) (1) のうち無償で提供される教育

公立小学校から高校までの12年間を無償としている。新システムが導入される以前も、義務教育だった公立小中学校、義務教育でなかった公立高校共に無償であった。

(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類

3～6歳まで幼児教育があり、5～6歳は就学前の準備クラスが設置されている。2010年頃、イスタンブールなどの主要都市を中心にこの準備クラスを義務教育化させる動きもあったが、予算不足のため断念された。

学校外教育として、昼間学校と同等の卒業資格が与えられる中学校から大学までの通信制学校や夜間高校がある。1996年まで義務教育は初等教育の5年のみだったため、一度学校を卒業してから、再度復学したい人たちのために、中学校から通信制大学が設けられている。

受験生のための予備校や塾もあるが、現在の与党AK政党（公正発展党）が廃止の方向に向けて法案を準備しており、今後の動きが気になる場所である。

また、トルコ国内でまだ学校数が不足しているために全日制が少なく、都市部では半日制が多い。そのため、就労している保護者のために学校が終わってから児童を引き取り、宿題をさせるエトウツウ（日本でいうところの学童保育に近い）が有料で開設されている。

(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育機関の違い、及び公立・私立の小中学校の違い

ア 地域による学制の違い

全国、同じ学制が行われており、地域の違いはない。自宅近くに学校がない僻地地域の児童・生徒のため宿泊施設を伴う学校もある。

イ 公立・私立の小中学校の違い

都市部における第一の違いは、1クラスあたりの人数である。都市部の公立が1クラス40～50人なのに対し、私立は1クラス20人前後、多くとも25人までというところが多い。半日制の多い公立と比べ、私立は全日制であることも注記すべきである。

トルコは以前から深刻な学校不足が指摘されており、2012年の12年義務教育の新教育システムが導入されて小・中学校が分離されると、ここ2年の間にあちこちで学校が建設されるようになり、一クラスあたりの過密な人数も軽減されつつある。

また、第二の違いとして、公立では十分でない科目、例えば英語を中心とした外国語教

³⁶²トルコ文部省 2012-2013年度公式教育統計：<http://sgb.meb.gov.tr/www/milli-egitim-istatistikleri-orgun-egitim-2012-2013/icerik/79>

第8章 トルコ

育・スポーツ（プールも含む）・美術・パソコン・チェス・音楽など社会や芸術の高い科目に力を入れているということが挙げられる。英語の授業に関していえば、公立小学校では今年度より小学三年生から導入するところも増えてきたが、私立の学校では幼稚園から週 10 時間とみっちり行われており、第二外国語としてドイツ語やスペイン語、フランス語なども導入されている。ちなみに、トルコでは私立の幼稚園から高校まである学校をコレッジという。

日本の公立の小学校でさえ、プールや広い運動場、体育館、図書館、理科室、美術室、家庭科室、音楽室など施設も充実している。しかし、トルコの公立の小学校では、プールや音楽室、美術室などの施設はほとんどなく、運動場はバスケットコートひとつ分のコンクリートの庭のみで、学校の収容人数に比べて庭がせまいのが一般的である。公立の学校は、図書室はあっても蔵書数は不十分で、理科の実験や音楽の演奏ができるほどの備品や設備が充実しておらず、保護者自ら負担する場合が多い。

この「公立の施設の不十分さ」を穴埋めするように、私立の学校がここ数年で比較的に増えてきた。トルコの経済状況が豊かになってきたこととも関係するが、私立小学校の年間授業料は日本円で 50 万円から高いところだと 150 万円する学校もあり（トルコのサラリーマンの平均賃金 10 万円程度）、中学校や高校に上がるにつれて高くなっていく（そのかわり、小学校第 4 学年から授業料を割引してもらえる奨学金テストがある）。私立間の競争も高くなっていて、校庭内に動物園を作ったり、室内スケートリンク、プラネタリウムをウリにした学校も出てきた。政府は私立学校を増やす政策を進めており、今後も増加していきそうだ。

図表 8 - 3 : 2012-2013 年度の国内学校数 ³⁶³

国内の学校種別合計数	公立	私立
小学校 29,169 校	28,177 校	992 校
中学校 16,987 校	16,083 校	904 校
普通高校 4,214 校	3,307 校	907 校
職業技術高校 6,204 校	6,078 校	126 校

(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階

小中学校に関しては、1972 年 8 月 29 日付けの「Official Gazatta no.14291」³⁶⁴の中で公表された「Millî Eğitim Bakanlığı İlkokul Yönetmeliği 文部省 初等教育条例」によると、23 条で飛び級のことがふれられている。

23 条にある飛び級の記述については以下のとおりである。

23 条 学校を継続している生徒で心身共に発達していて、知識の習得レベルが今いる学級のレベルより高い場合、学級担任の提案と保護者の同意の上に、学年が始まったときから 2 か月以内に行われる進級試験を受けさせることができる。その試験の結果、一年上の学年でやっていると判断された学生は、1 年上の学年に飛び級できる。進級試験は、3 人以上の先生のいる学校では、管理職の長と学級担任、ひとつ上又はそれ以上の上の学年の教師によって設立した委員会によって行われる。校長を入れて 2 人の教師がいる学校の場合、3 人目の委員を入れることは必須でない。1 人の教師しかいない学校

³⁶³ ・トルコ文部省 2012-2013 年度公式教育統計：<http://sgb.meb.gov.tr/www/milli-egitim-istatistikleri-orgun-egitim-2012-2013/icerik/79>

³⁶⁴ 1972 年 8 月 29 日付け Official Gazatta no.14291

<http://www.resmigazete.gov.tr/main.aspx?home=http://www.resmigazete.gov.tr/arsiv/14291.pdf&main=http://www.resmigazete.gov.tr/arsiv/14291.pdf>

第8章 トルコ

では、校長が指示した1人以上の教師の参加によって構成される。この条項は、必要によって開催される試験の結果の報告書によって、決定が下される。この報告書は、学生のファイルに収められる。優秀である場合、関連措置が何度も行われる。違う学年にいることを条件にこの進級試験に何度も入試できる。しかし、飛び級措置は、初等教育の期間中一度のみできる。」

2003年発令の文部省初等教育機関の規定に関する法律でも飛び級制度はあり、2012年7月21日の28360改定³⁶⁵により、「初等教育を受ける生徒で、身体の発達や知識・技能が学年平均よりも上回る児童・生徒は、現行の担任や飛び級予定のクラス担任、スクールカウンセラーや保護者の考えをまとめながら、学年が始まる第一月内に進級テストを受験できる」とし、「学年以上の飛び級も可能だが、それは一回のみ行える」と規定している。トルコ文部省に飛び級における現状を聞いたところ、「現状とて、小学第1学年～第4学年までの進級テストは行われていない」とし、中学第1学年から第4学年までに適用されているようである。

(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階

ア 小・中学校における留年制度について

2012年導入の新システムにおいて、義務教育を徹底する上で、これまであった小・中学校における留年制度が撤廃され、小・中学校では、だれもが進級できるようになった。ただし、入学したのに無断で2か月以上も欠席した場合や、病気などの理由で長期欠席をし、進学が難しいと学校と保護者が判断した場合、同じ学年をやり直すこともある（文部省ハローダイヤルで質問し回答をもらって確認）。

イ 高校以降における留年制度について

高校以降については、新システム導入以前も以後も、落第点や欠席日数によって留年制度が導入されている。10日以上無断欠席した場合、又は診断書や許可をとった場合でも、45日以上休んだ場合（病院側の申し立てがない時）も留年させられる。また、落第点については、期末試験において3教科以上で落第点をとった場合、全教科の平均点数50点以上とった場合は進級できるが、平均点数が50点以下の場合は留年が決定する。3教科以下で落第点のある場合、進級はできるが、4月と11月にある責任試験にパスしなければならない。この留年の条件は過去10年間で絶えず変動している。

(8) 学制改正についての政府としての公式見解

2012年の学制改正において、2012年に「12年間義務教育の質問と回答」³⁶⁶という文書を文部省が製作・発表し、その中で「この法律改正はどのように必要だったか？」という問いの中に、以下のような回答をしている。

学制改正の必要性に対する文部省の回答は以下のとおりである。

「世界的な平均教育年数は11～12年、又はそれ以上で、トルコに限っては成人人口の平均教育年数は6～6.1年程度である。言い換えれば、先進諸国とトルコの教育年数は半分の違いがあることになる。先進国や新興国をみると、そのほとんどの国で平均教育年数を上げるために、人口の大半を高校卒業か大学卒業にすることを目標に設定し、それを実現するための措置を講じている。EU諸国は、

³⁶⁵ <http://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2012/07/20120721-9.htm>

³⁶⁶ ・12年間義務教育の質問と回答〔トルコ文部省著〕

http://www.meb.gov.tr/duyurular/duyurular2012/12Yil_Soru_Cevaplar.pdf#search='444+E%C4%9ETIM+SYSTEM+EVET'

2020年までに高校卒業者を少なくとも人口の90%以上とするよう目標数値を変更した。日本や韓国では学校年齢人口の100%を大学卒業させるために議論している。今後も、もっと多くの国や地域でこの種の事例が増える可能性がある。

わが国においては、高校卒業者が総人口のたった28%のみであり、この状態を注視するならば、どれほどこの教育改革が必要であるかが理解できるだろう。ここ数年のわが国での教育対策や行政措置により、学齢人口の就学率は非常に大きな進歩をとげた。現在、初等教育の就学率は98%、中等教育の就学率は70%近く、高等教育は33%にまで伸びた。これほどの進展にも関わらず、地域の間では大きな格差があり、それはいまだに続いている。例えば、東部のスルナック県では中等教育の就学率は30%以下である。それを踏まえ、この学制改革で義務教育を8年から12年にあげることにより、総人口の平均教育年数を総体的に上げ、地域格差の縮小を目指している。

また、この学制改革の最も重要な目的のひとつに、民主的でフレキシブルな教育の実現である。様々なレベルにあわせた選択科目は、全国民と学生たちの教育へ期待、社会的・文化的ニーズに対応するように設定される。学生たちはスポーツや芸術、他の分野で才能があれば、その才能を自ら発展させるために、第5学年（中学第一学年）から選択する機会が与えられる。

この学制改革をもたらすその他の革新としては、教育課程の分割がある。一段階を4年間の小学校、二段階を4年間の中学校、三段階を4年間の高校として分割させた。こうすることにより、段階の間を縦横自在に進むことができる、フレキシブルな教育制度構造となり、そのおかげで、個々の才能や能力によって早い年齢で学校を選択する権利が与えられた。

そのほか加えられた変更点は、小学校は6～13歳までとし、9月の時点で満5歳となり、その年度に6歳を迎える子供たちも小学校に入学する機会を与えられた。このことは、世界的にも実施され、早い年齢で就学した一人の人間が、一年早く人生の一步を踏み出すことができるための援助をしている。近年、世界的に要望のある技術的・物理的条件の適合性を見た場合、個々の一年早い就学は特に重要である。

以前の8年間の継続教育では、第一学年（現在の小学第一学年6歳）と第8学年（現在の中学第4学年・14歳）が同じ庭で遊び、同じトイレを使い、同じ売店で買い物をするため列に並んでいた。成人なみの大きな生徒の横で低学年の学生たちが押しつぶされることがあったり、共同で使用した施設が十分に利用されていなかった。新しいシステムは、年齢間を縮めることによって、小学校は違う建物になり、他の学校（中学校と高校）の学生たちにもそれぞれ違う建物で教育を受けさせる機会を与えられた。」

2 学制の改正状況

(1) 最近20年間に行われた学制の改正の概要

最近20年間に行われた学制の改正の概要は以下のとおりである。

①1961年

この年発布された法律222号の「初等教育法」³⁶⁷で初等教育5年が義務教育であると再度定義づけた上で、公立学校は無償であることを公示し、小学校の開校・閉校時間や入学・進級などの手続、学校運営の収入・支出などの細

³⁶⁷ 法律220号 初等教育法（1961年） <http://mevzuat.meb.gov.tr/html/24.html>

第8章 トルコ

<p>かな学校運営にかかわる事務一般の規定をまとめた。義務教育ではないものの、中学は3年間、高校は3年間と定められていた。イマム・ハティブ中学校（イスラム教宗教中学）もこのときに存在している。</p>
<p>②1973年</p> <p>トルコで初めて全教育段階を規定した法律 1739号「国民教育基本法」³⁶⁸が制定された。この法律によると、学校教育と学校外教育と二つに分けられ、学校教育には就学前教育・初等教育・中等教育・高等教育の4つの学校組織が区分され、学校外教育には、塾や通信制学校など副次的かつ学校外における教育全般の機関が入ると区別化した。</p>
<p>③1986年</p> <p>職業・技術教育について制定された法律 3308号「職業教育法」³⁶⁹が制定され、職業・教育中学校・高校について初めて組織化した。</p>
<p>④1997年</p> <p>1997年8月17日付「Official Gazatta no.23084」公表と同時に、「法律 4306号」³⁷⁰が施行され、1997-1998年度より、小学校と中学校は統合され、一つの初等教育機関と位置づけられ、連続8年制義務教育が開始された。法律 4306号は、「法律 1739号 国民教育基本法」、「法律 222号 初等教育法」、「法律 3308号 職業教育法」、「国家教育庁の構成と義務に関する法律 3797号」³⁷¹、「取引に関する教育支援負担の回収に関する法律 3418号」の関連事項の改訂版である。</p> <p>初等教育に関する機関は、8年制学校から構成され、これらの学校は連続性のある教育を提供する。これらの学校の卒業生は、初等教育卒業資格を授与される。「法律 222号」、「法律 2739号 国家祝日と休日に関する法律」³⁷²、「法律 3308号」では、個別にあるいは一様に扱われたりされていた「初等学校」「中等学校」という用語は、「法律 4306号」によって「初等教育学校」という用語で置き換えられるものとする。小中一貫教育となったために、イマム・ハティブ中学校（イスラム教宗教中学）は廃止された。</p>
<p>⑤2001年</p> <p>法律 3308号「職業教育法」が法律 4702号³⁷³によって改正が行われ、職業技術中学校と職業高校の教育プログラムを関連付け、継続的かつ総合的に職業教育を受けられるよう、再編成した。法律 3308号「職業教育法」で定められている実習教育制度、全日もしくは半日の職業訓練校、学校外職業教育（職業訓練コース）を再編成し、一度就学を諦めた者に教育の門戸を開き、働きながら学べる職業教育システムの拡充を図った。</p>

³⁶⁸ 法律 1739号 国民教育基本法（1973年）<http://mevzuat.meb.gov.tr/html/88.html>

³⁶⁹ 法律 3308号 職業教育法（1986年）<http://mevzuat.meb.gov.tr/html/3.html>

³⁷⁰ 法律 4306号 初等教育法、国民基本法、研修および職業教育法、文部省の組織と職務規定に関する法律の改定（1997年）<http://mevzuat.meb.gov.tr/html/126.html>

³⁷¹ 法律 3797号 国家教育庁の構成と義務に関する法律（1997年）<http://mevzuat.meb.gov.tr/html/73.html>

³⁷² 法律 2739号 国家祝日と休日に関する法律（1981年）<http://mevzuat.meb.gov.tr/html/114.html>

³⁷³ 法律 4702号によって変更後の職業教育法（2001年）<http://mevzuat.meb.gov.tr/html/3.html>

⑥2004年

教育カリキュラムが改訂され、批判的思考、問題解決、創造的思考を習得するために、暗記ではなく推理や創造といった論理的思考の獲得が重視されるようになった。2004年に六地域100校のモデル校で実施され、2005年以降は全国的に適用された。

⑦2005年

EU加盟を目指していた2005年には、ヨーロッパの教育水準に合わせ、高等教育の拡充を目的に、3年だった高校教育を4年間に引き上げた。同時に職業教育にも重きをおき、普通高校でも職業教育が導入された。最初の一年間は、職業高校と普通高校で共通の授業が行われた。普通高校一年生で、一般教科の次に職業的教科も取り入れられ、パソコンの授業も加わった。高校一年を終えた学生は、普通高校から職業高校へ、職業高校から普通高校へ編入することも可能となった。しかしながら、高校一年で受ける職業教育は、提示された目標と程遠いものとなっている。

⑧2010年

普通高校をアナドル高校（試験のある高校）へ置き換える事業が始まった。これまで、アナドル高校は、外国語教育を取り入れた中高一貫校の総称であり、高校入試のトップをかざるものだけが入学を許された一流校であった。試験なしで入れる普通高校との格差をなくすために、普通高校をすべて試験のあるアナドル高校に統一したと見られる。2013年度にはすべての普通高校がアナドル高校になる予定である。

⑨2012年

法律6287号³⁷⁴により、教育システムの大規模な改革を行った（※下記の「2012年新システム改正の概要」を参照）。8年間だった義務教育を、小学4年+中学4年+高校4年の計12年間に引き延ばした。これにより、高校まで終わらせることで、後期中等教育の卒業資格が得られるようになった。

これまで、小中一貫8年だった初等教育を、初等教育第一段階（小学校）を4年、初等教育第二段階（中学校）を4年に分け、これまで同じ敷地にあった小中学校を二つに分離させた。中学校を増設するため、特別予算を組んだ。1997年に廃止されたイマム・ハティップ中学校（イスラム教宗教中学）が復活し、さらに、中・高校の選択科目に「預言者モハメットの生涯」「基本宗教学」「コーラン言語」などの宗教色の強い科目が増えたことから、世俗派やリベラル派から強い反発を受けている。

また、これまで就学開始年齢6歳だったものを5歳に落としたことにより、2012年度は5歳の子供から就学を義務付けた。しかし、この新システムの導入は、通常一年間モデル校で試験的に実施する準備期間が設けられているが、準備期間もなく突然システムを変えたため、十分な準備もできていないまま現場では様々な問題が浮上し[※2(7)項参照]、全国各地で反対デモが繰り広げられた。

これに対し、エルドアン首相は、「66～71か月の児童の入学は義務であり、児童を学校へ通わせない保護者へは罰金を与える」という強権姿勢に出た

³⁷⁴ 法律6287号 初等教育法の一部改正（2012年） <http://mevzuat.meb.gov.tr/html/24.html>

が、世論の猛反発を受けて、文部省は医者診断書があれば入学を遅らせるよう法律を改正した。

その結果 2013 年度は、就学年齢を 66 か月とするものの、暫定措置として 66～71 か月の児童は、保護者の異議申立書や医者診断書があれば、入学を遅らせることができるようになった。60～66 か月の子供も保護者の希望があれば、小学校に入学も可能であるが、専門家から「就学するのに発達が不十分な年齢だ」「小学校教員が十分な五歳児のための教員育成プログラムを受けていない」との批判の声が上がっている。

※ [2012 年新システム改正の概要]

- ①これまでの 8 年連続義務教育を、4 年+4 年+4 年、計 12 年の義務教育に変更。一貫した小中学校はそれぞれで分立させた。
- ②これまで 72 か月だった就学開始年齢を 5 歳半 (66 か月) に引き下げた。
- ③中学から、宗教と道徳、トルコ語、外国語、科学技術、芸術、スポーツなど多岐に渡った選択科目を導入。これにより、週 8 時間の選択科目時間が設けられ、一週間の授業数は、中学校第 1・2 学年は週 36 時間、中学校第 3・4 学年は 37 時間に増えた。
- ④1997 年の第二次教育改革で廃止されたイマム・ハティップ中学 (イスラム教宗教学中) の復活。
- ⑤高校 4 年も義務となったため、普通高校をすべてアナドル高校に変え、入学試験によって決まるアナドル高校と、入学試験なしで入れる職業高校と二つに分けた。

(2) 現在の学制を規定している法律、その根拠条文

トルコの教育基本の法律は、初等教育の基本を示した 1961 年発布の「初等教育法」³⁷⁵と、トルコ国民の目標と教育の基本理念をまとめた 1973 年発布の法律 1739 号「国民教育基本法」³⁷⁶の二つが基準となっており、2012 年の大幅な教育システム改革に基づき、法律 1739 号「国民教育基本法」を改定する法律、法律 6287 号「初等教育法の一部改正」³⁷⁷により、以下のように改定された。

ア 法律 6287 号「初等教育法の一部改正」

法律 6287 号「初等教育法の一部改正」の条文は次のとおりである。

第 1 条	1961 年 1 月 5 日で制定された法律 222 号「初等教育法」で定められた第三条を下記のように変更する。 義務初等教育を 6～13 歳の児童に適用する。この教育期間は、5 歳になった 9 月から始まり、13 歳が終わり 14 歳になった年に終了するものとする。
第 2 条	法律 222 号第 7 条は以下のように変更する。 初等教育:第一条で定めた条項を実現することを目的に編制された 4 年間の義務小学と 4 年間の義務中学は文部省機関である。
第 3 条	法律 222 号第 9 条の第 1 項は以下のように変更する。 初等教育機関は、小学校と中学校はそれぞれ独立した形で建設しなければならない。しかし、場合によっては小中、高校を一貫して造ることもできる。

³⁷⁵ 法律 220 号 初等教育法 (1961 年) <http://mevzuat.meb.gov.tr/html/24.html>

³⁷⁶ 法律 1739 号 国民教育基本法 (1973 年) <http://mevzuat.meb.gov.tr/html/88.html>

³⁷⁷ 法律 6287 号 初等教育法の一部改正 (2012 年) <http://mevzuat.meb.gov.tr/html/24.html>

第8章 トルコ

- 第9条 1973年6月14日に制定された法律1739号の廃止となった第一項は以下のよう
に新たに改正した。
初等教育機関は、4年間義務教育である小学と、独自の教育プログラムが
選択できる普通中学及びイマム・ハティップ中学（イスラム教宗教中学）
で編成される。普通中学とイマム・ハティップ中学（イスラム教宗教中学）
は、高校教育への支援を目的に、才能や発達、希望によって、選択できる
科目を導入する。中学校と高校では、「コーラン言語」や「預言者の生涯」
など、希望によって選択科目を受けることができる。これらの学校で導入
されるその他の選択科目や、イマム・ハティップ中学（イスラム教宗教中
学）で編成される教育プログラムの選択肢は、文部省によって決定され
る。
- 第10条 法律1739号の26条は下記のように変更した。
中等教育（高校）は、初等教育（小中学校）を基とした上で、4年間義務
とし、公式又は非公式の学校外の普通及び職業・技術教育機関が含まれて
いる。これらの学校を終了した場合、中等教育の修了証書を与えるものと
する。
- 第11条 法律1739号は以下のような暫定条項を追加した。
義務中等教育は、2012～2013年から適用され、文部省評議会によって教育
期間を延長できる。
- 第13条 1997年8月16日に変更された法律4306号の暫定条文第一
条（A）目（2）の
（c）下段で示されている「8年間の継続的初等教育」の言葉を、「小学校
と中学校」という形に訂正し、条文にある「8年間の継続的初等教育」
という言葉削除するものとする。

- イ 法律222号の「初等教育法」
法律222号の「初等教育法」の条文は以下のとおりである。

- 第1条 初等教育は、男女すべてのトルコ国民が国家目標に応じた心身やモラル
の発達と成長を促すための基礎教育とする。
- 第2条 初等教育とその教育機関で受けられる教育は、男女共に義務教育であ
り、公立学校は無償である。
- 第3条 (2012年3月30日改定 6287号第1条) 義務初等教育年齢は、6～13
歳の子供が該当し、5歳が終わる年の9月に始まり、13歳が終わり14歳
に入る年の学期末に終了する。
- 第4条 トルコ国民の女子及び男子は初等教育の公立及び私立の小学校に行くこ
とが義務付けられている。
- 第5条 義務教育の年齢であるのに、国外にいたり、又は住んでいる場所で小学
校が見つからなかったり、健康上の理由で国内の小学校を継続できない

第8章 トルコ

トルコ国民の中で特別教育を受けた者は、年齢や習熟度に応じて、同等のクラスの受け入れ、もしくは卒業資格が受けられる。

ウ 法律 1739 号「国民教育基本法」

法律 1739 号「国民教育基本法」条文は以下のとおりである。

第1条 この法律は、トルコ国民教育に不可欠な目標と原則、そして教育システムの全体構造、教職課程、学校の建物や施設、教材や教育用品、公教育やその分野での義務と責任についての、基本的な規定が含まれている。

第2条 トルコ国民教育の全体的な目標、トルコの国民のあるべき姿

第1項 (1983年6月16日改定—法律 2842号第一条)

アタチュルクの改革と真理、そして憲法で主張しているアタチュルク（トルコ共和国建国の父・初代大統領）の民族主義につながっている者。トルコ国民の国民性、道徳性、人道性、精神性や文化性を持ち、それを守り続け、発展させる者。家族、国そして民族を常に愛し、称揚しようとする者。人権と憲法条文にある基本理念に基づいた民主主義、世俗的、社会的な法治国家であるトルコ共和国に対する職務と責任を知り、それに応じて行動できる国民を育てること。

第2項

心と体、道徳性、精神性、感情がバランスよくそして健全に維持できる人格と個性をもち、自由で科学的な思考力、世界的な広い視野があり、人権を尊重し、人格を大切にし、社会に対しての責任を持てる、建設的、創造的な人格を育てること。

第3項

関心、適性や能力を発展させながら、必要な知識や技能、態度、協調性を身につけることによって、社会に出るための準備をし、なおかつ自分たちの幸福及び社会にも貢献できる職業を確立すること。

こうして、一方でトルコ国民とトルコ社会の繁栄と幸福が増大し、その一方で、国の結束や整合性のある経済、社会的、文化的発展が支援、促進され、最終的にトルコ国民の近代文明をリードする建設的かつ創造的で傑出した国民の育成につながる。

第3条 トルコ国民教育と教育システムは、これらの総合的な目標を実現するように調整してあり、様々なレベルや多様な教育機関の具体的な目標は、全体的な目標と以下に示す基本的な原理によって、決定される。

(以下略)

(3) 学制改正前の法律、その根拠条文

義務教育4年+4年+4年の新システム導入以前は、1997年8月16日に変更された法律4306号により、8年間の初等教育が義務付けられ、以下のように規定していた。

第8条 1961年1月5日発令の法律 222号、1973年6月14日発令の法律 1739号、1986年6月5日発令の法律 3308号と同じく、別々に表示してあった「小学校」と「中学校」というフレーズは、あわせて「初等教育学校」というフレーズに変更される。

第8章 トルコ

(4) 学校段階別学制の改正状況

ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正

1997年8年間の連続した義務初等教育を、初等教育第一段階（小学校）4年間、初等教育第二段階（中学校）4年間に分け、後期中等教育（高校）4年間とした。年齢区分は以下のとおり。

図表8-4：学校段階別学制の改正状況表

改正前 1997年度発布		改定後 2012年度発布	
初等教育8年間 6→14歳	義務	初等教育第一段階（小学校） 4年間 5・6歳→9・10歳	義務
		初等教育第二段階（中学校） 4年間 9・10歳→13・14歳	義務
後期中等教育（高校） 4年間 14歳→18歳		後期中等教育（高校） 4年間 14歳→18歳	義務
高等教育（大学） 2年間 18歳→20歳 4年間 18歳→22歳		高等教育（大学） 2年間 18歳→20歳 4～5年間 18歳→22・23歳	
高等教育（大学院） 1.5～3年間 22歳→25歳		高等教育（大学院） 1.5～3年間 22・23歳→24～26歳	

※グレー塗りつぶしゾーンは義務教育

イ 義務教育年齢・年数の改正

1997年の改正で義務教育が5年間から6歳～14歳までの連続した8年間に引き上げられ、2012年の新改正で、初等教育第一段階（小学校）4年間、初等教育第二段階（中学校）4年間に分け、後期中等教育（高校）4年間の計12年間（5・6歳～18歳まで）となった。

ウ 特定教育段階での無償化導入・変更

公立の義務教育機関は無料とされ、教科書は無料で配布される。しかし、学校の備品や消耗品は保護者負担となり、学期が始まる際に保護者から徴収するようである。私立学校は義務教育期間であっても教科書・授業料共に有料となる。

エ 飛び級制度の導入・撤廃

「1（6）飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階」を参照

オ 留年制度の導入・撤廃

2012年導入の新システムにおいて、小・中学校における留年制度が撤廃され、小・中学校では、だれもが進級できるようになった（ただし無断欠席が継続する生徒や長期欠席により進級が難しいと学校側が判断した場合については留年もある）。高校以降については、新システム導入以前から留年制度が導入されており、新システムによる変更はない。

(5) 学制改正に関する世論動向

ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等

学制改正は急に行われたため、学制改正が導入される以前は、メディアでは学制改正点を詳しく説明したものや、改正によりどういった影響があるのかが特に報道された。

その後、学制改正の問題点が教育専門家から指摘されるようになると、野党（世俗派）及

び世俗派・リベラル派から特に反対意見があがった（現在の与党、AK 政党・公正発展党はイスラム教派寄り）この新教育システムは国会を通すことなく、内閣審議だけで決定された経緯もその一因にある。中には新システムを歓迎的に受け入れたイスラム教派もいたが、当時のメディアでは反対運動が競って報道された（当時の報道を見ると賛成意見はほとんどない）³⁷⁸。トルコ国内のいまだに根強く残る世俗派とイスラム教派の対立が改めて浮き彫りとなった（トルコでは政教分離を支持する世俗派と、イスラム教寄りの政治を望むイスラム教派の政治及び世論対立が続いている）。

新教育システムが初めて施行される 2012 年 9 月にはイスタンブールやアンカラ、イズミール、アンタルヤなど都市で全国規模の反対集会や廃止を訴える署名活動が開催された。

そのうち、2012 年 9 月 8 日、アンタルヤ県で開催された反対集会³⁷⁹では、教育・事業局アンタルヤ支局の局長アフメット・バルック氏が、当時の文部大臣であったオメル・ディンチェル氏と与党の AK 政党（公正発展党）に対し、「オメル文部大臣の見えていない問題」と題した反対演説を行った。問題をリストアップした演説の内容は以下のとおりである。

教育・事業局アンタルヤ支局の局長アフメット・バルック氏の反対演説
「オメル文部大臣の見えていない問題」

- ① 5・6・7 歳の自己管理の未熟な子供たちが同じ教室と一緒に勉強すること。
- ② 1 年生のクラスが 1 クラス 70~80 人になること。
- ③（まだ学齢に達していない子供たちを無理やり就学させることで）子供たちの気持ちが先生や学校から離れてしまうこと。
- ④ 全学校をイスラム教僧育成教育に変えてしまうこと。
- ⑤ 子供たちの就学を一年遅らすための診断書をとるために、保護者が診断書の支払いを強制させられ、さらに長い間病院で待たされることが子供たちへの心身的苦勞を与えること
- ⑥ 準備クラスを終わらせてしまうこと
- ⑦ トルコ国内で約 5 万人の先生たちの仕事量が増えること
- ⑧ 中学校で選択科目を増やすことで、一週間の授業時間も増え、子供たちの負担になること」

2012 年 9 月にイスタンブールの観光地区であるスルタンアフメット地区において、反対集会があり、「学校の権利を略奪し、子供にスカーフを強制させ、お金のかかる教育に断固反対！！」という横断幕を持って、デモ行進が行われた。

2012 年 9 月 7 日に、ゾングルダックでも反対集会が行われ、文部科学省ゾングルダック局長は、「文部大臣は、66~72 か月の子供たちを、教育的見地からいえば小学校ではなく、準備クラスに入れなければいけないという事実を無視して、話しているようだ。現在国内に 29000 人の教師しかいないのに、法律上では 68000 人も必要となり、深刻な教員不足に陥ってしまった。これ以上、子供たちの教育条件が悪くならないように我々はここにいる。子供たちを労働者にするための教育システムは断固反対する。」とスピーチした。

イ 改正に関する賛成意見

イスラム教派エンサル財団のチョール県支所の幹部は、「2 月 28 日の国家安全保障会議の密室で決められた（「(6) 学制改正の背景」参照）8 年間連続義務教育は、国民の民意をふ

³⁷⁸ ・新教育システムへの抗議運動の報道 [http://www.haberler.com/arama.asp?q="+4%2B4%2B4+e%2C4%9Fitim+sistemi](http://www.haberler.com/arama.asp?q=)

みにじったものだった。今回の改正は、トルコ世界で初めて、教育委員会ではなく、予算計画委員会で審議されたもので、ちゃんと評価されるべきものだ」と言っている³⁸⁰。それに加え、「今回の教育法律制度は、世界基準に達した。新しい教育制度は、子供の可能性を導くことのできるシステムである。選択科目は個人にとって有効的な方法である。民主主義の成熟した形であると我々は考えている。宗教教育は、国家の監督下で行わなければならないものだ。これまでのところ、国家の監督下で行われた宗教教育で否定的な要素は見受けられない。」と言った。

宗教主義（イスラム教派）者から見れば、2月28日の国家安全保障会議で決定された8年間連続義務教育は、世俗主義に偏ったものであり、信教の自由を邪魔するものだという。今回の12年間へ義務教育引き上げの学制改革は、イマム・ハティップ中学（イスラム教中学）の復活や中学以降の宗教科目の選択が可能となり、宗教教育の多様化と自由化を実現した画期的なシステムということのようだ。

実際に、教育連合組合（日本の教員組合に近く、国内最大の教育者のための労働組合。一方では、現在のイスラム穏健派与党であるAK政党的の広告塔との指摘もある）が2013年6月15日に発表した「新教育システムの一年後の経過調査」³⁸¹によると、中学以降の宗教選択教科について、調査対象となった学校の管理職や教師、保護者たちの大部分は、好意的にとらえており、特に「コーラン言語」や「預言者ムハンメドの生涯」などは保護者たちに支持され、選択するケースが多かったという。さらに、この報告書によると、今回の教育システム改定の主軸である「一貫していた小中学校を分立すること」について、調査対象となった学校の管理職・教師・保護者たちからは、年齢の大きく違う子供たちが設備を共有することから生じる危険が避けられ、結果的には改革当時騒がれていた学級の過密化という問題も、学校を分けたことで一クラスの人数が減り、今回の改革で最もよかった点だと高評価のようであった。

ウ 改正に関する反対意見

(ア) 反対意見の概要

反対派の多くは、トルコ建国の父・アタトゥルク初代大統領の思想を汲む世俗派と、経済的に中間層にある大学卒業者などによるリベラル派に分かれる。トルコでは、以下の「(6) 学制改正の背景」でも述べているとおり、共和国建国以後、幾度となくイスラム系政党により、憲法の冒頭に述べられている政教分離の原則がゆるがされてきた。それに呼応するかのように、トルコ国内では世俗派・リベラル派による反政府運動が起こっており、今回の改正もまた、イマム・ハティップ中学（イスラム教宗教学）の復活や宗教選択科目の導入など宗教よりの改革となったことから、政教分離に反すると全国各地で反対運動や署名活動が起こった。

また、トルコの主要大学の教育部や教育学者から、就学年齢を66か月に下げたことに対し、66か月という年齢は、まだ遊び中心の時期であり、就学には不適切であり、早期の就学は、子供たちに心理的・身体的にも苦渋を度げるだけだとの提言があちこちで挙がった。

現在の与党であるAK政党（公正発展党）に対立する野党のGH政党（共和人民党）シワス県の支部長は、「AK政党（公正発展党）は、教育者や先生、組合、保護者、児童・生徒の見解を汲まずに法律案を作った。その法律案は、立法機関にかけられることなく、自分たちの政治目的実現と尽きることない大言壮語を並べ立てた虚無のシステムだ。」と

³⁸⁰ イスラム教派エンサル財団のチョール県支所の幹部による新システムへの賛成意見 <http://www.haberler.com/ensar-vakfi-corum-subesi-nden-ak-parti-ye-4-4-4-3526534-haberi/>

³⁸¹ 教育連合組合発表「新教育システムの一年後の経過調査」 <http://www.haberler.com/egitim-bir-sen-den-4-4-4-arastirmasi-4733860-haberi/>

第8章 トルコ

AK 政党（公正発展党）を批判した³⁸²。2012年9月のインタビューで、「学校の就学開始年齢が、66か月を満たす子供たちに引き下げられたことは、子供たちの手や腕の筋肉の発達上望ましくないなど、子供の身体的発達度が学校の物理的条件と合わない。5歳と7歳半の子供が同じ教室で過ごすことは（この年から就学年齢を突然下げたため、前回の旧システムで入学する予定だった6・7歳児と、新システムで就学を義務づけられた5歳児が新一年生に同時に入学するというパラドックスが起きた）、自尊心を喪失させ、学校嫌いにさせることになりかねない。他にも、スクールバスを使用している学校や全寮制の地方の学校でも問題が起きている。5歳の小さな子供はどうやって学校に行けるというのか、全寮制の学校に入れなければならない。家庭から5歳の子供を離す権利はだれにもない」と述べた。

(イ) 反対意見に対する政府の公式抗弁

（→2012年3月28日の通常国会で起きた新システム論争にて³⁸³）

当時の文部大臣オメル・デンチェル（AK 政党（公正発展党））は、今回の新システム法律案に以下のような見解を述べた。

「新教育システム改革について、就学前教育を義務化できないが、トルコでは、以前からの課題でもあった、36～66か月の月齢の子供たちの就学前教育100%参加に向け、目標を持ち続ける。」と言った。この発言に対し、反対勢力である野党 GH 政党（共和人民党）の副党首であるムハッレム・インジ議員は、「新教育システム改革の法案は、委員会審議のない法案」と主張し、「トルコが法治国家であるならば、（民主主義のある）トルコの真の大統領であって、AK 政党（公正発展党）のための大統領でなければ、当にこの法案は認可されない。憲法裁判も、真の憲法裁判であって、あなたたちのための裁判でなければ、この法案は戻されるだろう。意味のない5分で決めた法律だ」と強く非難した。

その後、オメル文部大臣は、新教育システム移行で生じる先生不足の問題や中学校をめぐるイマム・ハティップ学校（イスラム教宗教学校）の復活にも言及し、「教育システムは、民主的そしてフレキシブルに、この国で生活している誰もが、どんな能力があって、どんな宗教を支持して、どんな教育が必要で、どの分野の教育が必要か、すべての要望に対し最大限度で対応できるものであり、イマム・ハティップ学校（イスラム教宗教学校）でも同様のことがいえる」と回答した。

これに対し、野党 GH 政党（共和人民党）のイスタンブール代表のヌル・セルテル氏議員は、法律案の第一部について、「法律案は早い段階で通され、学者や専門家の議論が一切なかった。新システムに移行するにあたっての、学生や先生、大学の実験的なプロジェクトも行われなかった。この法律は作り上げていくものではなく、（できあがった）法律案としてもってこられた。委員会で審議をかけることなく法律案の可決をこれだけ急ぐ理由は何か？」と聞き、この法律案審議がただの茶番であることを指摘した。

新教育システムの決議をめぐって、与党 AK 政党（公正発展党）と野党 MH 政党（民族主義者行動党）との間でも、論争が起こった。MH 政党（民族主義者行動党）イスタンブール県の議員ジェラル・アナン氏は、「新教育システムの法律案が科学的見地から十分に議論されなかった」と語った。アナン議員は、「法律案が批判の真っ只中にある時に、AK

³⁸² 野党 GH 政党（共和人民党）シワス県の支部長の反対意見 <http://www.haberler.com/4-4-4-egitim-sistemi-cocuklara-uygun-degil-3947810-haberi/>

³⁸³ 新教育システムへの議会での論争の報道：

http://www.haberturk.com/liste/arama/2?ara=12+y%C4%B1la+%C3%A7%C4%B1karan+kanun&search_sites=0&baslangic_tarihi=&bitis_tarihi=

第8章 トルコ

政党（公正発展党）政権は、イマム・ハティップ中学（イスラム教宗教中学）の問題の解決を先延ばしにした。2月28日のポストモダン・クーデターの圧力に対し、AK 政党（公正発展党）が震えていた時に、私たち政党は対抗した」と言って、反対した。

これに対し、AK 政党（公正発展党）から反発が起こった。アナン議員と AK 政党（公正発展党）のエラズー県代表のズルフ・デミルバー議員の間で、激しい論争となり、議長は落ち着かせるまでに一度休憩をとったが、議会は収束することもなく、混乱の中、多勢の AK 政党党員は新システム改正法の第三条までの可決を強行した。

- (ウ) 財政面を根拠にした反対意見の有無
財政面での反対意見は別になし。

(6) 学制改正の背景

トルコの学制改正に大きな影響を与えているのは、トルコ国内にいまだに根強い二つの主義（世俗主義とイスラム教派）の対立であるといえる。

トルコ共和国は、1922年にアタトゥルク初代大統領が独立戦争に勝利し、1923年に共和国を制定すると、これまでイスラム法だったものを近代ヨーロッパの民主主義を模範とした自由と人権の尊重、政教分離を根本とする共和制国家を初めて打ち出した。アタトゥルク大統領は女性に参政権を与え、イスラム教的な衣装を禁止、アラビア文字からアルファベットへの変更など、近代化を進めるために大改革を行った。しかしながら、根強い宗教主義（イスラム教派）を完全に払拭することは難しく、憲法の冒頭で掲げられている政教分離に反して、幾度となく政権がイスラム教寄りになることがあり、1960年と1980年に2回、軍事クーデターが起こった。軍事政権は、アタトゥルク支持派と呼ばれ、「このままでは政教分離を思想とするアタトゥルク思想が危うくなる。」と、イスラム色の強い政権に対抗した唯一の権力であった。

1996年、当時のエルバカン首相が就任すると、最初に訪れた国がエジプトやリビア、ナイジェリアなどイスラム法国家であったり、イスラム原理主義のグループを会食に招き、さらに同じ政党所属であるカイセリ県の当時の県知事がアタトゥルク初代大統領を蔑視した発言をしたことで、国内あちこちで波紋を呼んだ。宗教主義（イスラム教派）者たちはモスクで「イスラム法を望んでいる」というスローガンを掲げ、デモ行進したり、反対に世俗主義者たちはエルバカン首相の退陣を目的に大規模な反対集会在各地で繰り広げられた。

そういった動きを受け、1997年2月5日、当時のスレイマン大統領は、エルバカン首相に注意喚起の手紙を出し、1997年2月28日、エルバカン首相を牽制するため、軍と官僚による国家安全保障会議が行われた。これまでの軍による強硬的なクーデターではなく、話し合いによるクーデターということで、「ポストモダン・クーデター」といわれた。

9時間による話し合いでは、トルコの国のあり方が話し合われ、改めてこの国が民主主義と法治国家であることを再確認し、政教分離のための憲法厳守を強調した上で、カルト的な学校の監視、カルト集団の排除、軍隊を宗教の敵とみなすメディアの規制、アタトゥルクへの抗議活動への処罰に加え、教育面では、8年間の義務教育への移行と教育の一元化、モスクのコーランコースの監視、宗教的学校（イマム・ハティップ学校）の監視を確認した³⁸⁴。

これを受け、1997年8月18日に連続する8年間の義務教育を実現するために、第二の教育改革とも言われる法律4306条が公布された。「連続する」ということの意味するものは、小中一貫にすることで、宗教主義（イスラム教派）の温床であるイマム・ハティップ中学（イスラム教宗教中学）を閉鎖する意味もあったようである。

2002年にイスラム穏健派と呼ばれる現在の与党 AK 政党（公正発展党）が政権を握るようになると、最初はイスラム色を前面に出すことはなかったが、好景気による高い支持率をたてに、

³⁸⁴ 2月28日クーデター http://tr.wikipedia.org/wiki/28_%C5%9Eubat_S%C3%BCreci

第8章 トルコ

エルドアン首相は、学校内や公共の場で禁止されていた学生や先生、公務員のスカーフ着用を認めたり、モスク近くと夜 10 時以降の酒類の販売禁止、政府を反対するメディアの規制など、最近では次々とイスラム寄りの政策を強行している。2012 年に国会で 1998 年 2 月 28 日に起きたポストモダン・クーデターの調査委員会を組織し、クーデターに関わった軍の幹部を次々と拘留し、軍事力を弱くしたことで、今や独裁政権状態となっていた。

2012 年の第三の教育改革である「4 + 4 + 4、12 年の義務教育」への改革も、この流れを汲んだものとなっている。通常国会で審議されなければいけないものを内閣審議だけで強行した背景には、若年齢からのイスラム教教育の拡充がある。閉鎖されていたイマム・ハティップ中学校（イスラム教宗教学中学）の復活、宗教選択科目の充実がこれにあたる。

もちろん、教育改革は宗教教育の拡充だけが目的ではなく、2012 年の文部省が発表した「12 年間義務教育への質問と回答」³⁸⁵で述べてあるとおり、トルコの低い平均教育年数のアップと職業教育の充実も目的にあげられている。

それによると、「現在、世界の平均教育年数が 11~12 年であるのに対し、トルコは 6.1 年と世界水準の半分ほどで、低い就学率が問題となっていた。小学校卒業者は全国民の 98%、中学校卒業率は 70% 近く、高校卒業にいたっては 33% と低く、2020 年までに全国民 100% の大学卒業を目標とした EU 諸国とかなりの開きがある。それと同時に、東部のスルナック県では中学卒業率が 30% 以下と、地域格差も深刻であり、8 年間の義務教育では不十分であるという見解から、今回の義務教育 12 年の延長に至った」としている。

エルドアン首相は、「宗教科目や宗教学校選択も、トルコ共和国が掲げる自由の一つ」と言っているが、学校でアタトゥルクの命日に行われる記念式典を禁止したことで、リベラル派や世俗派から強い反発を受けている。そのために 2012 年以降、各地で新教育システムへの反対運動が起こったり、2013 年夏にはイスタンブールのタキシム広場のゲジ公園から全国へと飛び火した大規模な反政府運動へとつながっていった。

(7) 学制改正に関する評価

ア 教育規制庁による事後評価

2013 年 6 月 15 日に発表された教育連合組合の「新教育システムの一年後の経過調査」³⁸⁶において、教育連合組合は、2012 年 9 月から施行された「4+4+4 新教育システム」導入に伴い、全国 7 県地域の異なる小学校から高校まで計 46 校、52 人の管理職員、104 人の教員、53 人の保護者を対象にアンケート調査を行った。新システムで改正された 6 つの項目について、以下のとおり、報告している。

「新教育システムの一年後の経過調査」についての報告

① 初等教育の分立

調査に協力した大部分の管理職、教職、保護者とも、これまで小中一貫であった初等教育を二つに分離したことは、同じ年齢の子供が同じ設備を共有することができ、総じて好ましいとしている。分立させた小・中学校はそれぞれに近く、分立に伴う経済や社会環境の急激な変化は避けられたとして、保護者からの評価も高い。

調査対象となった全県で小・中学の分立が進み、少数の学校でいまだに同じ建物を共有している小中学校もあった。ある学校では、一つの建物に小・中学、イマム・ハティップ中学（イスラム教宗教学中学）が共存しており、これらの学校が混在しないように、登下校の時間をかえたり、一週間の時間割を工夫したりして対処していた。しかしながら、秩序

³⁸⁵ 12 年間義務教育の質問と回答〔トルコ文部省著〕

http://www.meb.gov.tr/duyurular/duyurular2012/12Yil_Soru_Cevaplar.pdf#search='444+E%C4%9ETIM+SYSTEM+EVET'

³⁸⁶ 教育連合組合「新教育システムの一年後の経過調査」 <http://www.haberler.com/egitim-bir-sen-den-4-4-4-arastirmasi-4733860-haber/>

と規律を維持する上で問題を引き起こしており、この学校の管理者たちは早急に学校の分立が行わなければならないとしている。

一方で、小中学校を分離させるため、社会・経済環境の異なる地区で建設されたケーがあり、一部の管理者、教師、保護者の間で問題が見受けられた。また別件では、3年間で閉鎖される予定の学校へ赴任することを一部の教員が嫌がったことで、その学校は深刻な教師不足に陥り、非常勤講師で埋まってしまうというケースもあった。これに対し、保護者から不安の声が上がり、来年度は教師の確保も課題となるだろうと提言している。

②教師の負担増大

小学課程が5年から4年に下がり、また5歳半という低年齢就学によって、カリキュラムや授業の見直しなどの行わなければならない、小学校担任の負担増大が（トルコでは公立小学校で第1学年～第4学年まで同じ担任がクラスを受け持つ）懸念されていたが、この課題を解決するため、物理的条件をフル活用し、新しいクラスを増設した。混雑が予想されていた悲劇的なシナリオとは異なり、結果として1クラスの人数も減少した。大部分の教師は、新しいクラスに好印象を抱いているが、一部の教師は配置換えを拒否したケースや、配置換えのあった一部の教師からは労働生産性が落ちたといった声も聞かれた。

③66か月の児童の就学

最も議論の中心となった就学年齢の早期化は、総じて、管理職・教職・保護者から好意的には受け止められなかった。調査対象者は、初めて子供たちが学校生活に適應するのに、多くの問題が生じたと話した。学校が始まった時期に子供たちが学校に行きたがらなかったり、クラスや学校の規則に順應することが難しかった。また、66か月というのはまだ遊び中心の時期のため、自己管理、特にトイレ習慣で問題が起きた児童が多く見受けられた。

調査対象となった教師や管理者たちは、「66か月以下の子供たちは、遊びやアクティビティにおいては他の大きい年齢の子供と一緒に参加できるものの、読み書きの時間になるとモチベーションが一気に下がる」と話していた。66か月以下の子供たちは、それ以上の大きな子供たちと比べてすぐに退屈し、身体能力に未熟さがあり、鉛筆を持つのも難しく、学校生活に適した行為やふるまいができないという。

早くに児童を学校にあげた保護者の中で後悔したものも多く、「来年、もう一度小学一年生をさせたい」という保護者も見受けられた、

また、新システム開始当時、メディアで66か月の子供に既定の教育プログラムを実施することは、子供にとって負担も大きく、子供たちは学校に行くための準備がまだ十分でないとの批判があった。だがこれに対し、政府は遊びや物理的な活動を通じた授業を追加するよう各学校に指示した。

さらに、政府は、入学直後に、子供たちが学校嫌いにならないよう、すぐに読み書きを始めるのではなく、導入のための14週間のオリエンテーションプログラムを用意した。しかし興味深い事実として、多くの学校でこのオリエンテーションプログラムが実施されず、多くの保護者や教師はこれは不要としていたことだ。読み書きの授業は導入過程を考慮に入れずに突然始まったようだ。それは、保護者の圧力や教師間の競争によって、引き起こされたもので、結果として、オリエンテーションプログラムは直ちに終了し、読み書きの授業は1学期が終わらない前から始まってしまった。教師たちの多くは、ゲームやアクティビティなどの遊びを授業で取り入れることもなく、読み書き算数の授業を中心に行ったという。

④1週間授業数の増加

「4 + 4 + 4の新教育システム」を好意的に迎えている人たちも含み、対象者の多くが、今回の中学以降の週間授業数の増加を批判している。特に第5学年（中学第一学年）で一日あたり7～8時間の授業数となり、そのことに対し、教師たちは、多くの生徒が授業数の増加に適応できず、午後からの最後の授業で非常に退屈している様子であると話している。二部制の学校では特に問題が深刻で、午前の部の生徒はより早い時間に始まり、午後の部の生徒はより遅い時間に終わる。バス通学の生徒は、他の生徒の授業が終わるまで待つことを強いられることがあり、問題が生じたとしている。

⑤ 選択科目の評価

調査対象となった管理者、教師、保護者の多くが、今回の中学以降の選択科目の導入に高評価をしている。特に、「コーラン言語」や「預言者ムハンメドの生涯」などの宗教科目は、保護者側から好意的に受け入れられ、これらの科目は総じて保護者側が選択するケースが多かった。加えて、応用数学、外国語の授業は、最も選択された科目となった。

一方、宗教科目以外の選択科目について、保護者や生徒の要望にそったものでなく、教師や学校のインフラ不足によって学校側が決定する場面が多かった。公立学校の管理者は、「多岐な選択授業を実現するため、学校の全設備を利用している。一番の問題は、教師不足であり、非常勤講師を雇う余裕もない」という声も聞かれた。さらに、選択科目の重要性を知らしめるために、選択科目で成績評価を取り入れることを一部の対象者は望んでいたが、一方で「選択科目を点数で評価することは、選択科目の目的に反しているので望ましくない」という声も上がった。

⑥ 12年間の義務教育の延長

高校までが義務教育となった結果、すべての学生が入学試験のあるアナドル高校（普通高校）、もしくは入学試験のない職業高校のいずれかに入学をしなければなくなり、結果的に試験なしで入れる職業高校の入学が大幅に増えた。これまでの普通高校はすべてアナドル高校に吸収され、アナドル高校に入れなかった生徒たちが職業高校に流れる傾向が生まれ、結果的に職業高校の過密化が問題となった。調査対象となった職業高校の管理人や教師たちは、「試験なしということで生徒の学力レベルが低下し、学ぶ意欲も低い。これらの生徒の欠席や中途退学率も高くなった」と話している。

(今後の課題と対策)

- ・教育的見地から、全地域の小中学校の分立は、段階的な移行期間を考慮しつつ早期に行わなければいけない課題である。
- ・義務教育の就学開始年齢を 66 か月にしたことにより、学校生活に適応できない子供のために（一年遅らせるための）健康診断書を必要とする対策はやめなければならない。子供の就学開始時期は、保護者と学校の話し合いによって、決定されることが望ましい。
- ・新一年生の教師は、入学直後の 14 週間、オリエンテーションプログラムを、その教育カリキュラムに従い、効果的に導入すべきである。
- ・中高の一週間の授業数を減らす必要があり、教育委員会会長が先ごろの決定に従い、週 35 時間に改定しなければならない。
- ・教師や設備不足といった選択科目の問題に対し、過剰であった選択科目を減らすことで対処できる。昨日の教育委員会会長の決定どおり、今後、中学校の選択科目の時間を 6 時間から 3 時間に減らすことは、今回の調査結果と一致した見解である。
- ・配置換えにあった小学校の担任教師の中で、以前の担任学級への復帰を望むものに対して、その機会を与えなければならない。

- ・小中学校を分立した際に、学校の校長と副校長の格付けが不透明な場合は、早期に明確化しなければならない。
- ・義務教育が12年に上がったことで、職業高校で引き起こった学生の過度な増加、学力不足などの問題のため、早急な職業教育のインフラ整備、教育の質の向上が実現されなければならない。

これらの問題の中で急務の課題は、二分化による学校や学級の増設を今後も拡充すること、そして選択科目のための教師やスペースを確保するための予算増額を実施し、新年度（2014年9月～）が始まらない前に10万人の教師を採用することの二つである。

イ 教育研究者による事後評価

ハジュテペ大学経済学部ハーカン・ミフジュ教授は、「1997年度から施行された『8年間の連続義務教育』の結果が見出されないうちに、早急に新システムに移行したことは多くの問題を噴出させた」と苦言を呈している。ハーカン氏の書いた「どうして4+4+4？」³⁸⁷という記事によると、8年間の連続義務教育は様々な問題もはらんでいたが、トルコ国内の就学率を倍増させたことに一定の評価を与えるべきであるとしている。

トルコ国内の就学率は、『8年間の連続義務教育』が開始された1997/1998年度が84.74%であったのに対し、2010/2011年度には98.41%、中学校に関しては37.87%から66.07%にまで増加した。さらにトルコで昔から問題となっている女子の就学率の低さにも言及し、1997/1998年度の女子の小学校就学率84.74%から2010/2011年度には98.22%となり、男子の就学率（男子は90.20%）に近づいた。中学校に関していえば、女子の中学校就学率は1997/1998年度34.16%（男子は41.39%）から2010/2011年度には約64%（男子は約68%）で2倍に増加した。また、UNDP（国連開発計画）が2011年に調査した世界の平均学校在籍期間によると、1995年度で4.8年だったものが、2000年で5.5年、2011年で6.5年まで順調に上昇してきた。

しかしながら、ハーカン氏は、他の諸国と比べたとき、2011年時点でトルコよりも実質所得の少ないアゼルバイジャン8.6年、ブルガリア10.6年、ウクライナ11.3年であり、トルコでもさらに平均学校在籍期間を上げる努力をするべきだとも言っている。

(ア) ハーカン氏が指摘する新システムの早急な導入による問題点

a 宗教教育の強化

一つ目の問題として、廃止されたイマム・ハティップ中学（イスラム教宗教学）を復活させるため、小中一貫教育を分離させたこと、さらに初等教育第二段階（中学）において宗教的な選択科目を増やしたことを疑問視している。「1997年度に国家の基本である政教分離を徹底させるためイマム・ハティップ中学（イスラム教宗教学）を廃止したのに、なぜ今頃になって復活させることになったのか。（今の政府による）「信仰心の強い世代を育成したい」という意思表示であり、新たな論争の火種を作った」としている。

b 就学年齢の低下による弊害

二つ目の問題として、就学年齢を5歳に落とし、10歳にならない前に小学過程を修了し、その時点で職業選択を迫られることについても激しく批判している。「子供たちは思春期に到達する前に職業選択を迫ることや、政策的な観点から宗教教育を盛り

³⁸⁷ ・ハジュテペ大学経済学部ハーカン・ミフジュ教授著 「どうして4+4+4？」

<http://bianet.org/bianet/egitim/137299-neden-4-4-4>

第8章 トルコ

込むことが、今回の新システムの目的なら、全く意味をなさないものだ」とし、同じ主張をアンカラ大学教育学部やボスフォラス大学教育学部がそれぞれに発表した「新教育システムへの提言」でも同じ主張がされている。

アンカラ大学教育学部³⁸⁸の主張

「早期から職業指導をすることは、子供たちの基礎教育並びにホリスティック発達に支障をきたす。子供たちがそれぞれの能力や特性、関心、価値観を認識しながら、人生の目標や期待が明確になり、そして一貫したものになるのは、一般的に思春期の終わりになる。そのため、早期の進路指導は望ましくない」

ボスフォラス大学教育学部³⁸⁹の主張

「10歳の子供の関心や知識、能力、技能は永続化されていない。科学的見地からみても、思春期の期間でさえも本人の関心や知識、能力、技能は確固されないことは明確である。10歳の子供に無理やり職業選択を迫ることは科学的見地からも望ましくない」

c 中学校就学率の低下の懸念

三つ目の問題として、初等教育第一段階4年間（小学校）の後、第二段階4年間（中学校）を通信制学校に転化できることに対しても、『8年間の連続義務教育』で順調に伸びてきた中学就学率が低下する恐れがあり、特に、トルコの昔からの慣習によって低かった女子の中学就学率（トルコではいまだに女子を学校に通わせない保護者がおり根強い問題となっている）が逆に下がる危険性がある」としている。中学の就学率が下がるということは、小学校を終えた子供が外で働かされ、安価で未熟労働力の供給源になりかねないと危惧している。トルコの一般的な農業外失業率は2012年度12%と依然として高い率で、国際市場で製造する大企業は未熟ではなく熟練した労働力を必要としている。「新システムの教育分割は、熟練した労働力の育成を阻み、国際競争力を低下させる恐れがある」とハーカン氏はいう。さらに就学年齢を早めた結果、所得水準の高い家庭は早くから塾や個人授業を受けるところもあり、所得水準の低い家庭との教育格差が広がることになる。これは「公立の小学校は無料である」という法律を無視して、小学校を商業化することにもつながるとしている。

³⁸⁸ ・アンカラ大学教育学部の今回の新教育システム導入に向けた見解：

<http://epg.education.ankara.edu.tr/files/2013/09/444.pdf>

³⁸⁹ ボスフォラス大学教育学部の今回の新教育システム導入に向けた見解：

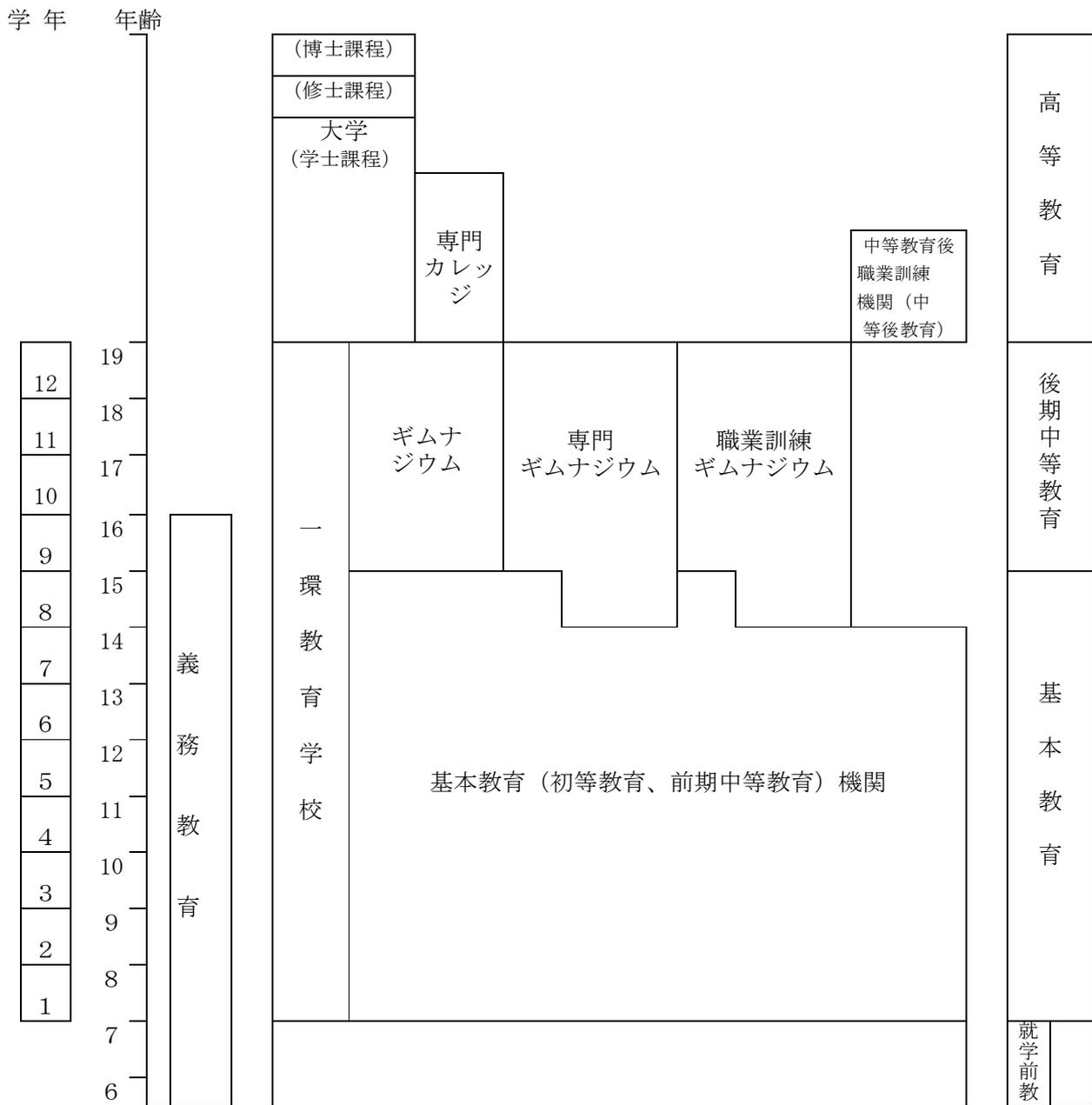
<http://www.fed.boun.edu.tr/default.asp?MainId=18>

第9章 ブルガリア

1 現在の学制の概要

(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類

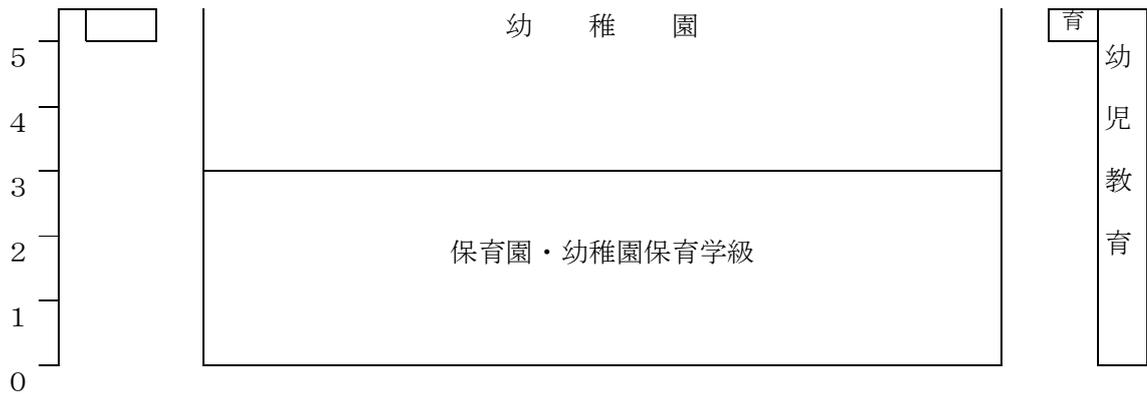
図表9 - 1 : ブルガリアの学校系統図³⁹⁰



³⁹⁰ 学制図については、最新のものと思われるため下記を用いた。欧州委員会 EACEA Eurydice Bulgaria、Overview, Structure of the national education system 2012/13 :

<https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Bulgaria:Redirect>

第9章 ブルガリア



ア 学制区分

ブルガリアの学校制度は、1989年の社会主義体制崩壊後に制定された新教育法〔2（2）項参照〕に基づいて構築されており、幼児教育、基本教育（初等教育及び前期中等教育を統合）、後期中等教育、中等後教育、高等教育から構成されている。しかし新教育法はたびたび改正が行われており、制度は安定していない。

2012/2013年度（2012年9月開始年度）の学校制度は以下のとおりである³⁹¹。

図表9 - 2 : ブルガリアの学制区分³⁹²

区分	期間	学年	年齢	
幼児教育	7年間		0歳～7歳	このうち3歳～7歳が初等教育前教育期。また特に5歳～7歳を就学前教育期と位置づける。
基本教育 （初等教育及び前期中等教育を統合 ³⁹³ ）	8年間	第1学年～第8学年	6歳又は7歳～15歳	1999年の教育レベル、普通教育、カリキュラム法制定〔2（2）項参照〕に伴い設けられた。期中にコース分岐の選択肢あり（7年生修了後に受験のうえ、職業訓練教育機関や専門教育機関（ギムナジウム）に進級し、進級先で基礎教育期間を修了することもできる。）
後期中等教育	4年間	第9学年～第12学年	15歳～	コース分岐あり。教育機関には以下の種類がある。 ・ギムナジウム（中等教育機関）：第9～11学年又は12学年まで。 （第1～12学年までの一貫教育校の第9～12学年も含む）

³⁹¹ ブルガリアの学校制度についてはブルガリア教育・科学省の他、EU、ユネスコなど複数の国際機関が情報提供を行っているが、そのうち最も直近年度の内容をまとめた欧州委員会教育・視聴覚・文化執行機関 欧州教育情報ネットワーク〔The Education, Audiovisual and Culture Executive Agency (EACEA)、EURYDICE。以後「欧州委員会 EACEA EURYDICE」とする〕のウェブサイトの情報を中心に整理し、記載した。また、ブルガリアについては、社会主義体制崩壊以降の学制改革についての調査を行った。

³⁹² 欧州委員会 EACEA EURYDICE、The European Encyclopedia on National Education Systems Bulgaria : <https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Romania:Overview> (URL アクセス確認：2014年1月9日～10日、以下同様)

³⁹³ 英文文献においては初等教育を elementary、前期中等教育を primary と記載する場合もある。

第9章 ブルガリア

				<p>またギムナジウムにおいても専門コースや職業訓練コースが設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門ギムナジウム：外国語、数学、人文科学等の専門教育を行う。第7学年又は第8学年修了後に（受験のうえ）入学。 ・ 職業訓練機関、職業訓練ギムナジウム
中等後教育	最大2年間			<p>職業訓練に特化した教育課程であり、高等教育への進学は目的としない。また授業料有料である。</p>
高等教育	3年間～			<p>教育機関：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合大学：複数分野の教育を行う。 ・ 専門高等教育機関：科学、芸術、体育、軍事学に特化。 ・ 専門カレッジ：特定分野（観光、ヘルスケア、芸術など）の教育を行い、分野学士の資格を授与。3年間のコース。 ・ 研究機関：ブルガリア科学アカデミーなどの研究機関も研究プログラムを設け、博士号の授与を行う。 <p>学位：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学士：教育期間4年間。総合大学又は専門高等教育機関で授与。 ・ 修士：総合大学又は専門高等教育機関において所定の単位を取得した学生に対し授与。 ・ 博士：総合大学又は専門高等教育機関、研究所において授与。

イ 規制庁

ブルガリアの教育制度全般を管轄するのは教育・青年・科学省（The Ministry of Education, Youth and Science、MEYS）³⁹⁴である。

ウ 私立学校³⁹⁵

就学前教育から高等教育までの各区分において私立学校が存在する。国公立校同様に、教育・青年・科学省の管轄下にある。私立学校が設立されたのは1992年と歴史が浅く、数はまだ少ない。³⁹⁶（私立学校令（Ordinance on Private Schools）では、政府が私立校制度の開発

³⁹⁴ 省庁の名称は、欧州委員会 EACEA Eurydice のウェブサイトにおいては「教育・青年・科学省（The Ministry of Education, Youth and Science、MEYS）（2013年1月時点）」であったが、2014年1月時点では「教育・科学省」である。ブルガリア教育・科学省 <http://www.government.bg/cgi-bin/e-cms/vis/vis.pl?s=001&p=0024&n=23&g=>

³⁹⁵ 欧州委員会 EACEA Eurydice Bulgaria、Organization of Private Education : https://webgate.ec.europa.eu/efp/mwikis/eurydice/index.php/Bulgaria:Organisation_of_Private_Education

³⁹⁶ 社会主義体制時、教育機関はすべて国立であり、中央政府がコントロールを行う中央集権型であった。Education in the People's Republic of Bulgaria, 1981-1984、第39回国際教育会議1984（International Conference on Education; 39th; Geneva; 1984）、国際連合教育科学文化機関 国際教育局（UNESCO International Bureau of Education） p17 : http://www.ibe.unesco.org/National_Reports/Bulgaria/nr_mf_bu_1984_epr.pdf

第9章 ブルガリア

に向けた環境整備を行う旨規定している。)

私立学校は国の定めたカリキュラムに基づいて授業を行うが、それに加えて学校独自の授業（語学や芸術の強化など）を行うことができる。

(2) (1)のうち義務教育段階、義務教育年齢

義務教育年齢は16歳までである³⁹⁷（新教育法³⁹⁸第7条）。またその期間は11年間（就学準備教育2年間、基本教育（初等教育及び前期中等教育）8年間及び、後期中等教育期間のうち1年間（第9学年まで））である。

就学準備教育（5歳～7歳）の2年間は2010/2011年度より義務化³⁹⁹されている。

(3) (1)のうち無償で提供される教育

ア 授業料

国立・公立の教育機関の授業料はすべて無償である⁴⁰⁰。

イ 教科書

第1学年～第7学年までのすべての学校（国公立、私立含む）の教科書は無償で提供される⁴⁰¹。

ウ 通学交通費等⁴⁰²

基本教育や後期中等教育において生徒の遠距離通学が発生する場合、交通手段などが提供される。

数の限られる専門教育機関への通学に対しては交通手段や寄宿舎が提供され、児童数の減少に伴う閉校に対しては近隣校までの交通手段が提供される。また主として都市部に設置される後期中等教育機関へ地方の生徒が通学する際は、交通費の割引を受けることができる。)

(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類

ア 就学前教育

OECD生徒の学習到達度調査（2009年）のデータによると、私立校に通う学生数は2%、学校数は1.9%であった。
Public and Private Schools - How management and funding relate to their Socio-economic Profile, p19, p78 :

<http://www.oecd.org/pisa/pisaproducts/50110750.pdf>

³⁹⁷ 欧州委員会 EACEA Eurydice Bulgaria, Overview :

<https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Bulgaria:Redirect>

義務教育は後期中等教育期間中（9年生修了時に該当）に終了するが、そのまま12年生まで教育を受けるケースが多い。

³⁹⁸ ブルガリアでは社会主義体制崩壊後の教育制度改革において、旧体制下で制定された「Public education act」を廃止し、新たに「Public education act」を制定した。本報告書では両者を区別するため「新教育法」「旧教育法」と記載する。

³⁹⁹ 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）国際教育局（International Bureau of Education、IBE）World Data on Education 2010/2011 p6 Pre-school education の項 :

http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Bulgaria.pdf

⁴⁰⁰ 憲法第6条では「国公立の教育機関はすべて無償」と定めるが、中等後教育機関や高等教育機関の授業料は有償である。

⁴⁰¹ 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）国際教育局（International Bureau of Education、IBE）World Data on Education 2010/2011 Laws and other basic regulations concerning education の項 :

http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Bulgaria.pdf

⁴⁰² 欧州委員会 EACEA Bulgaria, Organization of Single Structure Education :

https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Bulgaria:Organisation_of_Single_Structure_Education

同 Organization of General Upper Secondary Education :

https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Bulgaria:Organisation_of_General_Upper_Secondary_Education

第9章 ブルガリア

基礎教育を受ける前の0歳～7歳期は幼児教育期となっているが、そのうち3歳～7歳が初等教育前教育期、また特に5歳～7歳が就学前教育期に当たる。就学前教育は2010/2011年度に義務化された。

0歳児から3歳児までは保育園又は幼稚園の保育学級、それ以降は幼稚園で教育を受ける。

イ 学校外教育

教育機関は芸術、科学、技術、製作、スポーツに関する学校外活動を運営する旨が新教育法で定められている。

具体的な例としては、2011/2012年度第2学期⁴⁰³に開始されたプログラム USPHE (Making school life a central attraction、実施期間3年間)があり、同プログラムのもと学校外授業・クラブ活動が提供されている。授業科目以外のメニューを提供することで生徒の学校離れ(学校中退・学業放棄)の防止を狙う。本プログラムは、欧州社会基金(European Social Fund、欧州連合による地域支援の資金援助枠組み)によって資金が提供され、教員の人件費や教材費がカバーされるものである⁴⁰⁴。

(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育期間の違い

国の教育制度を管轄するのは教育・青年・科学省であり、基本的には国が定めた制度や政策を各地方自治体へ落とし込むという形を取る。各地方自治体は、教育機関の運営に関する補助的な役割を果たすが、近年地方への権限委譲の動きも見られる⁴⁰⁵。

(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階

新教育法第43条(1)項では優秀な生徒への奨学金提供を定めているが、飛び級については触れられていない。同(2)項では中退防止策の必要性を規定しており、中退対策に重点がおかれた結果、飛び級制度の優先度が低くなっている可能性もある。

(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階

ブルガリアは第1学年～第8学年までが一貫教育(「基本教育」)であり、調査時点では第1学年～第4年生の間での留年制度はない(新教育法 2009年改正法にもとづく)⁴⁰⁶。

2 学制の改正状況

(1) 最近20年間に行われた学制の改正の概要

⁴⁰³ 基本教育の年度は9月に開始し、第1学期はクリスマス休暇等をはさみながら18週間ある。したがって第2学期は翌年2月前後になると思われる。欧州委員会 EACEA Eurydice Bulgaria, Organisation of Single Structure Education :

https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Bulgaria:Organisation_of_Single_Structure_Education

⁴⁰⁴ ①プログラム USPEH (BG051PO001-4.2.05-0001 USPEH) <http://uspeh.mon.bg/> (ブルガリア語)

②欧州委員会 European Social Fund PROJECTS, Making school life a central attraction の一例 :

<http://ec.europa.eu/esf/main.jsp?catId=46&langId=en&projectId=303>

③ラジオ・ブルガリア記事 : 学校外教育で暴力行為防止 (Aggression at school curbed through extracurricular activities)

2012/2/9 : <http://bnr.bg/en/post/100140166/aggression-at-school-curbed-through-extracurricular-activities>

⁴⁰⁵ ①欧州委員会 EACEA EURYDICE Bulgaria, Administration and Governance at Central and/or Regional Level :

https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Bulgaria:Administration_and_Governance_at_Central_and/or_Regional_Level

②National Programme for Development of School and Pre-school Education (2006–2015) (ブルガリア初の長期的教育政策プログラム) ブルガリア教育・科学省 P8, 6. Supercentralization of the management of the system :

http://www.mon.bg/opencms/export/sites/mon/en/left_menu/acts/programme_ministry-of-education_2006-2015.pdf

⁴⁰⁶ 欧州委員会 EURYDICE Grade Retention during Compulsory Education in Europe: Regulations and Statistics, P21

CHAPTER 2, 2.1 Existing regulations : http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/thematic_reports/126EN.pdf

第9章 ブルガリア

ブルガリアでは1989年の社会主義体制崩壊から2年を経て新教育法が制定され、学校制度改革への取組が行われてきた。しかし同法は20回以上の改定が行われ、それに伴い教育制度も頻繁に変更が行われる（直近の制度変更は2012/2013年度）など、安定した制度が確立していない。現時点までに行われた学制に係わる変更は以下のとおり。

ア 義務教育期間の拡大

2009年に10年間（第1学年～第10学年まで）に拡大された（従前の義務教育期間は第1学年～第8学年の8年間）。現在の義務教育期間は11年間である〔1（2）項参照〕。

イ 就学前教育の義務化

2002年、2003年の同法改正により6歳児、7歳児を対象にした学校又は幼稚園での就学準備教育を義務化した。また2010/2011年度の学期より5歳児及び6歳児の就学前教育も義務化した。

ウ 教科書無償化の拡大

第1学年～第7学年までの国公立・私立学校の教科書無償化を2008年開始。従前は国公立学校1年生～4年生の教科書が無償であった。

【参考】授業時間の拡大も実施されている。基本教育の授業は半日制であったが、政府は初等教育の全日制化を計画しており、2010/2011年度からまず第1学年を対象に全日制の授業が開始された⁴⁰⁷。

(2) 現在の学制を規定している法律⁴⁰⁸、その根拠条文

ア 新教育法⁴⁰⁹（The Public Education Act 又は The National Education Act）1991年制定

- ① 全国民が教育を受ける権利を有する（第4条（1）項）。
- ② 国公立の教育機関における教育は無償である（第6条）。
- ③ 学齢は7歳（又は保護者がその子どもが学校入学の程度に達したと判断した場合は6歳）であり、16歳までを義務教育期間とする（第7条（1）項、同（2）項）。
- ④ 幼稚園及び学校は、国立、公立、又は私立で運営される（第10条（1）項）。
- ⑤ 子どもが5歳になる年度から2年間の就学前教育を義務とする（第20条（1）項）。
- ⑥ 学校教育はレベル面においては基本教育及び中等教育から構成され、教育内容の面においては一般及び職業訓練から構成される（第22条（2）項）。
- ⑦ 基本教育は初等教育（第1学年から第4学年）及び前期中等教育（第5学年から第8学年）の2つの段階において提供される（第23条（1）項）。
- ⑧ 8年生修了時に基本教育卒業証書が授与され、中等教育又は職業訓練教育の過程への進学資格が与えられる（第23条（4）項）。

⁴⁰⁷ ブルガリア英字メディア Sofia Echo（在ブルガリア日本国大使館のリンク先より調査） Bulgaria pushes new multi-million leva programme for first-grade education 2010/9/1 : http://www.sofiaecho.com/2010/09/01/954517_bulgaria-pushes-new-multi-million-leva-programme-for-first-grade-education

⁴⁰⁸ 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）国際教育局（International Bureau of Education、IBE）World Data on Education 2010/2011 : http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Bulgaria.pdf

⁴⁰⁹ 新教育法2012年改正版（英語版）、ブルガリア教育・科学省：

http://www.mon.bg/opencms/export/sites/mon/en/left_menu/acts/Public_Education_Act.pdf

第9章 ブルガリア

⑨中等教育は、12年生の修了及び入学試験への合格をもって達成されたものとする。中等教育達成時には卒業証書が授与され、同証書により中等後教育又は職業訓練教育の課程への進学資格が与えられる（第24条（1）項）。

イ 教育機関の種類⁴¹⁰（第26条（1）項）
教育機関の種類は以下のとおりである。

- ①初等教育機関（第1学年～第4学年）
- ②前期中等教育機関（第5学年～第8学年）
- ③基本教育機関（第1学年から第8学年）
- ④ギムナジウム（中等教育機関、第9学年から第12学年）
- ⑤専門ギムナジウム（1999年改定により設置）
- ⑥一般中等教育機関（第1学年～第12学年の過程にあたる）、
- ⑦職業訓練ギムナジウム又は技術学校（2009/2010年度より設置、第8学年又は第9学年～第12学年）
- ⑧職業訓練教育機関（1999年改定により設置、第7学年又は第8学年から3年間、第9学年から4年間）、
- ⑨中等教育後の専門カレッジ（1999年改定により設置、2年間）
- ⑩スポーツ教育機関、
- ⑪芸術教育機関、
- ⑫専門教育期間、
- ⑬文化教育機関（2006年改定により設置）

ウ 憲法⁴¹¹

1991年制定（社会主義体制崩壊後に定められた民主的憲法）。国民が教育を受ける権利及び義務教育年齢（16歳まで）、また無償教育の範囲（国公立の初等教育、中等教育及び法で定める範囲内での高等教育）を定める（共に第53条）。

エ 私立学校令（Ordinance on Private Schools）

政府が私立校制度の開発に向けた環境整備を行う旨規定している。

オ 教育レベル、普通教育、カリキュラム法（Level of Education, General Education Minimum and Curriculum Act）⁴¹²

1999年制定。基本教育（初等教育及び前期中等教育）、中等教育⁴¹³についてその期間とカ

⁴¹⁰ 中等教育機関の種類は法令で細分化されているが、直近の制度をまとめた資料ではそれらが整理された形で記載されている。この項目では法令の内容を紹介するが、学制の把握という観点から、報告書冒頭の学制に関する記載は整理された形式のものを採用した。

⁴¹¹ ①ブルガリア憲法 英文版（ブルガリア議会ウェブサイト）<http://www.parliament.bg/en/const>

②1991年版憲法 日本語訳 「1991年ブルガリア共和国憲法（全訳）」、ビストラ・直川 「比較法学」第32巻第2号、2001/1 早稲田大学比較法研究所：<http://www.waseda.jp/hiken/jp/public/review/pdf/34/02/ronbun/A04408055-00-034020159.pdf>

⁴¹² ブルガリア語版（教育・科学省ウェブサイト）：

http://www.mon.bg/opencms/export/sites/mon/left_menu/documents/law/zkn_obr_minimun.pdf

英文版（南東ヨーロッパ教育改革イニシアチブ（Education Reform Initiative of South Eastern Europe, ERI SEE）ウェブサイト）：

http://www.erisee.org/downloads/2013/2/b/Level_of_Education_General_Education_Minimum_and_Curriculum_Act%202009%20ENG.pdf

⁴¹³ 法令では「中等教育」と記載されているが、1（1）ア項の「後期中等教育」に該当する。

第9章 ブルガリア

リキュラムを定める。

第3条

(前略)

(2) 項 教育のレベルは基本教育及び中等教育とする。

(3) 基本教育には以下の2段階を含む。

1. 初等教育 (elementary) 4年間 (1年生から4年生)

2. 前期中等教育 (primary) 4年間 (5年生から8年生)

(4) 中等教育は4年間 (9年生から12年生) である。

第4条 以下教育機関における教育の期間が第3条の記載内容と異なる場合、教育・青年・科学省は条例を制定する。

(中略)

2. 専門学校、スポーツ・芸術学校

(中略)

4. 6年生修了後の職業訓練クラスを有する教育機関

カ 高等教育法 (Higher Education Act) ⁴¹⁴

1995年制定。高等教育に関する評価・認証を行う行政機関の設置を定める。

①国の高等教育政策の実施は教育・科学省が行う。(第10条(1)項)

②高等教育機関はこれを国立又は私立とする。(第12条)

③高等教育機関は大学、専門高等教育期間(アカデミー、研究所等)、単科大学からなる。(第17条(1)項)

キ 大学の独立性に関する法 (Academic Autonomy Act)

1990年制定。大学及びその他の高等教育機関は、その運営関連事項(組織、教育・研究内容、資格授与等)に関して決定権を持つ旨を規程⁴¹⁵。

(3) 学制改正前の法律⁴¹⁶、その根拠条文

ア ブルガリア人民共和国憲法

国民は、無償教育を受ける権利を有する。無償教育は、すべての教育段階、すべての教育機関において提供される。教育機関は国有であり、初等教育は義務である。国は全国的統一の中等教育制度のための環境整備を行う(第45条1項)

⁴¹⁴ブルガリア現地メディア Darik が運営するサイト：<http://lex.bg/laws/ldoc/2133647361>

英文版(2007年改正版)(ブルガリア高等教育評価認証機関、NATIONAL EVALUATION AND ACCREDITATION AGENCY)：http://www.neaa.government.bg/en/legal_base/laws

⁴¹⁵内容が確認できたのは以下の英語版(1993年改正版、国際連合文書管理システム)であった。最新版ではないが以下にURLを記載する。なお同法は2010年に改正が行われた模様(ユネスコ国際教育局資料)。

<http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/UNTC/UNPAN016455.pdf>

⁴¹⁶ 1 ①新教育法 付則 暫定および最終規定(TRANSITIONAL AND FINAL PROVISIONS) 第10項 法の廃止

②Education in the People's Republic of Bulgaria, 1981-1984, Ministry of Education 1984

第39回国際教育会議1984(International Conference on Education; 39th; Geneva; 1984)、国際連合教育科学文化機関国際教育局(UNESCO International Bureau of Education) p5- ;

http://www.ibe.unesco.org/National_Reports/Bulgaria/nr_mf_bu_1984_efr.pdf

第9章 ブルガリア

イ 高等教育法 (Law on Higher Education) 1958年制定

旧体制下の高等教育法であるが、内容を確認することができなかった。

ウ 新教育法の制定による過去の法令の廃止

直近の学制改正は社会主義体制崩壊後に制定された新教育法に基づくが、新教育法の制定時に過去の下記法令⁴¹⁷が廃止された。

新教育法の制定時廃止された法令は以下のとおりである。

- ①旧教育法 (The Public Education Act) 1948年制定。
- ②ブルガリア人民共和国における学校・生活相互の関連及び公教育の開発継続に関する法律 (The Act on closer links between school and life and on the continued development of public education in the People's Republic of Bulgaria) (1959年制定)
- ③公教育に関する法令第330号 (Decree No. 330 on Public Education) (1954年発令)
- ④教育の開発継続に関する法令第2213号 (Decree No. 2213 on the continued development of education) (1983年発令)

(4) 学校段階別学制の改正状況

ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正

社会主義体制崩壊後の学校制度においては各教育区分の年齢区分に変更はない。ただし1999年教育レベル、普通教育、カリキュラム法の制定に伴い、初等教育と前期中等教育の2区分は一貫した「基本教育」に統合された。

イ 義務教育年齢・年数の改正

(ア) 義務教育期間の拡大

2009年、第1学年～第10学年までの10年間義務教育開始(従前の義務教育期間は第1学年～第8学年の8年間)。現在の義務教育期間は11年間である[1(2)項参照]。

(イ) 就学前教育の義務化

2002年・2003年の同法改正により、6歳児・7歳児を対象にした学校又は幼稚園での就学準備教育を義務化。また2010/2011年度の学期より5歳児及び6歳児の就学前教育も義務化し、就学前教育2年間が義務教育となった。

ウ 特定教育段階での無償化導入・変更

第1学年～第7学年までの国公立・私立学校の教科書無償化。2008年開始(従前は国公立学校第1学年～第4学年の教科書が無償であった)。

エ 飛び級制度の導入・撤廃

調査を行ったが、飛び級制度の導入・撤廃に関する文献を確認することができなかった。

オ 留年制度の規定

2009年の新教育法改正により、初等教育において自動的な進級制度が定められたが、それ以前は第2学年～第4学年までの学年について留年が行われていた⁴¹⁸。

⁴¹⁷ いずれも社会主義体制下の法令である。今回は社会主義体制崩壊後の制度について調査を行ったため、参考情報として記載した。

⁴¹⁸ ①欧州委員会 EURYDICE、Grade Retention during Compulsory Education in Europe: Regulations and Statistics、P35

第9章 ブルガリア

(5) 学制改正に関する世論動向

ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等

世論やメディアは、教育年数やグレード区分よりも、教育の質や中退者を問題にしているものが多い。

(ア) 国営ブルガリア・ラジオ記事

国営ブルガリア・ラジオの学制改正に関する記事を以下にまとめた。

- ①国の教育制度改革に批判的な記事。教師の質の問題や詰め込み教育の弊害発生（生徒自身が考えるような教育カリキュラムではない）など、直近 20 年間の教育制度改革が成功裏に終わったとは言えない、との論調。2012 年に実施の OECD 生徒の学習到達度調査（PISA）においてブルガリアは 65 カ国中 47 位、またその平均点は全参加国平均を下回っている⁴¹⁹。
- ②ブルガリアにおける教育の質向上を目指し教員の育成及びその地位の向上を目指す教育 NGO「Teach for Bulgaria」のトップをつとめる女性を紹介。ブルガリアのすべての児童が質の高い教育を受けられるよう活動を行い、過疎地の児童が国内外の有力校に進学する支援を行うなど成果をあげているという⁴²⁰。
- ③ブルガリアにおける学校中退生の平均年齢は 14 歳であり、EU 加盟国内で最低であるとのユネスコ調査結果を紹介。この結果には国外で教育を受けるためブルガリアを離れた生徒も含まれるが、国外留学生徒数に関する統計はない⁴²¹。
- ④欧州委員会は教育の質向上、高等教育への投資強化をブルガリアに要請⁴²²。

イ 改正に関する賛成意見

調査を行ったが、確認することができなかった。

ウ 改正に関する反対意見

2（5）ア（ア）項を参照。

(6) 学制改正の背景⁴²³

Additional notes : http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/thematic_reports/126EN.pdf

②欧州委員会 EACEA によると、2007/2008 年度までは初等教育の 2 年生～4 年生段階で留年が行われていたと思われるが、下記報告書が発表された 2011 年時点では留年制度はない。

Grade Retention during Compulsory Education in Europe: Regulations and Statistics、European Commission Education, Audiovisual and Culture Executive Agency, p22, p35 :

http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/thematic_reports/126EN.pdf

⁴¹⁹ 国営ブルガリア・ラジオ PISA criticizes Bulgaria's educational system 2013/12/5 :

<http://bnr.bg/en/post/100274652/piza-criticizes-bulgarias-educational-system>

⁴²⁰ 国営ブルガリア・ラジオ Evgenya Peeva: I long to see every child with access to high-quality education 2013/11/25 :

<http://bnr.bg/en/post/100222795/evgenya-peevea-i-long-to-see-every-child-with-access-to-high-quality-education>

⁴²¹ 国営ブルガリア・ラジオ 7,000 Bulgarian kids out of classrooms over past 5 years 2013/11/8 :

<http://bnr.bg/en/post/100220507/7000-bulgarian-kids-out-of-classrooms-over-past-5-years>

⁴²² 国営ブルガリア・ラジオ EU wants fast reforms in Bulgarian education 2011/12/29 :

<http://bnr.bg/en/post/100134790/eu-wants-fast-reforms-in-bulgarian-education>

⁴²³ この項の参考文献は以下のとおり。

①「ブルガリア国の経済回復と EU 加盟への展望」今井正幸、日本福祉大学経済学会・日本福祉大学福祉社会開発研究所 『日本福祉大学経済論集』第 32 号 P40,44 2006/2 : <http://research.n-fukushi.ac.jp/ps/research/usr/db/pdfs/00048->

第9章 ブルガリア

学制改正に関する主要な社会的背景を以下にまとめた。

- ①1989年の社会主義体制崩壊後の民主化、市場経済移行、EU加盟のプロセスにおいて教育制度も重点分野と認識され、良質な労働力の育成確保のため、制度改革が必要とされた。
- ②欧州の経済戦略「欧州2020」に基づきブルガリア政府が策定した国の改革プログラム（National Reform Programme 2011-2015）では、持続可能な経済発展達成に向けた重点課題として教育の質・効率向上が挙げられ、社会の変化に対応し良質な労働力を市場に提供するための教育改革が必要であるとした。また2020年までの数値目標として、中退率の11%への引き下げ、30歳から34歳の人口に占める高等教育機関卒業者の割合を36%とすることも謳われ、それに向けた措置として、就学前教育の普及拡大、学校中退者数の削減・中退防止、高等教育進学インセンティブ制度設置が掲げられている⁴²⁴。
- ③さらにブルガリアでは少数民族ロマの教育水準の低さ（全国平均と比べると学校入学率は非常に低く、中退者は非常に多い）が問題となっており、その解決のためにも制度改革が必要とされた背景がある。

（7）学制改正に関する評価

ア 教育規制庁や教育研究者などによる事後評価

メディアの論調も含め、制度改革は進行しているが中身の課題が残されている、との見方が多い。学制そのものというよりも教師の質や中退者が大きな問題になっている。

イ 有識者による評価⁴²⁵

民主化以降の教育制度改革を失敗であると批判（背景として決定力に欠ける政策、教育の既得権益者の排除失敗、国民支持の低さを挙げる）。まず中央集権的な制度の改革が必要であるとする。

ウ 政府による評価

ブルガリア政府は国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が開催する国際教育会議

00002.pdf

②「南東欧諸外国投資環境調査」第三節 ブルガリア、公益財団法人日本国際問題研究所、平成14年度外務省委託研究 p53-54 : http://www2.jiia.or.jp/pdf/russia_centre/h14_nantouou/08_Bulgaria.pdf

③National Reform Programme 2011-2015 : 欧州2020に基づきブルガリア政府が策定した国の改革プログラム。National Reform Programme 2011-2015 Republic of Bulgaria : http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/nrp/nrp_bulgaria_en.pdf
Annex: Action Plan with the measures, included in the National Reform Programme of the Republic of Bulgaria (2011-2015) p96-100 No.176-183 :

http://ec.europa.eu/economy_finance/economic_governance/sgp/pdf/20_scps/2011/01_programme/bg_2011-04-15_nrp_annex2_en.pdf

④国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）国際教育局（International Bureau of Education、IBE）World Data on Education 2010/2011 p15 The educational process, primary education の項 : http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Bulgaria.pdf

⑤欧州2020（Europe 2020） http://ec.europa.eu/europe2020/index_en.htm

⁴²⁴ National Reform Programme 2011-2015, Republic of Bulgaria, National target 4 “11% share of the early school leavers by 2020, and a 36% share of the people aged 30-34 with higher education by 2020”

⁴²⁵ Evgeni Dainov Education Reform in Bulgaria: A Study in Failure? Education Reform in Bulgaria: A Study in Failure? Evgeni Dainov, Bulgarian Journal of Science and Education Policy, Vol.1, No.1 2007 : <http://bjsep.org/getfile.php?id=39>
Dainov氏は新ブルガリアン大学社会慣行センター長（Director of Center for Social Practices, New Bulgarian University）の肩書きを持つ。同センターは市民団体として設立されたが、1995年、社会主義体制崩壊後に設立された大学傘下の機関となった。

第9章 ブルガリア

(International Conference on Education、ICE) で自国の教育制度に関する報告を行っている。主なものは次のとおりである。

(ア) 第 43 回会議 (1992 年) (The Development of education, 1990-1992: national report of the Republic of Bulgaria、Ministry of Education and Science⁴²⁶)
社会主義体制崩壊、民主化に伴う教育制度改革に一定の評価を与えている。

(イ) 第 45 回会議 (1996 年) (Development of education in the 1994-1996: national report of the Republic of Bulgaria、Ministry of Education, Science and Technologies/Institute for Education and Science⁴²⁷)
教育制度改革後の課題を中心にした報告書。民主化以降の国内外の社会状況変化に応じた教育制度改革の必要性を説き、対応策としての中教育改革とその改革目標を挙げている。また、初等教育及び中等教育機関における (主にロマ人の) 留年者、中退者の問題にも触れている。

(ウ) 第 46 回会議 (2001 年) (The Development of education: national report of Republic of Bulgaria、Ministry of Education and Science⁴²⁸)
1990 年代に実施された教育制度改革を俯瞰し、政権交代に影響を受けない改革の実行、国民の支持の獲得、適切な財源手当て等の必要性を指摘する。また取り組むべき課題として義務教育における就学率の低下・中退率の上昇・留年増加への対応、地域教育格差の撤廃、ICT への取組、教育予算の拡大、教職の地位及び給与改善等を挙げている。

(エ) 第 47 回会議 (2004 年) (The Development of education: national report of Republic of Bulgaria、National Institute of Education/Ministry of Education and Science⁴²⁹)
21 世紀を迎えた中、過去の一連の教育改革について評価を行い、将来に向けた課題への取組を論じている。改革により達成された事項としてカリキュラムや指導要綱の整備、制度の基盤となる法の整備、高等教育機関に質管理を義務付けるといった教育の質向上への対応等を挙げる。また課題として過疎地に住む児童への教育提供、初等中等教育の就学率低下や中退率上昇への対応 (就学しない児童や中退者は主に貧困層、とりわけ少数民族の児童であると指摘)、高等教育の品質保持や資源の適正配分、中等教育や労働市場との連携拡大等を挙げている。

なお、直近の国際教育会議開催は 2008 年開催の第 48 回会議[Inclusive education (少数民族の就学率向上) がテーマであったため本項では割愛]であるが、2014 年 4 月に第 49 回会議が開かれる予定である⁴³⁰。

⁴²⁶ The Development of education, 1990-1992: national report of the Republic of Bulgaria、第 43 回国際教育会議 1992 (International Conference on Education; 43rd; Geneva; 1992)、国際連合教育科学文化機関 国際教育局 (UNESCO International Bureau of Education) : http://www.ibe.unesco.org/National_Reports/Bulgaria/nr_mf_bu_1992_eb.pdf

⁴²⁷ Development of education in the 1994-1996: national report of the Republic of Bulgaria、第 45 回国際教育会議 1996 (International Conference on Education; 45th; Geneva; 1996)、国際連合教育科学文化機関 国際教育局 (UNESCO International Bureau of Education) : http://www.ibe.unesco.org/National_Reports/ICE_1996/bulgaria96.pdf

⁴²⁸ The Development of education: national report of Republic of Bulgaria、第 46 回国際教育会議 2001 (International Conference on Education; 46th; Geneva; 2001)、国際連合教育科学文化機関 国際教育局 (UNESCO International Bureau of Education) http://www.ibe.unesco.org/National_Reports/ICE_2001/Bulgaria.pdf

⁴²⁹ The Development of education: national report of Republic of Bulgaria、第 47 回国際教育会議 2004 (International Conference on Education; 47th; Geneva; 2004)、国際連合教育科学文化機関 国際教育局 (UNESCO International Bureau of Education) : http://www.ibe.unesco.org/National_Reports/ICE_2004/bulgaria.pdf

⁴³⁰ 文部科学省 日本ユネスコ国内委員会 第 36 回ユネスコ総会の概要報告

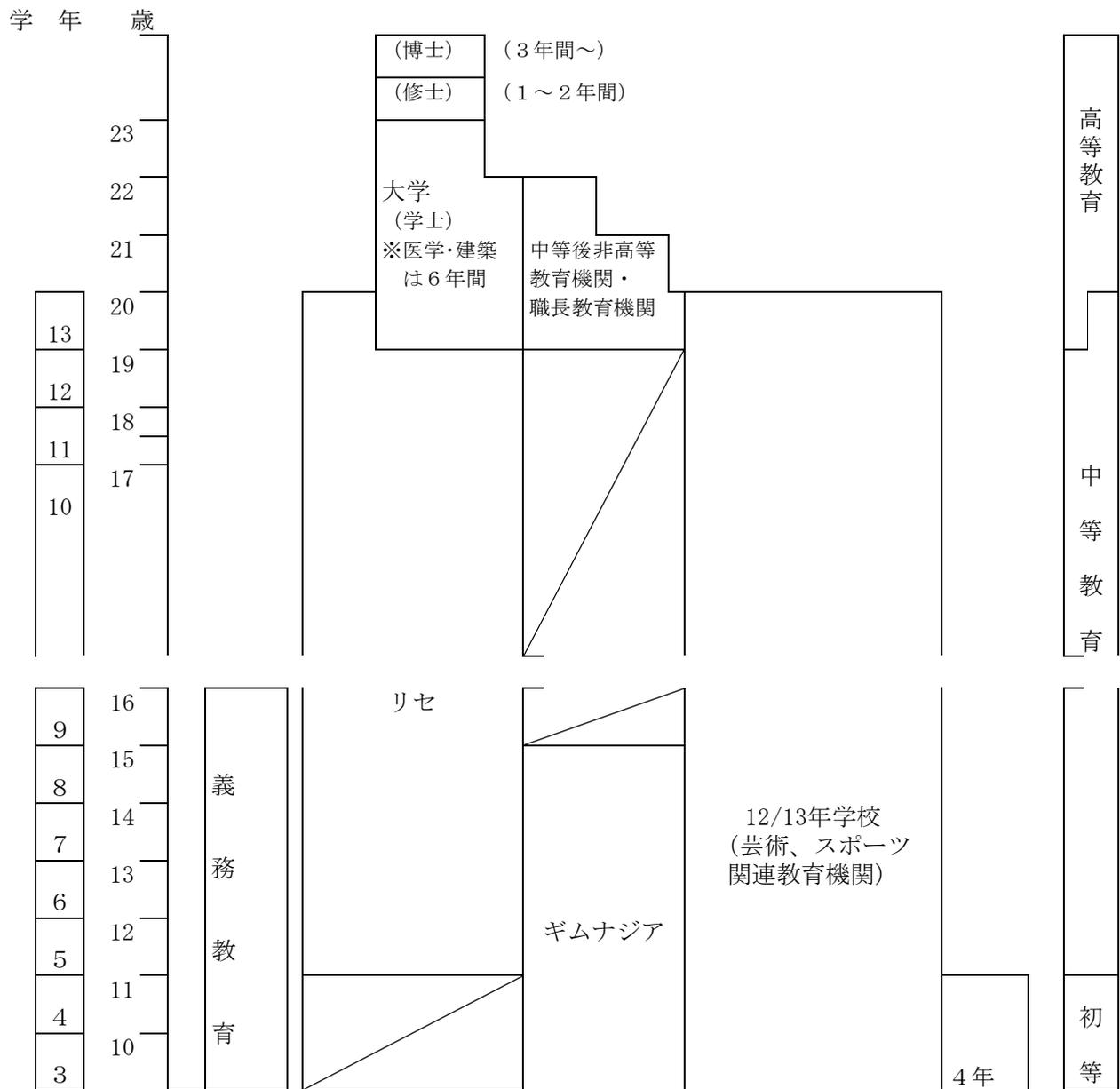
第9章 ブルガリア

第 10 章 ルーマニア

1 現在の学制の概要

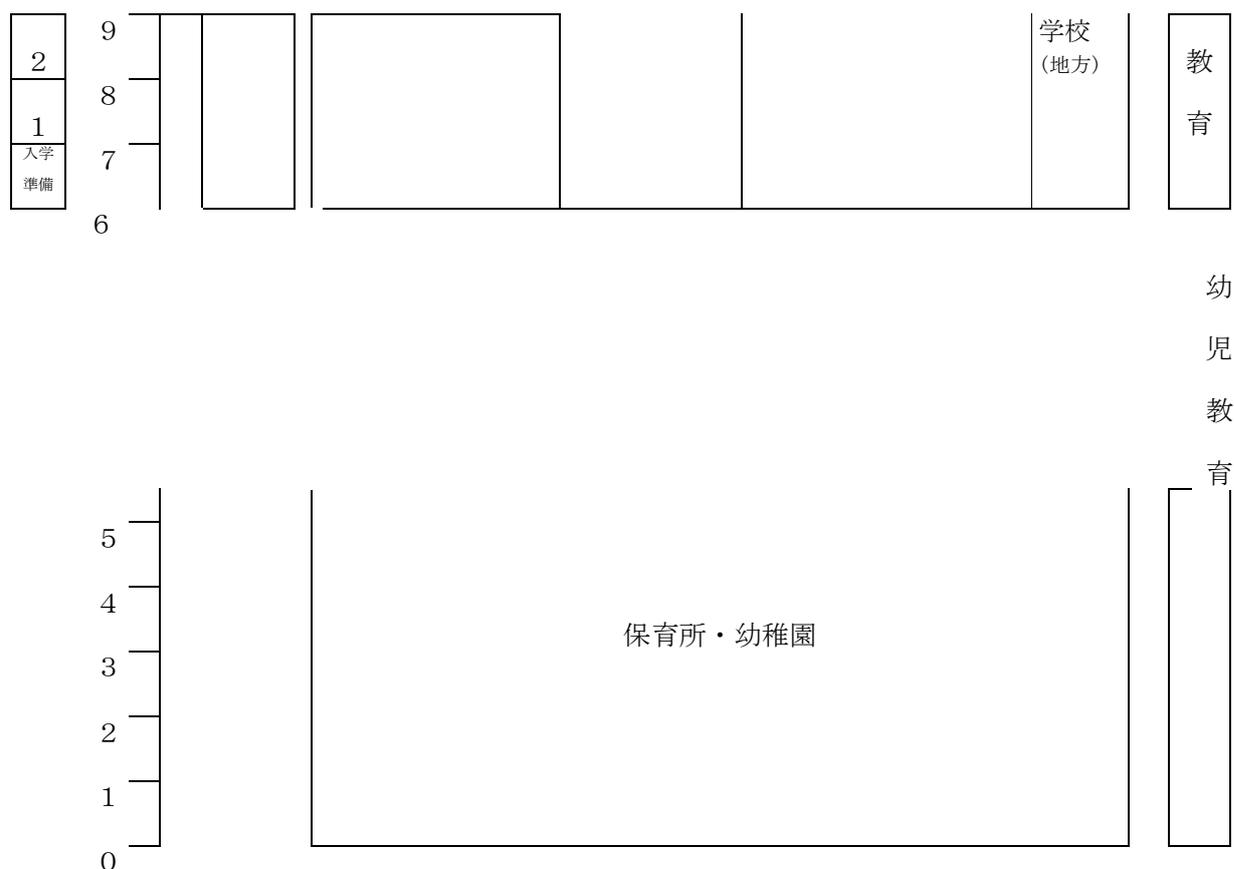
(1) 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢別・グレード別分類

図表 10 - 1 : ルーマニアの学校系統図⁴³¹



⁴³¹ ルーマニア国民教育省ウェブサイトで公表されている学制図は改革過渡期の状況を示すものであったため、最も直近の情報が公表されている下記を出典とした。欧州委員会 EACEA The European Encyclopedia on National Education Systems Romania、Overview, Structure of the national education system 2012/2013 : <https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Romania:Overview>

第 10 章 ルーマニア



ア 学制区分

ルーマニアの学校制度は初等教育、中等教育、中等後非高等教育、高等教育の4つに分けられているが、1989年の共産党独裁制崩壊後、とくに初等・中等教育の段階で継続的に教育改革が実施されている（直近では2012年9月入学期から初等教育期間が1年間延長されるといった動きが見られる）⁴³²。中等教育段階では普通教育・職業教育・専門教育の三種に分岐が行われており、選択するコースにより教育期間が異なる。

2012/2013年度（2012年9月開始年度）の学校制度は以下のとおりである。

図表 10 - 2 : ルーマニアの学制区分⁴³³

区分	期間	学年	年齢	
幼児教育		—	0歳～6歳	保育所、幼稚園での保育。
初等教育	5年間	入学準備年1年	6歳～11歳	教育機関は以下3タイプ。

⁴³² ルーマニアの学校制度についてはルーマニア国民教育省の他、EUやユネスコなど複数の国際機関が情報提供を行っているが、そのうち最も直近年度の内容をまとめた欧州委員会教育・視聴覚・文化執行機関 欧州教育情報ネットワーク（The Education, Audiovisual and Culture Executive Agency (EACEA)、EURYDICE。以後「欧州委員会 EACEA EURYDICE」とする）のウェブサイトの情報を中心に整理し、記載した。なお、ルーマニアについては共産党独裁体制崩壊後の制度について調査を行った。

⁴³³ 欧州委員会 EACEA The European Encyclopedia on National Education Systems Romania : <https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Romania:Overview> (URL アクセス確認 : 2014年1月8日、以下同様)

第 10 章 ルーマニア

		間、 初等教育機関第 1 学年～第 4 学 年	(保護者の申 請により、学 校年度開始年 内に 6 歳とな る 5 歳児の初 等教育機関入 学も可能 ⁴³⁴)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 年学校 (主に学童数の少ない地方の 学校) ・ ギムナジア (gymnasia、初等教育 4 年間 及び中等教育のうち 4 年間) ・ 12/13 年学校 (芸術、スポーツ関連教育機 関。初等教育及び中等教育全 期間の教育を行う機関)
中等教育 (前期・後 期)	8 年間 又は 9 年間	第 5 学年 ～第 12 学年又は 第 13 学年 (中学校：第 5 学年～第 9 学 年、高等学校： 第 10 学年～第 12 学年又は第 13 学年)	11 歳～19 歳	<p>中等教育段階からコース分岐 がある⁴³⁵。</p> <p>[前期中等教育機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ギムナジア (の第 5 学年か ら第 8 学年) ・ リセ (Liceu、高校) 低学 年 (第 5 学年から第 10 学 年) ・ 芸術、スポーツ関連教育機 関 (第 5 学年から第 10 学 年) <p>[後期中等教育機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リセ高学年 (第 11 学年～ 第 12 学年) <p>※リセは普通中等教育、職業 教育、専門教育の 3 コースに 分岐し、職業・専門教育の場 合第 13 学年まで教育を行う 場合もある。</p>
中等後非高 等教育	1 年間～ 3 年間	—	19 歳～22 歳	技術者教育、職業訓練に特化 した課程。中等後非高等教育 機関、職長教育機関において 教育が行われる。
高等教育： 3 段階に区 分。	第 1 段 階： 3 年間又 は 4 年間 (医学、 建築専攻 は 6 年 間) 第 2 段 階： 1 年間又 は 2 年間	—	—	<p>大学、研究機関等における教 育。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 段階：修了時に学士号 授与。 ・ 第 2 段階：修了時に修士号 授与。 ・ 第 3 段階：博士号コース <p>※ 上 記 制 度 の 開 始 は 2005/2006 年度。</p>

⁴³⁴ 国家教育法第 29 条 (2) (2) ア (ウ) 項参照)。

https://webgate.ec.europa.eu/fpifs/mwikis/eurydice/index.php/Romania:Organisation_of_Primary_Education

⁴³⁵ コース転向も可能であるが、手続が必要である。Romanian – U.S. Fulbright Commission, The Romanian Educational System Academic quality : <http://www.fulbright.ro/educational-advising-center/experience-romania/the-romanian-educational-system>

第10章 ルーマニア

公立学校で提供される教育はすべて無償である（憲法第32条で規定）⁴³⁹。

(4) 就学前教育、学校外教育の年齢別・グレード別分類

ルーマニアの就学前教育の特徴は「入学準備年」（1年間）を義務化している点にある。入学準備年の前は幼児教育に当たり、0歳から6歳までが対象となるが、0歳から3歳が前・就学前教育、3歳から6歳までが就学前教育グレードとなっている。就学前教育は保育所（crèche）、幼稚園などで行われる。義務化は行われていない。幼稚園はその大半が公立である。公立幼稚園は授業料無償である。

なお5歳から6歳までの就学前教育についても「入学準備年」として義務化することが検討されている⁴⁴⁰。

ア 学校外教育

ア 学校外教育

ルーマニアには、共産党国家時代に「開拓者の家」（児童に対し共産主義教育を行う党下部組織）と呼ばれる施設が存在したが、これが共産党独裁体制崩壊後に「子ども宮殿・クラブ」と名称・教育内容を変えて存続している。「子ども宮殿・クラブ」では芸術や職業訓練的な分野（木工、手芸、舞踊、音楽、語学等）の様々な活動が行われている⁴⁴¹。

また、国家教育法〔2（2）項参照〕第58条「放課後学校の設置」では、教育機関が必要に応じて保護者団体と連携しながら学校外プログラム（授業、レクリエーションなど）を実施することを認めている。

(5) 地域による学制の違い、国内における義務教育機関の違い

国の教育政策は国民教育省が管轄しており、地域による制度差はないが、改革の過程では中央集権的な構造から、自治体による関与を強める（カリキュラムや予算策定に携わる）という権限委譲も進められている⁴⁴²。

(6) 飛び級制度の導入・撤廃状況、飛び級制度が導入されている教育段階

⁴³⁹ ルーマニア憲法（ルーマニア下院ウェブサイト、英文）：

http://www.cdep.ro/pls/dic/site.page?den=act2_2&par1=2#t2c2s0a32

⁴⁴⁰ 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）国際教育局（International Bureau of Education、IBE）World Data on Education 2010/2011 P8 Pre-school education の項：

http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Romania.pdf

Romania-Insider.com（ルーマニア在住外国人向けメディア）2013/5/29：Mandatory education could start at the age of five in Romania, down from six currently： <http://www.romania-insider.com/mandatory-education-could-start-at-the-age-of-five-in-romania-down-from-six-currently/100408/>

⁴⁴¹ ①国別 JICA ボランティア（日本語教育）派遣概況 ルーマニア（2） 青年海外協力隊事務局 2009：

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject2301.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/33600b2fab6e1713492575ef002c65a4/\\$FILE/%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%82%A2%E6%A6%82%E6%B3%81\(2\)%E3%80%802009.01.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject2301.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/33600b2fab6e1713492575ef002c65a4/$FILE/%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%82%A2%E6%A6%82%E6%B3%81(2)%E3%80%802009.01.pdf)

JICA ではこの「子ども宮殿」において日本語教育を実施していた。

②国際交流基金 日本語教育派遣事業 現場の声・レポート「世界の日本語教育の現場から 日本語専門家の声」2003年度「ルーマニアでは」：<http://www.jpff.go.jp/j/japanese/dispatch/voice/touou/romania/2003/report01.html>

⁴⁴² ①欧州委員会 EACEA The European Encyclopedia on National Education Systems Romania Administration and Governance at Central and/or Regional Level：

https://webgate.ec.europa.eu/fpfs/mwikis/eurydice/index.php/Romania:Administration_and_Governance_at_Central_and/or_Regional_Level

②THE ROMANIAN EDUCATION SYSTEM The National Report, MINISTRY OF EDUCATION AND RESEARCH, 2001：

<http://www.ibe.unesco.org/International/ICE/natrap/Romania.pdf>

第 10 章 ルーマニア

飛び級制度の存在を直接示す資料を確認することができなかった⁴⁴³。

(7) 留年制度の導入・撤廃状況、留年制度が導入されている教育段階⁴⁴⁴

初等教育、前期中等教育で導入されている留年制度について記載する。

成績、出席日数、品行を理由に留年となる。また特別な事情（海外で教育を受ける、学校が認めた文化・スポーツ等のイベント出演等）があったり、年間授業の 5 割超を欠席したりすると留年が認められる。

ただし、初等教育段階では 5 割超の欠席であっても期末試験を受けることができ、その結果次第で進級が可能である。また前期中等教育段階では、正当な理由なく授業数 40 時間以上を欠席するか、ある科目の授業数の 3 割以上を欠席した者は退学扱いとなるものの、翌年に退学前と同じ学年に在籍する権利を保有する。

2 学制の改正状況

(1) 最近 20 年間に行われた学制の改正の概要

ア 法整備

1989 年の共産党独裁体制の廃止後、1995 年に教育法を制定。さらに 2011 年には生涯教育を含む教育全般について定めた国家教育法を制定 [2 (2) 項参照]。

イ 義務教育期間の拡大

義務教育期間はこの 20 年間で 8 年間から 10 年間に拡大された。

義務期間の変遷は以下のとおりである。

図表 10 - 3 : ルーマニア義務教育機関の変遷

年度	
～1999 年	8 年間
1999 年	9 年間（初等教育 4 年、中等教育 5 年）
2003/2004 年度より	10 年間（初等教育 4 年、中等教育第 1 段階 4 年、中等教育第 2 段階 2 年）

ウ 初等教育機関入学年齢の引き下げ

2003/2004 年度の義務教育期間拡大に伴い、初等教育機関への入学年齢が 7 歳から 6 歳へと引き下げられた。

エ 初等教育及び中等教育の期間変更

2012/2013 年度より変更。6 歳で第 1 学年に入学する制度を改め、6 歳で「入学準備年」に入学することとし、「入学準備年」1 年間で修了後、第 1 学年に進級する制度（従来のグレードを 1 年間後ろ倒しとする）となった。

オ 高等教育の段階設定

ボローニャ・プロセス（欧州共同の高等教育システム構築に向けた改革、2010 年までに欧

⁴⁴³ 米国国務省管轄の教育プログラムのルーマニア紹介ウェブサイトによると、ルーマニアには飛び級や大学への飛び級入学制度はない。Romanian - U.S. Fulbright Commission, The Romanian Educational System Academic quality : <http://www.fulbright.ro/educational-advising-center/experience-romania/the-romanian-educational-system>

⁴⁴⁴ 欧州委員会 教育・視聴覚・文化執行機関（EU EACEA EURYDICE）Grade Retention during Compulsory Education in Europe: Regulations and Statistics P24 :

http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/thematic_reports/126EN.pdf

第 10 章 ルーマニア

州内の大学のレベルアップを図る目的で開始された)への参加に伴う 2004 年の国内法整備を受け、高等教育の三段階化制度が 2005/2006 年度から開始された[ボローニャ・プロセスについては 2 (4) を参照]。

なお、「国家教育法」[2 (2) で後述。ルーマニアの教育制度を定める]には、2020 年までに後期中等教育も義務化する旨が定められている。

(2) 現在の学制を規定している法律⁴⁴⁵、その根拠条文

ア 国家教育法 (National Education Law 1/2011、原語 “LEGEA EDUCAȚIEI NAȚIONALE nr. 1 /2011”、2011 年 2 月発効)⁴⁴⁶

生涯教育・職業訓練を含む、一貫した教育制度の枠組みについて定める。

国家教育法、教育制度に関する条文は以下のとおりである。

・第 16 条

第 (1) 項 義務教育の年数は 10 年間であり、初等教育及び中等教育を含む。中等教育は 2020 年までに義務教育化をはかる。

第 (2) 項 義務教育を受ける義務が消失する年齢は 18 歳である。

第 (3) 項 国の教育制度を通じ教育訓練の目的を達成するため、国立の中等教育を一般化し無償とする。

・第 23 条

第 (1) 項 国の教育制度は以下の段階によって構成される。

(a) 幼児教育 (0 歳～6 歳)

(b) 初等教育 (入学準備年を含む。第 1 学年～第 4 学年)

(c) 中等教育

(i) 前期中等教育又は第 5 学年～第 9 学年を含む中等教育機関 (第 9 学年～第 10 学年)

(ii) 後期中等教育 (第 10 学年～第 12 学年又は第 13 学年) (普通教育、職業訓練教育、専門教育各コースあり)

(d) 職業教育 (6 か月～2 年間)

(e) 大学以外の高等教育 (中等教育後教育を含む)

・第 29 条

第 (2) 項 その年の学校年度開始前に 6 歳となった児童は入学準備年に就学する。保護者の申請により、学校年度開始後その年内に 6 歳となる児童もその心身の発達が適切であれば入学準備年に就学することができる。

・第 58 条

第 (1) 項 教育機関はその運営者の判断により放課後の「学校後学校」活動を行うことができる。

⁴⁴⁵ 国際連合教育科学文化機関 (ユネスコ) 国際教育局 (International Bureau of Education、IBE) World Data on Education 2010/2011 p3-4 Laws and other basic regulations concerning education の項 :

http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Romania.pdf

欧州委員会 EACEA The European Encyclopedia on National Education Systems Romania Legislation <https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Romania:Legislation>

⁴⁴⁶ 欧州委員会 欧州統合情報ウェブサイト (EWSI) ルーマニア国家教育法 (National Education Law 1/2011) について http://ec.europa.eu/ewsi/en/resources/detail.cfm?ID_ITEMS=20232

ルーマニア教育省 国家教育法 (ルーマニア語)

http://ec.europa.eu/ewsi/UDRW/images/items/docl_20232_951990287.pdf

第 10 章 ルーマニア

第（２）項	必要に応じて自治体や保護者団体と連携しながら教育、レクリエーション活動を実施し子どものスキル向上活動や補習的活動をすることができる。	
・第 137 条	第（４）項	大学教育は教育分野及び学位、修士、博士の 3 段階で区分される。

イ 法令 288/2004（2004 年 6 月）及び法令 346/2005（2005 年 11 月）

大学教育組織に関する法令。346/2005 が 288/2004 を補足。ボローニャ・プロセス参加に伴う法整備が行われ、学士・修士・博士の各課程の教育内容や期間が定められた。

ウ 教育の質保証法 87/2006

政府緊急令 2005 年 7 月 12 日を承認する法令。高等教育の質保証にかかわる独立機関の設立、大学前教育に関する質保証にかかわる組織（当時の教育省傘下）の設置を定める。

エ 憲法⁴⁴⁷

（ア）第 6 条

少数民族はその民族、文化、言語、宗教の保護や、その使用を行う権利を有する。

（イ）第 32 条

国公立教育は無料であり、少数民族に所属する者はその使用言語を習得し、当該言語で教育を受ける権利を有する。

（３）学制改正前の法律、その根拠条文

ア 教育法（Education Law 84/1995、原語“Legea învățământului nr. 84/24.07.1995”、1995 年公布）

国の教育制度にかかわる機関やその役割について定める。2003 年/2004 年度からは、法令 268/2003 に基づく制度改正が行われ、その中で義務教育期間の拡大も定められた。

教育法、義務教育及び教育制度に関する条文は以下のとおりである。

・第 6 条	義務教育は 10 年間である。18 歳になると教育を受ける義務が消失する。	
・第 7 条	第（１）項	教育は無償とする。
・第 15 条	第（２）項	国の教育制度は、公立及び私立の諸教育機関によって構成される。
	第（５）項	国の教育制度は以下の段階によって構成される。
	（a）	幼児教育入学準備年
	（b）	初等教育（第 1 学年～第 4 学年）
	（c）	中等教育
		・前期中等教育 ギムナジウム（第 5 学年～第 8 学年）及びリセ前期又は芸術クラス（第 9 学年～第 10 学年）
		・後期中等教育 リセ後期（第 11 学年～第 12 学年又は 13 学年）
	（d）	中等教育後教育

⁴⁴⁷ ルーマニア下院議会 ルーマニア憲法（英文）<http://www.cdep.ro/pls/dic/site.page?id=371>

(e) 高等教育

(4) 学校段階別学制の改正状況

ア 初等教育、中等教育、後期中等教育、高等教育の年齢区分の改正

(ア) 2012/2013 年度から初等教育・中等教育の区分を変更。

初等教育の最初の 1 年間は「入学準備年」となり、以降のグレードが 1 年ずつ後ろ倒しになった。

【参考：2012/2013 年度の制度変更前の中等教育】

参考のため、直近の制度変更に関し先立つ制度（2003/2004 年度時点の制度）内容を記載する。

<2003/2004 年度>⁴⁴⁸

前期中等教育・後期中等教育合わせて 8 年間又は 9 年間（第 5 学年から第 12 学年又は第 13 学年までが該当）。

①前期中等教育

- ・義務制前期中等教育・第 1 段階：4 年間、第 5 学年から第 8 学年。ギムナジウム（gymnasium）において提供される。
- ・義務中等教育・第 2 段階：2 年間、第 9 学年から第 10 学年。lyceum の低学年の 2 年間、又は工芸技術学校において提供される。

②後期中等教育

2 年間又は 3 年間、第 11 学年から第 12 学年又は第 13 学年まで。現在義務化されていないが、2020 年までに義務化する旨を「国家教育法」[詳細は 2（2）参照]で規定している。

(イ) 高等教育

2004 年以前は短期コース（3 年間）、長期コース（4 年間から 6 年間）の 2 コース及び長期コース修了後の大学院（修士コースが 1 年間又は 2 年間、博士コースが通常 4 年間、大学院修了後の専門学位コースが 1 年間以上）から成り立っていたが、2005/2006 年に制度が改正され、3 段階式となった。それに伴い、従前の短期コース（3 年間）は制度の第 1 段階に組み込まれた。この制度改正は、ボローニャ・プロセス（欧州共同の高等教育システム構築に向けた改革、2010 年までに欧州内の大学のレベルアップを図る目的で開始）に沿ったものである⁴⁴⁹。[2（2）法令 288/2004 を参照]

イ 義務教育年齢・年数の改正

(ア) 年齢

2003/2004 年度の義務教育期間拡大に伴い、初等教育機関への入学年齢が 7 歳から 6 歳へと引き下げられた。（両親からの要請があった場合の 7 歳からの入学や、6 歳になる以

⁴⁴⁸ 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）国際教育局（International Bureau of Education、IBE）World Data on Education 2010/2011 : http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Romania.pdf

⁴⁴⁹ ①国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）国際教育局（International Bureau of Education、IBE）World Data on Education 2010/2011 p9-10 Higher education の項 :

http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Romania.pdf

②ヨーロッパの高等教育改革－ボローニャ・プロセスを中心にして－ 国立国会図書館「レファレンス」2005/11 : http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200511_658/065804.pdf ; ③ボローニャ・プロセス ウェブサイト

<http://www.ehea.info/>

第 10 章 ルーマニア

前に子どもが一定レベルに達していたと判断された場合の 6 歳前入学も可能。しかし、入学年齢引き下げ後の 2007 年時点でも初等教育機関への入学を 7 歳からにしたい親は依然多く、第 1 学年に入学できる年齢であるが就学前教育を受けている子どもの割合は 8 割近くに達した⁴⁵⁰。この現象が、2012/2013 年度からの「入学準備年」導入につながったと考えられる。）

(イ) 年数

義務教育期間の変遷は次のとおりである。

図表 10 - 4 : 義務教育機関の変遷・詳細

年度	
～1999 年	8 年間（初等教育及び中等教育計 8 年間）
1999 年	9 年間に拡大 [法令 151（1999 年 7 月）で規定]。 初等教育 4 年間＝第 1 学年から第 4 学年 中等教育 5 年間＝第 5 学年から第 9 学年
2003/2004 年度より	10 年間（初等教育 4 年、中等教育第 1 段階 4 年、中等教育第 2 段階 2 年）に再拡大。 同時に義務教育開始年齢の引き下げ（7 歳開始から 6 歳開始へ）も行われた。

ウ 特定教育段階での無償化導入・変更

直近 20 年間における無償化の導入・変更については確認することができなかった。

エ 飛び級制度の導入・撤廃

1（6）項を参照。

オ 留年制度の導入・撤廃

留年制度は存在するが、その導入・撤廃について確認することができなかった。

(5) 学制改正に関する世論動向

ア 学制改正に関連した世論動向、特に改正当時のメディア報道状況等

国家教育法の制定時、世論・議会には賛否両論があり、メディアでもその様子が報じられている⁴⁵¹。（教育機関に対する歳出額が当該機関のパフォーマンスに応じて決定される仕組みの導入や、授業終了後に生徒が教師から宿題指導を受ける「放課後学校」制度の導入が盛り込まれた法案であったが、上院では義務教育期間を 11 年にすべきとの改正案が上院教育委員会で採択されるなど、様々な議論が行われた。教育現場にかかわる NGO 等の団体は「法令の成否は今後定められる運用規則次第だ」「パフォーマンスの悪い学校は消滅する」「ドロップアウト防止策にはならない」など、賛否両論。）

イ 改正に関する賛成意見

⁴⁵⁰ 欧州委員会 教育・視聴覚・文化執行機関 (EU EACEA EURYDICE) Grade Retention during Compulsory Education in Europe: Regulations and Statistics P19 :

http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/thematic_reports/126EN.pdf

⁴⁵¹ Business Review New education bill provokes different schools of thought 2010/6/21 : <http://business-review.eu/uncategorized/new-education-bill-provokes-different-schools-of-thought-9439/>

議会で審議中の国家教育法案については賛否両論があると報じる記事。

第10章 ルーマニア

国家教育法の法案審議が行われた際は、同法案が教育と地域の関わりを勘案し、放課後の教育活動を規定するなど子どもが恩恵を受けるものである、あるいは教育行政の法的枠組みが整う、等の指摘があった⁴⁵²。

ウ 改正に関する反対意見

(ア) 反対意見の概要

教育法、国家教育法共に制定にあたっての反対意見があり、制定までに時間を要した。

a 教育法（1995年）

同法の制定時、授業を行う言語や少数民族に対する教育の取扱いについての議論がまとまらず、制定に4年間を要した⁴⁵³。

b 国家教育法（2011年）

- 上院議長が国家教育法案について採択手続の違憲性を主張し、憲法裁判所に提訴したが、訴えが却下された⁴⁵⁴。
- 議会承認を経ずに国家教育法案を成立させようとした政府に対し、憲法裁判所が違憲との判断を下した。同法案には、教員の特定政党への所属を認める内容や、歳出カットのための地方での学校統合実施策などが盛り込まれており、野党は反対していた。さらに同法案には少数民族が特別にその母語で授業を受けられるという規定も含まれるが、少数民族（国内のハンガリー民族）保護を謳う政党が連立政権の一角を占めていることから、野党はこれに対して行き過ぎであるとして反対している⁴⁵⁵。
- また度重なる制度変更への戸惑いや、混乱も生じている⁴⁵⁶。
- 2013年夏、ルーマニアはIMFに対し、財政危機に備えた融資枠を申請したが、資金の使用目的の一つに教育への投資を挙げている⁴⁵⁷。

(6) 学制改正の背景⁴⁵⁸

学制改正に関する社会的背景

1989年の共産党体制の崩壊に伴い教育制度も混乱したが、EU加盟（1995年加盟申請、2007年加盟）を目指すにあたり社会体制の建てなおしを図る中、教育制度改革もその一つと位置付けられ、国家の優先課題であるとされた。

EU加盟に際しては、EU諸国内での学生交流、高度人材を含む労働者の交流が求められ、EU

⁴⁵² 脚注20に同じ。国際的非政府組織などによる指摘。

⁴⁵³ Romania Secondary Education and Training David H. Fretwell, The World Bank and Antony Wheeler, Education Consultant World Bank, Human Development Network Secondary Education Series P2 http://siteresources.worldbank.org/EDUCATION/Resources/278200-1099079877269/547664-1099079967208/Romania_secondary_education_trainingEn01.pdf

⁴⁵⁴ 在ルーマニア日本国大使館 ルーマニア月報 2011年1月号：<http://www.ro.emb-japan.go.jp/stuff/20111geppo.pdf>

⁴⁵⁵ AP通信 Constitutional court rejects Romania education law 2010/11/3：<http://www.highbeam.com/doc/1A1-d62b7b80b8034a97a378f2a2cea1b6c3.html>

⁴⁵⁶ Business Review New school of thought: Romanian education under scrutiny 2011/3/14 <http://business-review.eu/uncategorized/new-school-of-thought-romanian-education-under-scrutiny-11206/>

⁴⁵⁷ Business Review Romania seeks IMF support 2013/9/30 <http://business-review.eu/featured/romania-seeks-imf-support/>

⁴⁵⁸ COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT Roadmaps for Bulgaria and Romania, Commission of the European Communities, 2002, pp35-36：<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2002:0624:FIN:EN:PDF>

上記報告書の中ではルーマニアに対し、短期的には移民者の子どもの教育に関する政策、中期的には義務教育期間の拡大、職業訓練教育の整備や教育制度全体の見直し策を提言している。

Preparing Romania's accession to the European Union, European Business Journal, 1996/9/22：

<http://www.highbeam.com/doc/1G1-18896382.html>

第10章 ルーマニア

諸国に準じた教育制度及び職業訓練制度の改革（初等・中等教育の質・構造改革や、少数民族に対する教育機会保証など）や法整備が必要となった。

（7）学制改正に関する評価

ア 教育規制庁による事後評価

ルーマニア政府は1990年代の改革を評価した報告書（2001年）の中で、教育法制定に伴う改善点としてカリキュラムの整備（教育機関によるカリキュラム策定への関与、全国統一されたコモン・コア・カリキュラムの設定、宗教教育の実施など）や、教育が地域と密接にかかわるようになった点などを挙げている。その一方課題として経済・社会の混乱による生活水準の低下、教育への関心の低下が中退者の増加や就学率の減少を招いたこと、こうした状況下で優秀な学生が海外流出していること等を挙げ、一層の法整備（混乱のない一貫した法整備）が必要であるとしている⁴⁵⁹。

イ 教育研究者などによる事後評価⁴⁶⁰

ルーマニアの教育制度は共産党独裁体制崩壊後に大きく変化を遂げたが（共産党思想教育の場からの解放）、教育は国の優先課題であるとの原則のもと、更に制度整備を行っていくべきとの指摘が多い。課題として挙げられるのは、中退率の改善⁴⁶¹、国の競争力強化のための高等教育の充実、市場経済への移行に伴い拡大した貧困層（特に少数民族）の教育への対応などである。特にロマ族児童の就学率の低さや中退に対しては措置が必要としている。

⁴⁵⁹ The ROMANIAN EDUCATION SYSTEM The National Report, MINISTRY OF EDUCATION AND RESEARCH, ROMANIA, 2001 p4,9,45-46 : <http://www.ibe.unesco.org/International/ICE/natrap/Romania.pdf>

⁴⁶⁰ Dr. Cheri Pierson, Megan Odsliv Perspectives and Trends on Education in Romania: A Country in Transformation, International Journal of Humanities and Social Science Vol. 2 No. 12 Special Issue - June 2012

⁴⁶¹ ルーマニアの中退率（2006/2007、国民教育省調べ）は初等教育で9.8%、中等教育で12.4%。

http://www.unicef.org/romania/media_15620.html

国立教育科学研究所（Institute of Educational Sciences）では補習授業や教材作成などの実施による中退率改善プログラム（Educational priority areas、EPA）を試行した。http://www.unicef.org/romania/media_15625.html

平成 25 年度
文部科学省生涯学習政策局政策課教育改革推進室改革企画係
委託事業

「教育改革の総合的推進に関する調査研究～
諸外国における学制に関する改革の状況調査～」
報告書

平成 26 年 3 月 20 日
© 文部科学省

調査委託：ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社
(略称：WIP ジャパン株式会社)
〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-8 平河町貝坂ビル 電話：03-3230-8200
<http://japan.wipgroup.com>